

令和3年 第3回

# 戸田市教育委員会定例会

令和3年3月19日（金）午前9時30分

戸田市役所3階教育委員室

戸田市教育委員会

# 第3回教育委員会（定例会）次第

- 1 開会
- 2 前回の会議録の承認
- 3 教育委員提案 別添 資料No.1のとおり
- 4 報告事項 別添 資料No.2のとおり

## 5 議事

ページ

### (1) 専決処理事項の報告

- 報告第 3号 令和3年度難聴言語通級指導教室学級移設計画について…………… 1
- 報告第 4号 生涯学習課所管施設の臨時休館について…………… 2

### (2) 議案

- 議案第10号 戸田市附属機関における審議の実施方法の見直しに伴う教育委員会規則の整備に関する規則（案）について…………… 7
- 議案第11号 押印を求める手続の見直しに伴う教育委員会規則の整備に関する規則（案）について…………… 21
- 議案第12号 押印を求める手続の見直しに伴う戸田市立小・中学校安全衛生管理規程の一部を改正する訓令（案）について…………… 34
- 議案第13号 学校運営協議会の委員の任命について…………… 当日配付
- 議案第14号 第4次戸田市教育振興計画について…………… 37
- 議案第15号 戸田市教育委員会事務局組織規則及び戸田市教育委員会事務局専決規程の一部改正について…………… 39
- 議案第16号 第5次戸田市生涯学習推進計画（案）について…………… 当日配付
- 議案第17号 戸田市立図書館の令和3年度特別整理期間に伴う休館について…………… 45
- 議案第18号 戸田市有形文化財の指定について…………… 当日配付
- 議案第19号 令和3年度戸田市教育委員会事務局職員の人事異動（案）について… 当日配付

6 その他

(1) 次回の教育委員会の日程（案）

令和3年4月15日（木）午前9時30分～

(2) その他

7 閉 会

# 報告第3号

## 令和3年度難聴言語通級指導教室学級移設計画

### 1 令和3年度難聴言語通級指導教室学級移設について

令和3年度より難聴言語通級指導教室の配置校を増やすことで、通級指導教室で指導を受ける児童、保護者の負担を軽減しより通いやすくするため、下記のとおり新曾小学校から戸田東小学校へ2学級移設する。

### 2 学級数、教員数について

(移設前)

設置校	学級数	教員数
新曾小学校	4学級	4人
美女木小学校	2学級	2人

(移設後)

設置校	学級数	教員数
新曾小学校	2学級	2人
<u>戸田東小学校</u>	<u>2学級</u>	<u>2人</u>
美女木小学校	2学級	2人

### 3 通学区域の変更について

(移設前)

設置校	通学区域		
新曾小学校	戸田第一小学校 戸田東小学校 新曾北小学校	戸田第二小学校 戸田南小学校	新曾小学校 喜沢小学校
美女木小学校	美谷本小学校 美女木小学校	笹目小学校 芦原小学校	笹目東小学校

(移設後)

設置校	通学区域		
新曾小学校	新曾小学校	戸田南小学校	新曾北小学校
<u>戸田東小学校</u>	<u>戸田第一小学校</u> <u>喜沢小学校</u>	<u>戸田第二小学校</u>	<u>戸田東小学校</u>
美女木小学校 (変更無し)	美谷本小学校 美女木小学校	笹目小学校 芦原小学校	笹目東小学校

- ・通学区域の変更については、在籍学校の通学区域から難聴言語通級指導教室設置校までの距離、今後の入学児童数の推移を参考にしている。



## 生涯学習課所管施設の臨時休館について

### 戸田市立芦原小学校生涯学習施設の臨時休館等の期間延長について

#### 1 期 間

変更前 令和3年2月22日（月）から3月7日（日）まで

変更後 令和3年2月22日（月）から3月21日（日）まで

#### 2 理 由 等

緊急事態宣言が延長されたことを受け、開催された新型コロナウイルス対策本部会議において、3月21日（日）まで、臨時休館及び貸室利用制限の期間延長が決定されたため。

#### 3 参 考

戸田市立芦原小学校生涯学習施設運営要綱 ～抜粋～

（利用時間）

第3条 施設の利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

（休館日）

第4条 施設の休館日は、次のとおりとする。

(1) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(2) その他教育委員会が必要と認めた日

## 戸田市立少年自然の家の臨時休所の延長について

### 1 臨時休所期間

変更前 令和3年1月12日（火）から3月7日（日）まで

変更後 令和3年1月12日（火）から3月21日（日）まで

### 2 理由等

緊急事態宣言が延長されたことを受け、開催された新型コロナウイルス対策本部会議において、3月21日（日）まで臨時休館等の期間延長が決定されたため。

### 3 参 考

#### (1) 戸田市立少年自然の家条例 ～抜粋～

(休所日)

第4条 少年自然の家の休所日は、次のとおりとする。

(1) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(2) その他戸田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めた日

#### (2) 平成28年4月1日付け締結戸田市立少年自然の家指定管理者基本協定書

戸田市立少年自然の家指定管理者制度業務仕様書 ～抜粋～

#### 4 休所日

(1) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(2) その他教育委員会が必要と認めた日

## 公民館の臨時休館の延長について

### 1 臨時休館期間

変更前 令和3年1月12日（火）から3月7日（日）まで

変更後 令和3年1月12日（火）から3月21日（日）まで

### 2 理由等

緊急事態宣言が延長されたことを受け、開催された新型コロナウイルス対策本部会議において、3月21日（日）まで臨時休館等の期間延長が決定されたため。

### 3 対象施設名 下戸田公民館・美笹公民館・新曾公民館

### 4 参考

戸田市公民館条例 ～抜粋～

（休館日）

第6条 公民館の休館日は、次のとおりとする。

（1）毎月第2月曜日、第4月曜日及び第5月曜日（その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日である場合を除く。)

（2）1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

（3）その他教育委員会が必要と認めた日

## 戸田市立郷土博物館の臨時休館の延長について

### 1 臨時休館期間

変更前 令和3年1月12日（火）から3月7日（日）まで

変更後 令和3年1月12日（火）から3月21日（日）まで

### 2 理 由 等

緊急事態宣言が延長されたことを受け、開催された戸田市新型コロナウイルス対策本部会議において、3月21日（日）まで臨時休館等の期間延長が決定されたため。

### 3 参 考

戸田市立郷土博物館条例 ～抜粋～

（休館日）

第6条 郷土博物館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月の第2月曜日、第4月曜日及び第5月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。
- (2) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで
- (3) 館内整理日（毎月末日。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日である場合を除く。
- (4) 特別整理期間（毎年1回15日以内）
- (5) その他教育委員会が必要と認めた日

## 彩湖自然学習センター（みどりパル）の臨時休館の延長について

### 1 臨時休館期間

変更前 令和3年1月12日（火）から3月7日（日）まで

変更後 令和3年1月12日（火）から3月21日（日）まで

### 2 理由等

緊急事態宣言が延長されたことを受け、開催された新型コロナウイルス対策本部会議において、3月21日（日）まで臨時休館等の期間延長が決定されたため。

### 3 参考

戸田市立郷土博物館条例 ～抜粋～

（休館日）

第6条 郷土博物館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月の第2月曜日、第4月曜日及び第5月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）
- (2) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで
- (3) 館内整理日（毎月末日。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日である場合を除く。）
- (4) 特別整理期間（毎年1回15日以内）
- (5) その他教育委員会が必要と認めた日

## 議案第10号

戸田市附属機関における審議の実施方法の見直しに伴う教育委員会規則の整備に関する規則（案）

（戸田市立学校給食センター運営委員会規則の一部改正）

第1条 戸田市立学校給食センター施行規則（昭和45年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条中「委員会」を「会議」に改め、「会議を」を削る。

第7条に次の1項を加える。

3 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第7条の次に次の1条を加える。

（書面等による審議）

第7条の2 第5条の規定にかかわらず、会長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めたときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

2 前項の審議を行う場合は、第6条中「出席し」とあるのは「参加し」と、前条第2項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、同条第3項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

（戸田市立郷土博物館条例施行規則の一部改正）

第2条 戸田市立郷土博物館条例施行規則（昭和58年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第16条の次に次の1条を加える。

（書面等による審議）

第16条の2 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めたときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

2 前項の審議を行う場合は、前条第2項中「出席し」とあるのは「参加し」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、同条第4項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と

読み替えるものとする。

(戸田市文化財保護条例施行規則の一部改正)

第3条 戸田市文化財保護条例施行規則（平成17年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「審議会」の次に「の会議（以下「会議」という。）」を加え、同条第2項中「審議会」を「会議」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

第3条に次の1項を加える。

4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第3条の次に次の1条を加える。

(書面等による審議)

第3条の2 前条第1項の規定にかかわらず、委員長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めたときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

2 前項の審議を行う場合は、前条第2項中「出席し」とあるのは「参加し」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、同条第4項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

(戸田市立図書館条例施行規則の一部改正)

第4条 戸田市立図書館条例施行規則（平成30年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第25条の次に次の1条を加える。

(書面等による審議)

第25条の2 前条第2項の規定にかかわらず、会長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めたときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

2 前項の審議を行う場合は、前条第3項中「出席し」とあるのは「参加し」と、同条第4項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議

に参加した委員」と、同条第5項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

(戸田市公民館条例施行規則の一部改正)

第5条 戸田市公民館条例施行規則(昭和51年教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「審議会」の次に「の会議(以下「会議」という。)」を加え、同条第2項中「審議会の」を削り、同条第3項中「審議会」を「会議」に改め、同条第4項中「審議会の議事に関係ある者に」を「委員以外の者に対し会議への」に、「その説明又は意見を聴く」を「意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求める」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(書面等による審議)

第7条の2 前条第1項の規定にかかわらず、委員長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めるときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

2 前項の審議を行う場合は、前条第2項中「出席し」とあるのは「参加し」と、同条第3項中「出席した委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、同条第4項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

(戸田市社会教育委員の会議に関する規則の一部改正)

第6条 戸田市社会教育委員の会議に関する規則(昭和40年教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の3項を加える。

4 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決するところによる。

6 教育長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第4条の次に次の1条を加える。

(書面等による審議)



第4条の2 第2条又は前条第3項の規定にかかわらず、教育長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めるときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

2 前項の審議を行う場合は、前条第4項中「出席し」とあるのは「参加し」と、同条第5項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、同条第6項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

戸田市立学校給食センター運営委員会規則（第1条関係）新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第1条～第5条（略） （定足数）</p> <p>第6条 <u>委員会</u>は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ<u>会議を開くことができない。</u> （会議）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>第1条～第5条（略） （定足数）</p> <p>第6条 <u>会議</u>は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。 （会議）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</u> <u>（書面等による審議）</u></p> <p>第7条の2 <u>第5条の規定にかかわらず、会長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めたときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。</u></p> <p>2 <u>前項の審議を行う場合は、第6条中「出席し」とあるのは「参加し」と、前条第2項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、同条第3項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとす</u></p>

改正前	改正後(案)
第8条～第10条 (略) 附 則 (略)	<u>る。</u> 第8条～第10条 (略) 附 則 (略)

戸田市立郷土博物館条例施行規則（第2条関係）新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第1条～第16条（略）</p> <p>第17条（略）</p> <p>附則（略）</p>	<p>第1条～第16条（略）</p> <p><u>（書面等による審議）</u></p> <p><u>第16条の2 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めるときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。</u></p> <p><u>2 前項の審議を行う場合は、前条第2項中「出席し」とあるのは「参加し」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、同条第4項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第17条（略）</p> <p>附則（略）</p>

戸田市文化財保護条例施行規則（第3条関係）新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第1条・第2条（略） （会議）</p> <p>第3条 審議会は、委員長が招集し、その議長となる。</p> <p><u>2</u> （略）</p>	<p>第1条・第2条（略） （会議）</p> <p>第3条 審議会<u>の会議（以下「会議」という。）</u>は、委員長が招集し、その議長となる。</p> <p><u>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</u></p> <p><u>3 （略）</u></p> <p><u>4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>（書面等による審議）</u></p> <p><u>第3条の2 前条第1項の規定にかかわらず、委員長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めたときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。</u></p> <p><u>2 前項の審議を行う場合は、前条第2項中「出席し」とあるのは「参加し」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、同条第4項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。</u></p>

改正前	改正後(案)
第4条～第18条 (略) 附 則 (略)	第4条～第18条 (略) 附 則 (略)

戸田市立図書館条例施行規則（第4条関係）新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第1条～第25条（略）</p> <p>第26条～第35条（略）</p> <p>附則（略）</p>	<p>第1条～第25条（略）</p> <p><u>（書面等による審議）</u></p> <p><u>第25条の2 前条第2項の規定にかかわらず、会長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めるときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。</u></p> <p><u>2 前項の審議を行う場合は、前条第3項中「出席し」とあるのは「参加し」と、同条第4項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、同条第5項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第26条～第35条（略）</p> <p>附則（略）</p>

戸田市公民館条例施行規則（第5条関係）新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第1条～第6条（略） （会議）</p> <p>第7条 委員長は、審議会を招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>審議会の会議</u>は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 <u>審議会</u>の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 委員長は、必要があると認めるときは、<u>審議会の議事に関する者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。</u></p>	<p>第1条～第6条（略） （会議）</p> <p>第7条 委員長は、<u>審議会の会議（以下「会議」という。）</u>を招集し、その議長となる。</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 <u>会議</u>の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 委員長は、必要があると認めるときは、<u>委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</u> <u>（書面等による審議）</u></p> <p><u>第7条の2 前条第1項の規定にかかわらず、委員長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めるときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。</u></p> <p>2 <u>前項の審議を行う場合は、前条第2項中「出席し」とあるのは「参加し」と、同条第3項中「出席した委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、同条第4項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるの</u></p>



改正前	改正後(案)
第8条・第9条 (略) 附 則 (略)	<u>は「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。</u> 第8条・第9条 (略) 附 則 (略)

戸田市社会教育委員の会議に関する規則（第6条関係）新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第1条～第3条 (略) (会議)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略) (会議)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</u></p> <p><u>5 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決するところによる。</u></p> <p><u>6 教育長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>(書面等による審議)</u></p> <p><u>第4条の2 第2条又は前条第3項の規定にかかわらず、教育長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めるときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。</u></p> <p><u>2 前項の審議を行う場合は、前条第4項中「出席し」とあるのは「参加し」と、同条第5項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、同条第6項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものと</u></p>

改正前	改正後(案)
第5条～第7条 (略) 附 則 (略)	<u>する。</u> 第5条～第7条 (略) 附 則 (略) <u>附 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>

## 議案第 11 号

押印を求める手続の見直しに伴う教育委員会規則の整備に関する規則  
(案)

(戸田市奨学資金条例施行規則の一部改正)

第 1 条 戸田市奨学資金条例施行規則(昭和 57 年教育委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 6 号様式中「印」を削る。

第 7 号様式中「㊟」を削る。

第 9 号様式及び第 10 号様式中「印」を削る。

(未来へはばたく人財育成資金条例施行規則の一部改正)

第 2 条 未来へはばたく人財育成資金条例施行規則(平成 29 年教育委員会規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 6 号様式から第 8 号様式まで、第 15 号様式及び第 16 号様式の規定中「印」を削る。

(戸田市入学準備金貸付条例施行規則の一部改正)

第 3 条 戸田市入学準備金貸付条例施行規則(昭和 43 年教育委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 5 号様式及び第 6 号様式中「㊟」を削る。

第 8 号様式中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に印刷されている改正前の様式については、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

押印を求める手続の見直しに伴う教育委員会規則の整備に関する規則新旧対照表

改正前	改正後(案)																																										
<p style="text-align: center;">第6号様式(第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">身 上 異 動 届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 戸田市長</p> <p style="text-align: center;">奨学生住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 <span style="float: right;">印</span></p> <p style="text-align: center;">親権者住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 <span style="float: right;">印</span></p> <p style="text-align: center;">連帯保証人住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 <span style="float: right;">印</span></p> <p style="text-align: center;">下記のとおり異動があったのでお届けします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 異動の内容 ア 休学 イ 復学 ウ 退学 エ 転学 オ 住所 キ その他( )</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%;">奨学生</td> <td style="width: 10%;">異動後</td> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 20%;">異動の期日(期間)</td> </tr> <tr> <td>異動前</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">親権者</td> <td>異動後</td> <td></td> <td>異動の期日(期間)</td> </tr> <tr> <td>異動前</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">連帯保証人</td> <td>異動後</td> <td></td> <td>異動の期日(期間)</td> </tr> <tr> <td>異動前</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>2 異動の理由</p> <p>(注)添付書類 1 ア～エの場合は、当該学校長の証明書 2 疾病による場合は、医師の診断書</p>	奨学生	異動後		異動の期日(期間)	異動前			親権者	異動後		異動の期日(期間)	異動前			連帯保証人	異動後		異動の期日(期間)	異動前			<p style="text-align: center;">第6号様式(第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">身 上 異 動 届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 戸田市長</p> <p style="text-align: center;">奨学生住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">親権者住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">連帯保証人住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">下記のとおり異動があったのでお届けします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 異動の内容 ア 休学 イ 復学 ウ 退学 エ 転学 オ 住所 キ その他( )</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%;">奨学生</td> <td style="width: 10%;">異動後</td> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 20%;">異動の期日(期間)</td> </tr> <tr> <td>異動前</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">親権者</td> <td>異動後</td> <td></td> <td>異動の期日(期間)</td> </tr> <tr> <td>異動前</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">連帯保証人</td> <td>異動後</td> <td></td> <td>異動の期日(期間)</td> </tr> <tr> <td>異動前</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>2 異動の理由</p> <p>(注)添付書類 1 ア～エの場合は、当該学校長の証明書 2 疾病による場合は、医師の診断書</p>	奨学生	異動後		異動の期日(期間)	異動前			親権者	異動後		異動の期日(期間)	異動前			連帯保証人	異動後		異動の期日(期間)	異動前		
奨学生		異動後		異動の期日(期間)																																							
	異動前																																										
親権者	異動後		異動の期日(期間)																																								
	異動前																																										
連帯保証人	異動後		異動の期日(期間)																																								
	異動前																																										
奨学生	異動後		異動の期日(期間)																																								
	異動前																																										
親権者	異動後		異動の期日(期間)																																								
	異動前																																										
連帯保証人	異動後		異動の期日(期間)																																								
	異動前																																										

押印を求める手続の見直しに伴う教育委員会規則の整備に関する規則新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第7号様式(第7条関係)</p> <p>奨学生死亡届</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 戸田市長</p> <p>親権者 住 所 氏 名</p> <p>奨学生が死亡したのでお届けします。</p> <p>記</p> <p>1 奨学生氏名</p> <p>2 死亡年月日</p> <p>3 奨学資金受領期間 年 月 日～ 年 月 日</p> <p>4 奨学資金受領額 円</p> <p>5 返還済額 円</p>	<p>第7号様式(第7条関係)</p> <p>奨学生死亡届</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 戸田市長</p> <p>親権者 住 所 氏 名</p> <p>奨学生が死亡したのでお届けします。</p> <p>記</p> <p>1 奨学生氏名</p> <p>2 死亡年月日</p> <p>3 奨学資金受領期間 年 月 日～ 年 月 日</p> <p>4 奨学資金受領額 円</p> <p>5 返還済額 円</p>

押印を求める手続の見直しに伴う教育委員会規則の整備に関する規則新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第9号様式(第9条関係)</p> <p>奨学資金返還猶子願</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 戸田市長</p> <p>住所 奨学生 氏名 印</p> <p>住所 親権者 氏名 印</p> <p>住所 連帯保証人 氏名 印</p> <p>下記のとおり奨学資金返還の猶子を受けたいので許可願います。</p> <p>記</p> <p>1 奨学資金総額 円</p> <p>2 返還未済金額 円</p> <p>3 借用証書記載の返還終期 年 月</p> <p>4 返還猶子を受けようとする期間 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>5 返還猶子を受けようとする理由 ア 疾病 イ 入学準備 ウ 失業 エ 経済困難 オ 未就職 カ 被災</p> <p>(注)返還猶子を受けようとする期間 1 ア～オの場合は、1年間 2 カのうち、半額は1年間、一部横額は半年間、その他の災害は教育委員会が必要と認める期間</p>	<p>第9号様式(第9条関係)</p> <p>奨学資金返還猶子願</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 戸田市長</p> <p>住所 奨学生 氏名</p> <p>住所 親権者 氏名</p> <p>住所 連帯保証人 氏名</p> <p>下記のとおり奨学資金返還の猶子を受けたいので許可願います。</p> <p>記</p> <p>1 奨学資金総額 円</p> <p>2 返還未済金額 円</p> <p>3 借用証書記載の返還終期 年 月</p> <p>4 返還猶子を受けようとする期間 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>5 返還猶子を受けようとする理由 ア 疾病 イ 入学準備 ウ 失業 エ 経済困難 オ 未就職 カ 被災</p> <p>(注)返還猶子を受けようとする期間 1 ア～オの場合は、1年間 2 カのうち、半額は1年間、一部横額は半年間、その他の災害は教育委員会が必要と認める期間</p>

押印を求める手続の見直しに伴う教育委員会規則の整備に関する規則新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第10号様式(第10条関係)</p> <p>奨学資金返還免除願</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 戸田市長</p> <p>住所 奨学生 氏名 印</p> <p>住所 親権者 氏名 印</p> <p>住所 連帯保証人 氏名 印</p> <p>下記のとおり奨学資金返還の免除を受けたいので許可願います。</p> <p>記</p> <p>1 奨学資金総額 円</p> <p>2 返還未済金額 円</p> <p>3 借用証書記載の返還終期 年 月</p> <p>4 返還免除を受けようとする理由 ア 著しい障害 イ 自宅の著しい被災</p> <p>(注) 添付書類 1 アの場合は、診断書 2 イの場合は、り災証明書</p>	<p>第10号様式(第10条関係)</p> <p>奨学資金返還免除願</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 戸田市長</p> <p>住所 奨学生 氏名</p> <p>住所 親権者 氏名</p> <p>住所 連帯保証人 氏名</p> <p>下記のとおり奨学資金返還の免除を受けたいので許可願います。</p> <p>記</p> <p>1 奨学資金総額 円</p> <p>2 返還未済金額 円</p> <p>3 借用証書記載の返還終期 年 月</p> <p>4 返還免除を受けようとする理由 ア 著しい障害 イ 自宅の著しい被災</p> <p>(注) 添付書類 1 アの場合は、診断書 2 イの場合は、り災証明書</p>



押印を求める手続の見直しに伴う教育委員会規則の整備に関する規則新旧対照表

改正前	改正後(案)																
<p>第6号様式(第8条関係)</p> <p>身上異動届</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 戸田市教育委員会</p> <p>奨学生住所</p> <p>氏名 <u>印</u></p> <p>親権者住所</p> <p>氏名 <u>印</u></p> <p>連帯保証人住所</p> <p>氏名 <u>印</u></p> <p>下記のとおり異動があったので届け出ます。</p> <p>記</p> <p>1 異動の内容 ア 休学 イ 復学 ウ 退学 エ 転学 オ 住所 カ 連帯保証人の住所 キ 氏名</p> <table border="1" data-bbox="434 924 947 992"> <tr> <td>新住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旧住所</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="434 1018 947 1086"> <tr> <td>現 姓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旧 姓</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 異動の期日(期間)</p> <p>3 異動の理由</p> <p>(注)添付書類 1 ア～エの場合は、当該学校長の証明書 2 疾病による場合は、医師の診断書</p>	新住所		旧住所		現 姓		旧 姓		<p>第6号様式(第8条関係)</p> <p>身上異動届</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 戸田市教育委員会</p> <p>奨学生住所</p> <p>氏名</p> <p>親権者住所</p> <p>氏名</p> <p>連帯保証人住所</p> <p>氏名</p> <p>下記のとおり異動があったので届け出ます。</p> <p>記</p> <p>1 異動の内容 ア 休学 イ 復学 ウ 退学 エ 転学 オ 住所 カ 連帯保証人の住所 キ 氏名</p> <table border="1" data-bbox="1429 924 1942 992"> <tr> <td>新住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旧住所</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1429 1018 1942 1086"> <tr> <td>現 姓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旧 姓</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 異動の期日(期間)</p> <p>3 異動の理由</p> <p>(注)添付書類 1 ア～エの場合は、当該学校長の証明書 2 疾病による場合は、医師の診断書</p>	新住所		旧住所		現 姓		旧 姓	
新住所																	
旧住所																	
現 姓																	
旧 姓																	
新住所																	
旧住所																	
現 姓																	
旧 姓																	

押印を求める手続の見直しに伴う教育委員会規則の整備に関する規則新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第7号様式(第8条関係)</p> <p style="text-align: center;">奨 学 生 死 亡 届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 戸田市教育委員会</p> <p style="text-align: center;">親権者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 <u>印</u></p> <p>奨学生が死亡したので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 奨学生氏名</p> <p>2 死亡年月日 年 月 日</p> <p>3 高校奨学給付金受領期間 年 月 日～ 年 月 日</p> <p>4 高校奨学給付金受領額 円</p>	<p>第7号様式(第8条関係)</p> <p style="text-align: center;">奨 学 生 死 亡 届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 戸田市教育委員会</p> <p style="text-align: center;">親権者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p>奨学生が死亡したので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 奨学生氏名</p> <p>2 死亡年月日 年 月 日</p> <p>3 高校奨学給付金受領期間 年 月 日～ 年 月 日</p> <p>4 高校奨学給付金受領額 円</p>

押印を求める手続の見直しに伴う教育委員会規則の整備に関する規則新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第8号様式(第9条関係)</p> <p style="text-align: center;">高校奨学給付金返還免除申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 戸田市教育委員会</p> <p>奨 学 生 住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p> <p>親 権 者 住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p> <p>連帯保証人 住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p> <p>下記のとおり高校奨学給付金の返還の免除を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 高校奨学給付金総額 円</p> <p>2 返還未済金額 円</p> <p>3 返還の免除を受けようとする理由 ア 奨学生の死亡 イ 心身の著しい障害 ウ 災害その他のやむを得ない事由</p> <p>(注)添付書類 1 イの場合は、診断書 2 ウの場合は、返還の免除を受けようとする理由がわかる書類</p>	<p>第8号様式(第9条関係)</p> <p style="text-align: center;">高校奨学給付金返還免除申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 戸田市教育委員会</p> <p>奨 学 生 住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>親 権 者 住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>連帯保証人 住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>下記のとおり高校奨学給付金の返還の免除を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 高校奨学給付金総額 円</p> <p>2 返還未済金額 円</p> <p>3 返還の免除を受けようとする理由 ア 奨学生の死亡 イ 心身の著しい障害 ウ 災害その他のやむを得ない事由</p> <p>(注)添付書類 1 イの場合は、診断書 2 ウの場合は、返還の免除を受けようとする理由がわかる書類</p>

押印を求める手続の見直しに伴う教育委員会規則の整備に関する規則新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第15号様式(第12条関係)</p> <p>派遣生 死亡届</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 戸田市教育委員会</p> <p>親権者 住所</p> <p>氏名 印</p> <p>派遣生が死亡したので届け出ます。</p> <p>記</p> <p>1 派遣生氏名</p> <p>2 死亡年月日 年 月 日</p> <p>3 海外体験給付金受領額 円</p>	<p>第15号様式(第12条関係)</p> <p>派遣生 死亡届</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 戸田市教育委員会</p> <p>親権者 住所</p> <p>氏名</p> <p>派遣生が死亡したので届け出ます。</p> <p>記</p> <p>1 派遣生氏名</p> <p>2 死亡年月日 年 月 日</p> <p>3 海外体験給付金受領額 円</p>

押印を求める手続の見直しに伴う教育委員会規則の整備に関する規則新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第16号様式(第12条関係)</p> <p style="text-align: center;">海外体験給付金返還免除申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 戸田市教育委員会</p> <p>派遣生 住所 氏名 <u>印</u></p> <p>親権者 住所 氏名 <u>印</u></p> <p>連帯保証人 住所 氏名 <u>印</u></p> <p>下記のとおり海外体験給付金の返還の免除を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 海外体験給付金総額 円</p> <p>2 返還未済金額 円</p> <p>3 返還の免除を受けようとする理由 ア 派遣生の死亡 イ 心身の著しい障害 ウ 災害その他のやむを得ない事由</p> <p>(注)添付書類 1 イの場合は、診断書 2 ウの場合は、返還の免除を受けようとする理由がわかる書類</p>	<p>第16号様式(第12条関係)</p> <p style="text-align: center;">海外体験給付金返還免除申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 戸田市教育委員会</p> <p>派遣生 住所 氏名</p> <p>親権者 住所 氏名</p> <p>連帯保証人 住所 氏名</p> <p>下記のとおり海外体験給付金の返還の免除を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 海外体験給付金総額 円</p> <p>2 返還未済金額 円</p> <p>3 返還の免除を受けようとする理由 ア 派遣生の死亡 イ 心身の著しい障害 ウ 災害その他のやむを得ない事由</p> <p>(注)添付書類 1 イの場合は、診断書 2 ウの場合は、返還の免除を受けようとする理由がわかる書類</p>

押印を求める手続の見直しに伴う教育委員会規則の整備に関する規則新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第5号様式(第6条関係)</p> <p>異 動 届</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 戸田市長</p> <p>住 所 氏 名</p> <p>Ⓢ</p> <p>下記のとおり、異動が生じたのでお届けいたします。</p> <p>記</p> <p>1 異動内容 2 異動理由</p>	<p>第5号様式(第6条関係)</p> <p>異 動 届</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 戸田市長</p> <p>住 所 氏 名</p> <p>下記のとおり、異動が生じたのでお届けいたします。</p> <p>記</p> <p>1 異動内容 2 異動理由</p>

押印を求める手続の見直しに伴う教育委員会規則の整備に関する規則新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第6号様式(第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">借 受 人 死 亡 届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 戸田市長</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名</p> <p>借受人が死亡したのでお届けします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 借 受 人 氏 名 2 死 亡 年 月 日 3 入 学 準 備 金 借 受 日                   年 月 日 4 入 学 準 備 金 借 受 額                   円 5 返 還 済 額</p>	<p>第6号様式(第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">借 受 人 死 亡 届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 戸田市長</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名</p> <p>借受人が死亡したのでお届けします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 借 受 人 氏 名 2 死 亡 年 月 日 3 入 学 準 備 金 借 受 日                   年 月 日 4 入 学 準 備 金 借 受 額                   円 5 返 還 済 額</p>

押印を求める手続の見直しに伴う教育委員会規則の整備に関する規則新旧対照表

改正前	改正後(案)																																																																																
<p style="text-align: center;">第8号様式(第9条関係)</p> <p style="text-align: center;">入学準備金貸付金返済 猶子 申請書 免除</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 戸田市長</p> <p style="text-align: right;">借受人 住 所 氏 名 印</p> <p>入学準備金貸付金の返済を下記のとおり 猶子 願いたいので申請します。 免除</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">返済猶子・免除申請金額</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>借 入 金 額</td> <td></td> <td>借 入 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>返 済 済 額</td> <td></td> <td>借 入 金 残 額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>返 済 期 限</td> <td></td> <td>最 終 返 済 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>返済猶子を受けようとする期間</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日から 日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="4">理 由</td> </tr> <tr> <td colspan="4">ア 生徒の死亡    イ 借受人又は生徒の著しい障害</td> </tr> <tr> <td colspan="4">ウ 借受人又は生徒の自宅の著しい被災</td> </tr> <tr> <td colspan="4">エ 借受人の疾病    オ 借受人の失業    カ 借受人の経済困難</td> </tr> <tr> <td colspan="4">キ 借受人又は生徒に係る被災</td> </tr> </table> <p>(注) 返済猶子を受けようとする期間 1 ア～カの場合は、1年間 2 キのうち、半額は1年間、一部損壊は半年間、その他の災害は教育委員会が必要と認める期間</p>	返済猶子・免除申請金額	円			借 入 金 額		借 入 年 月 日		返 済 済 額		借 入 金 残 額		返 済 期 限		最 終 返 済 日		返済猶子を受けようとする期間	年	月	日から 日まで	理 由				ア 生徒の死亡    イ 借受人又は生徒の著しい障害				ウ 借受人又は生徒の自宅の著しい被災				エ 借受人の疾病    オ 借受人の失業    カ 借受人の経済困難				キ 借受人又は生徒に係る被災				<p style="text-align: center;">第8号様式(第9条関係)</p> <p style="text-align: center;">入学準備金貸付金返済 猶子 申請書 免除</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 戸田市長</p> <p style="text-align: right;">借受人 住 所 氏 名</p> <p>入学準備金貸付金の返済を下記のとおり 猶子 願いたいので申請します。 免除</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">返済猶子・免除申請金額</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>借 入 金 額</td> <td></td> <td>借 入 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>返 済 済 額</td> <td></td> <td>借 入 金 残 額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>返 済 期 限</td> <td></td> <td>最 終 返 済 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>返済猶子を受けようとする期間</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日から 日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="4">理 由</td> </tr> <tr> <td colspan="4">ア 生徒の死亡    イ 借受人又は生徒の著しい障害</td> </tr> <tr> <td colspan="4">ウ 借受人又は生徒の自宅の著しい被災</td> </tr> <tr> <td colspan="4">エ 借受人の疾病    オ 借受人の失業    カ 借受人の経済困難</td> </tr> <tr> <td colspan="4">キ 借受人又は生徒に係る被災</td> </tr> </table> <p>(注) 返済猶子を受けようとする期間 1 ア～カの場合は、1年間 2 キのうち、半額は1年間、一部損壊は半年間、その他の災害は教育委員会が必要と認める期間</p>	返済猶子・免除申請金額	円			借 入 金 額		借 入 年 月 日		返 済 済 額		借 入 金 残 額		返 済 期 限		最 終 返 済 日		返済猶子を受けようとする期間	年	月	日から 日まで	理 由				ア 生徒の死亡    イ 借受人又は生徒の著しい障害				ウ 借受人又は生徒の自宅の著しい被災				エ 借受人の疾病    オ 借受人の失業    カ 借受人の経済困難				キ 借受人又は生徒に係る被災			
返済猶子・免除申請金額	円																																																																																
借 入 金 額		借 入 年 月 日																																																																															
返 済 済 額		借 入 金 残 額																																																																															
返 済 期 限		最 終 返 済 日																																																																															
返済猶子を受けようとする期間	年	月	日から 日まで																																																																														
理 由																																																																																	
ア 生徒の死亡    イ 借受人又は生徒の著しい障害																																																																																	
ウ 借受人又は生徒の自宅の著しい被災																																																																																	
エ 借受人の疾病    オ 借受人の失業    カ 借受人の経済困難																																																																																	
キ 借受人又は生徒に係る被災																																																																																	
返済猶子・免除申請金額	円																																																																																
借 入 金 額		借 入 年 月 日																																																																															
返 済 済 額		借 入 金 残 額																																																																															
返 済 期 限		最 終 返 済 日																																																																															
返済猶子を受けようとする期間	年	月	日から 日まで																																																																														
理 由																																																																																	
ア 生徒の死亡    イ 借受人又は生徒の著しい障害																																																																																	
ウ 借受人又は生徒の自宅の著しい被災																																																																																	
エ 借受人の疾病    オ 借受人の失業    カ 借受人の経済困難																																																																																	
キ 借受人又は生徒に係る被災																																																																																	



## 議案第12号

押印を求める手続の見直しに伴う戸田市立小・中学校安全衛生管理規程の一部を改正する訓令（案）

戸田市立小・中学校安全衛生管理規程（平成20年教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

様式中「印」を削る。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

押印を求める手続の見直しに伴う戸田市立小・中学校安全衛生管理規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正前	改正後(案)																																																																		
<p style="text-align: center;">第1号様式(第5条関係)</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>(あて先) 戸田市教育委員会教育長</p> <p style="text-align: right;">戸田市立 学校 学校長 印</p> <p style="text-align: center;">衛生管理者選任報告書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">学校名</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 10%;">事業の種類</td> <td style="width: 10%;">教 育</td> </tr> <tr> <td>学校所在地</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>職員数</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">人 (男 人、女 人)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">衛生管理者</td> <td>フリガナ氏名</td> <td colspan="2">職名</td> </tr> <tr> <td>年齢</td> <td>性別</td> <td>男・女</td> </tr> <tr> <td>選任年月日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>資格取得年月日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>参考事項</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">注1) 衛生管理者免許を取得している場合は、その写しを添付する。 2) 参考事項欄には、前任者の氏名、解任等の理由及び解任等の年月日を記入する。 また、中学校の保健体育(保健)の免許、養護教諭免許状を有する者は、教育職員免許状の種類及び取得年月日を記入する。</p>	学校名		事業の種類	教 育	学校所在地				電話番号				職員数	人 (男 人、女 人)			衛生管理者	フリガナ氏名	職名		年齢	性別	男・女	選任年月日	年 月 日		資格取得年月日	年 月 日		参考事項				<p style="text-align: center;">第1号様式(第5条関係)</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>(あて先) 戸田市教育委員会教育長</p> <p style="text-align: right;">戸田市立 学校 学校長</p> <p style="text-align: center;">衛生管理者選任報告書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">学校名</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 10%;">事業の種類</td> <td style="width: 10%;">教 育</td> </tr> <tr> <td>学校所在地</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>職員数</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">人 (男 人、女 人)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">衛生管理者</td> <td>フリガナ氏名</td> <td colspan="2">職名</td> </tr> <tr> <td>年齢</td> <td>性別</td> <td>男・女</td> </tr> <tr> <td>選任年月日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>資格取得年月日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>参考事項</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">注1) 衛生管理者免許を取得している場合は、その写しを添付する。 2) 参考事項欄には、前任者の氏名、解任等の理由及び解任等の年月日を記入する。 また、中学校の保健体育(保健)の免許、養護教諭免許状を有する者は、教育職員免許状の種類及び取得年月日を記入する。</p>	学校名		事業の種類	教 育	学校所在地				電話番号				職員数	人 (男 人、女 人)			衛生管理者	フリガナ氏名	職名		年齢	性別	男・女	選任年月日	年 月 日		資格取得年月日	年 月 日		参考事項			
学校名		事業の種類	教 育																																																																
学校所在地																																																																			
電話番号																																																																			
職員数	人 (男 人、女 人)																																																																		
衛生管理者	フリガナ氏名	職名																																																																	
	年齢	性別	男・女																																																																
	選任年月日	年 月 日																																																																	
	資格取得年月日	年 月 日																																																																	
参考事項																																																																			
学校名		事業の種類	教 育																																																																
学校所在地																																																																			
電話番号																																																																			
職員数	人 (男 人、女 人)																																																																		
衛生管理者	フリガナ氏名	職名																																																																	
	年齢	性別	男・女																																																																
	選任年月日	年 月 日																																																																	
	資格取得年月日	年 月 日																																																																	
参考事項																																																																			

押印を求める手続の見直しに伴う戸田市立小・中学校安全衛生管理規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正前	改正後(案)																																																												
<p>第2号様式(第6条関係)</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>(あて先) 戸田市教育委員会教育長</p> <p style="text-align: right;">戸田市立 学校 学校長 印</p> <p style="text-align: center;">衛生推進者選任報告書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">学校名</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 10%;">事業の種類</td> <td style="width: 40%;">教育</td> </tr> <tr> <td>学校所在地</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>職員数</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">人(男 人、女 人)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">衛生推進者</td> <td>フリガナ氏名</td> <td style="width: 10%;"></td> <td>職名</td> </tr> <tr> <td>年齢</td> <td>性別</td> <td>男・女</td> </tr> <tr> <td>選任年月日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>参考事項</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>注1)厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了した者は、その写しを添付する。 2)参考事項欄には、前任者の氏名、解任等の理由及び解任等の年月日を記入する。</p>	学校名		事業の種類	教育	学校所在地				電話番号				職員数	人(男 人、女 人)			衛生推進者	フリガナ氏名		職名	年齢	性別	男・女	選任年月日	年 月 日		参考事項				<p>第2号様式(第6条関係)</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>(あて先) 戸田市教育委員会教育長</p> <p style="text-align: right;">戸田市立 学校 学校長</p> <p style="text-align: center;">衛生推進者選任報告書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">学校名</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 10%;">事業の種類</td> <td style="width: 40%;">教育</td> </tr> <tr> <td>学校所在地</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>職員数</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">人(男 人、女 人)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">衛生推進者</td> <td>フリガナ氏名</td> <td style="width: 10%;"></td> <td>職名</td> </tr> <tr> <td>年齢</td> <td>性別</td> <td>男・女</td> </tr> <tr> <td>選任年月日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>参考事項</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>注1)厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了した者は、その写しを添付する。 2)参考事項欄には、前任者の氏名、解任等の理由及び解任等の年月日を記入する。</p>	学校名		事業の種類	教育	学校所在地				電話番号				職員数	人(男 人、女 人)			衛生推進者	フリガナ氏名		職名	年齢	性別	男・女	選任年月日	年 月 日		参考事項			
学校名		事業の種類	教育																																																										
学校所在地																																																													
電話番号																																																													
職員数	人(男 人、女 人)																																																												
衛生推進者	フリガナ氏名		職名																																																										
	年齢	性別	男・女																																																										
	選任年月日	年 月 日																																																											
参考事項																																																													
学校名		事業の種類	教育																																																										
学校所在地																																																													
電話番号																																																													
職員数	人(男 人、女 人)																																																												
衛生推進者	フリガナ氏名		職名																																																										
	年齢	性別	男・女																																																										
	選任年月日	年 月 日																																																											
参考事項																																																													



# 第4次戸田市教育振興計画（案）

※計画期間：  
令和3年度～令和7年度



議案第14号

これからの  
社会の展望と  
教育の方向性

グローバル化や情報化が進み、社会が加速度的に変化していく Society5.0<sup>(※1)</sup> の時代を生きる子供たちに必要な力を育めるよう、日本型教育<sup>(※2)</sup> のよさも踏まえながら、先進的な取組を推進します。そして、学校・家庭・地域が一体となって、それぞれの役割のもと協力しあい、子供たちを見守り、育てていくまちを目指します。

基本理念

生き生きと 共に育む 教育のまち 戸田

キャッチフレーズ

とだっ子 やり抜く力で 未来に夢を

キャッチフレーズ  
について

とだっ子が、学力などの「認知能力」だけでなく、好奇心や自制心、やり抜く力などの「非認知能力」を身に付け、夢や希望を持ち、持続可能な社会の実現に向け、エージェンシー<sup>(※3)</sup>を備えて21世紀を主体的に生き抜いてほしいとの思いから定めています。やり抜く力は、自ら設定したゴールに向けて、努力し続けることができる力のことで、このような「非認知能力」は、人生の成功に非常に重要であることが諸外国の研究で示されています。

## 方針1. 子供たちが可能性に挑戦し続ける力を育むための学びの実現

教師の指導力向上や、よりよい教育環境の整備により、日々の授業における新たな学びを推進し、子供たち一人ひとりが複雑で変化の激しい社会を生き抜く力を身に付けることを目指します。

### 主な施策

- ・授業改善による質の高い授業の実現（主体的・対話的で深い学びやPBL型の学びの実現、脱正解主義・脱自前主義・脱予定調和の学びの推進）
- ・教師の指導力向上や教科横断的な視点によるカリキュラム・マネジメントの推進
- ・学校のチームとしての組織力向上と働き方改革の推進
- ・ICT環境の整備と、その活用によるハイブリッド型学習<sup>(※4)</sup>等への支援や事務等のデジタル化の推進
- ・学校施設や設備の整備
- ・食育の推進

## 方針2. 多様性を尊重し、全ての子供たちが力を発揮できるような誰一人取り残さない学びの保障

多様なニーズに丁寧に対応し、きめ細やかな支援を行うことで、子供たちの誰もが未来に夢や希望を持って学びに向かい、就学前を含めた教育をとおして共に成長していく姿の実現を目指します。

### 主な施策

- ・教育相談体制の充実（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教育アドバイザー、教育相談コーディネーターの配置等）
- ・障害のある児童生徒及びその保護者への支援（特別支援教育コーディネーター等の支援体制の構築）
- ・発達障害の早期発見、早期支援
- ・不登校児童生徒への支援
- ・放課後の学習支援や日本語指導の推進
- ・福祉機関等との連携強化

## 方針3. 地域・家庭・産官学民などの多様な主体による学びの提供

スポーツや文化芸術活動を含めた生涯学習を推進し、学びたい人が学べる環境の実現を目指します。また、就学前を含めて切れ目なく地域・家庭が子供たちを見守り育てる取組や、産官学民との連携等により、様々な安全な学びの場を提供します。

### 主な施策

- ・生涯学習活動、リカレント教育の推進
- ・コミュニティ・スクール<sup>(※5)</sup>等の地域とともにある学校の推進
- ・国内外姉妹、友好都市と連携した、地域理解や地域交流
- ・スポーツや文化芸術活動の振興
- ・保育園や幼稚園における就学前教育の充実
- ・青少年の居場所の提供
- ・家庭学習の推進
- ・民間の教育力の活用やボランティアとの連携

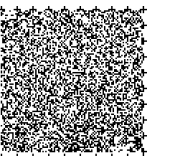
## 方針4. 個別最適な学びの実現に向けたEBPM<sup>(※6)</sup>の推進

外部の研究者と連携して最先端の知のリソース<sup>(※7)</sup>を取り入れながら、データ活用を進めることにより3K（経験・勘・気合い）から脱却し、「教室を科学する」取組の推進、子供たち一人一人の学習状況等に応じた学びの実現を目指します。

### 主な施策

- ・戸田市教育政策シンクタンク<sup>(※8)</sup>を中心としたEBPM推進体制の整備
- ・モニタリング指標等に基づく継続的な状況把握
- ・教育活動や政策の効果等に関する研究の推進と研究成果の公表
- ・個人情報保護やコンプライアンス<sup>(※9)</sup>確保の取組

(※) PDF版では、主な施策について詳細情報へのリンクを設定しており、各項目をクリックすると、当該事業のホームページ等に遷移します（一部の項目を除く。）。



## モニタリング指標

本計画をEBPMの核となるものと位置づけ、データに基づいて実態をとらえ施策を見直していくための手立てとなるような指標として、以下の指標を設定しています。

### ■主に方針1に関係するもの

- ・全国学力・学習状況調査における平均正答率
- ・埼玉県学力・学習状況調査において学力を伸ばした児童生徒の割合
- ・授業の内容がわかる児童生徒の割合
- ・中学校卒業時の英検3級以上取得率
- ・教職員の在校等時間の状況
- ・授業支援システムの活用ログ
- ・地場食材の活用や食育の取組状況

### ■主に方針2に関係するもの

- ・障害福祉に係る相談窓口の相談件数
- ・不登校児童生徒の教育機会の確保状況
- ・民間事業者と連携した学習機会の提供回数  
(学校内、学校外を会場とするもの)
- ・障害児相談支援利用者数
- ・1歳8か月健診、3歳6か月健診の平均受診率
- ・子育て支援センター利用者数
- ・こども家庭相談の状況

### ■主に方針3に関係するもの

- ・生涯学習活動を行っている市民の割合
- ・市民大学、公民館講座受講者数
- ・国内外姉妹、友好都市との交流件数
- ・プロ選手・プロ芸術家と触れあえるイベント数
- ・青少年の居場所の実施施設数

### ■主に方針4に関係するもの

- ・外部研究機関との共同研究の実施状況

## 【参考1】本計画の位置づけと策定体制

本計画は教育基本法第17条の規定に基づいて策定する、戸田市における教育振興のための施策に関する基本的な計画です。教育改革の基本理念や目標等の大きな方向性を本計画で示し、個別施策の詳細については市ホームページ等に掲載することとしています。関係団体へのアンケート、策定委員会での議論及びパブリックコメントを経て、最終的に令和3年3月の定例教育委員会で議決され、本計画が策定されました。

(※) 策定委員会は市内の以下の部署の所属長等により構成されました(各所属名をクリックすると、各所属の取組の詳細を御覧いただけます。)

- ・教育総務課 ・学務課 ・教育政策室 ・学校給食課 ・生涯学習課 ・郷土博物館 ・協働推進課 ・文化スポーツ課 ・障害福祉課 ・福祉保健センター
- ・こども家庭課 ・保育幼稚園室 ・児童青少年課 ・戸田市立小・中学校校長会

## 【参考2】用語解説

- (※1) Society5.0(超スマート社会)…狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、新たな社会を指す言葉。技術革新の進展により、今後日本の労働人口の約半数が就いている職業が技術的にはAIやロボットなどに代替できるようになる可能性や、これまでになかった新たな仕事生まれることで、雇用形態や労働市場を大きく変容させる可能性が指摘されています。
- (※2) 日本型教育…学校が学習指導のみならず、生徒指導等の面でも主要な役割を担う全人的な教育であり、様々な場面を通じて、児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子供たちの知・徳・体を一体で育む教育。
- (※3) エージェンシー…自ら考え、主体的に行動して、責任をもって社会変革を実現していく力。将来的な目標を見据える力、批判的思考力、現状に疑問を持つ力などのことです。
- (※4) ハイブリッド型学習…対面指導とオンラインを効果的に組み合わせた学習。
- (※5) コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)…保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会を設置し、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べたりし、学校と保護者や地域の住民が共に知恵を出し合いながら、児童生徒の豊かな成長を支えていく仕組み。
- (※6) EBPM…Evidence-Based Policy Makingの略。客観的な根拠に基づく政策立案のこと。
- (※7) 知のリソース…リソースとは資源や資産を指す言葉。戸田市では産官学と連携し、最先端の知見やシステムを取り入れながら教育改革を進めていきます。
- (※8) 戸田市教育政策シンクタンク…シンクタンクとは様々な領域の専門家を集めた研究機関を指す言葉。戸田市では令和元年6月から、市の教育政策の調査、研究、分析等を所掌する戸田市教育政策シンクタンクを教育委員会内に設置しています。
- (※9) コンプライアンス…法令遵守。戸田市では関係法令や研究倫理にも十分な注意を払いながら、様々な研究に取り組んでいきます。



本計画の紹介動画及びPDF版は[こちら](#)



第3期教育振興基本計画(国)は[こちら](#)

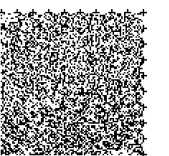


第3期埼玉県教育振興基本計画は[こちら](#)

## 第4次戸田市教育振興計画

発行・編集：戸田市・戸田市教育委員会 発行年月：令和3年3月 〒335-8588埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号

電話：048-441-1800(代表) FAX：048-443-9033



## 議案第15号

戸田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（案）

戸田市教育委員会事務局組織規則（昭和48年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表生涯学習課の項中「新曽公民館 少年自然の家」を「新曽公民館」に改め、同条第3項の表図書館の項中「戸田公園駅前配本所 新曽配本所」を「戸田公園駅前配本所」に改める。

第3条生涯学習課の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

第4条第7項中「主任調理師」を「主任調理士」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条第3項及び第4条第7項の改正規定は、公布の日から施行する。

戸田市教育委員会事務局組織規則新旧対照表

改正前	改正後(案)												
<p>第1条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第3号から第5号までの部署に属する施設は、次のとおりとする。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第3号から第5号までの部署に属する施設は、次のとおりとする。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="163 528 414 584">部署</th> <th data-bbox="414 528 1131 584">施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="163 584 414 639">(略)</td> <td data-bbox="414 584 1131 639">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 639 414 750">生涯学習課</td> <td data-bbox="414 639 1131 750">下戸田公民館 美笹公民館 <u>新曾公民館</u> 少年自然の家 図書館 郷土博物館</td> </tr> </tbody> </table>	部署	施設	(略)	(略)	生涯学習課	下戸田公民館 美笹公民館 <u>新曾公民館</u> 少年自然の家 図書館 郷土博物館	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1158 528 1408 584">部署</th> <th data-bbox="1408 528 2125 584">施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1158 584 1408 639">(略)</td> <td data-bbox="1408 584 2125 639">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1158 639 1408 750">生涯学習課</td> <td data-bbox="1408 639 2125 750">下戸田公民館 美笹公民館 <u>新曾公民館</u> 図書館 郷土博物館</td> </tr> </tbody> </table>	部署	施設	(略)	(略)	生涯学習課	下戸田公民館 美笹公民館 <u>新曾公民館</u> 図書館 郷土博物館
部署	施設												
(略)	(略)												
生涯学習課	下戸田公民館 美笹公民館 <u>新曾公民館</u> 少年自然の家 図書館 郷土博物館												
部署	施設												
(略)	(略)												
生涯学習課	下戸田公民館 美笹公民館 <u>新曾公民館</u> 図書館 郷土博物館												
<p>3 前項に規定する施設のうち、次の表の左欄に掲げる施設に属する施設は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>3 前項に規定する施設のうち、次の表の左欄に掲げる施設に属する施設は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>												
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="163 1050 414 1106">図書館</td> <td data-bbox="414 1050 1131 1106">上戸田分館 下戸田分室 美笹分室 下戸田南分室 <u>戸田公園駅前配本所</u> 新曾配本所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1106 414 1161">(略)</td> <td data-bbox="414 1106 1131 1161">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 前条第1項に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課～学校給食課 (略)</p> <p>生涯学習課</p>	図書館	上戸田分館 下戸田分室 美笹分室 下戸田南分室 <u>戸田公園駅前配本所</u> 新曾配本所	(略)	(略)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1158 1050 1408 1106">図書館</td> <td data-bbox="1408 1050 2125 1106">上戸田分館 下戸田分室 美笹分室 下戸田南分室 <u>戸田公園駅前配本所</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1158 1106 1408 1161">(略)</td> <td data-bbox="1408 1106 2125 1161">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 前条第1項に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課～学校給食課 (略)</p> <p>生涯学習課</p>	図書館	上戸田分館 下戸田分室 美笹分室 下戸田南分室 <u>戸田公園駅前配本所</u>	(略)	(略)				
図書館	上戸田分館 下戸田分室 美笹分室 下戸田南分室 <u>戸田公園駅前配本所</u> 新曾配本所												
(略)	(略)												
図書館	上戸田分館 下戸田分室 美笹分室 下戸田南分室 <u>戸田公園駅前配本所</u>												
(略)	(略)												

改正前	改正後(案)
<p>(1)～(9)</p> <p><u>(10) 少年自然の家に関すること。</u></p> <p><u>(11)・(12)</u></p> <p>(職及び職務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 教育部長、参事、参与、次長、室長、副参事、課長、担当課長、主幹、副主幹、主査、主任、専門員、主事、技師、主事補、技師補、統括主任業務員、統括主任調理士、主任業務員、<u>主任調理師</u>、業務員及び調理士の基本的な職務は、戸田市行政組織規則(平成17年規則第7号)第7条及び第9条から第17条までの規定を準用する。</p> <p>8～12 (略)</p> <p>第5条・第6条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	<p>(1)～(9)</p> <p><u>(10)・(11)</u></p> <p>(職及び職務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 教育部長、参事、参与、次長、室長、副参事、課長、担当課長、主幹、副主幹、主査、主任、専門員、主事、技師、主事補、技師補、統括主任業務員、統括主任調理士、主任業務員、<u>主任調理士</u>、業務員及び調理士の基本的な職務は、戸田市行政組織規則(平成17年規則第7号)第7条及び第9条から第17条までの規定を準用する。</p> <p>8～12 (略)</p> <p>第5条・第6条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条第3項及び第4条第7項の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p>



戸田市教育委員会事務局専決規程の一部を改正する訓令（案）

戸田市教育委員会事務局専決規程（昭和40年教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表固有専決事項の表生涯学習課の項中

「

社会教育活動に関する関係機関及び団体との連絡に関する事				
少年自然の家の使用許可に関する事				
少年自然の家の使用料の減免に関する事				
少年自然の家の施設管理に関する事				

」

を

「

社会教育活動に関する関係機関及び団体との連絡に関する事				
-----------------------------	--	--	--	--

」

に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

戸田市教育委員会事務局専決規程新旧対照表

改正前						改正後(案)					
本則 (略)						本則 (略)					
附 則 (略)						附 則 (略)					
						附 則					
						<u>この訓令は、令和3年4月1日から施行する。</u>					
別表(第2条関係)						別表(第2条関係)					
共通専決事項 (略)						共通専決事項 (略)					
固有専決事項						固有専決事項					
	専決事項				備考		専決事項				備考
	課長	次長	教育部長	指定合議先			課長	次長	教育部長	指定合議先	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
生涯	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	生涯	(略)	(略)	(略)	(略)	
学習 課	<u>社会教育活 動に関する 関係機関及 び団体との 連絡に關す ること。</u>					学習 課	<u>社会教育活 動に関する 関係機関及 び団体との 連絡に關す ること。</u>				
	<u>少年自然の 家の使用許 可に関する</u>										

改正前						改正後(案)					
	こと。										
	少年自然の 家の使用料 の減免に関 すること。										
	少年自然の 家の施設管 理に関する こと。										
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(注) (略)						(注) (略)					

「第5次戸田市生涯学習推進計画(案)」に係るパブリック・コメント結果報告

意見募集期間 令和3年2月1日から令和3年3月2日まで  
意見数 1名の方から7件のご意見  
意見及び回答 下表のとおり

	ご意見の内容	市からの回答(対応)
1	<p><b>p.14 計画のポイントについて</b> 戸田市版リカレント教育の推進をポイントにするのであれば、計画体系(p.17)でも基本方針と施策、方策が必要ではないか。</p>	<p>計画のポイントは、計画体系にとらわれず、計画全体の中で重点的な取組をまとめたものです。リカレント教育については、様々な方針・施策にまたがって展開するものとなりますが、あえて計画体系の中の方策にも盛り込んだものでございます。</p>
2	<p><b>p.6~8 これまでの実績について</b> 生涯学習課の範疇としている事業や市民大学認定講座は、ほとんどが他の所管部署の事業、または市民活動に関するものであり、生涯学習課としての事業が貧弱である。</p>	<p>生涯学習に関する事業は、生涯学習課だけではなく、全庁的な取組として推進しております。多様な市民のニーズに応えるべく、市全体で生涯学習の推進が図れるよう、今後も全庁的に取り組んでまいります。</p>
3	<p><b>p.22 学校教育との重複部分の削除について</b> 児童生徒に関する部分についてもっと整理し、学校教育との重複を削除すべきではないか。</p>	<p>生涯学習は、すべての世代において行われる生涯を通じた学習活動です。本計画では、ライフステージに応じた学習の在り方を体系的に示すためにも、学校教育のなかで地域や社会とのつながりを意識しながら取り組む必要があると考えられるものについて包括的に記載したものでございます。今後も、社会教育と学校教育が有機的な連携をし、生涯学習の推進を図ってまいります。</p>
4	<p><b>学習機会の提供方法について</b> 学習時間の捻出は困難なことであるため、市民にとって便利な場所・時間に学びの場を創設し、学習の出前を実施するべきである。</p>	<p>「まちづくり出前講座」や「人材の森」では、市民のみなさんが希望する学習内容や場所に合わせて、講師を派遣する取組も行っています。学習に取組みやすい環境づくりは大変重要な視</p>

		点であるため、オンラインでの講座開催や世代ごとのニーズに応じた講座の開催時間等について検討してまいります。
5	<u>段階的な講座の開催について</u> 過去の講座は、難易度がアップする体系がなく1回限りに終始し、フォローアップがない。初歩から段階的に、中級・上級と学習意欲に沿った仕組が必要である。	学習内容をより深めていくために、段階的な講座の開催は有効であると考えられるため、頂いた御意見を参考に、今後の講座設定の中で検討してまいります。
6	<u>大学連携講座</u> 関連のない講座の連続ではなく、同一テーマの4回連続講座にする工夫が必要である。	現状でも、青山学院大学連携講座では「東京オリンピックのころを考える」（令和元年度・全4回）、岐阜女子大学連携講座では「岐阜の魅力を学ぶ（歴史と観光）」（令和2年度・全2回）など、全体のテーマに基づいて各回の講座内容を決めておりますが、より講座のテーマや関連性を感じていただけるような工夫をしてまいります。
7	<u>市民大学の履修コースの創設について</u> 1つのテーマについて年間を通じて学習できる履修コースの創設を希望する。学習者同士が知り合うきっかけとなり、学習者間の交流が醸成され、市民活動へ発展する可能性がある。	現在の市民大学は、より多くの方にご参加いただけるよう、様々なテーマの講座を都度お申込みいただく形で実施しています。履修コースは学習者同士のつながりづくりや市民活動への発展の可能性も期待できることから、テーマを絞った講座や履修形態について、今後検討してまいります。

# 第5次戸田市生涯学習推進計画（案）

計画年度：令和3年度～令和7年度

戸田市教育委員会事務局 生涯学習課

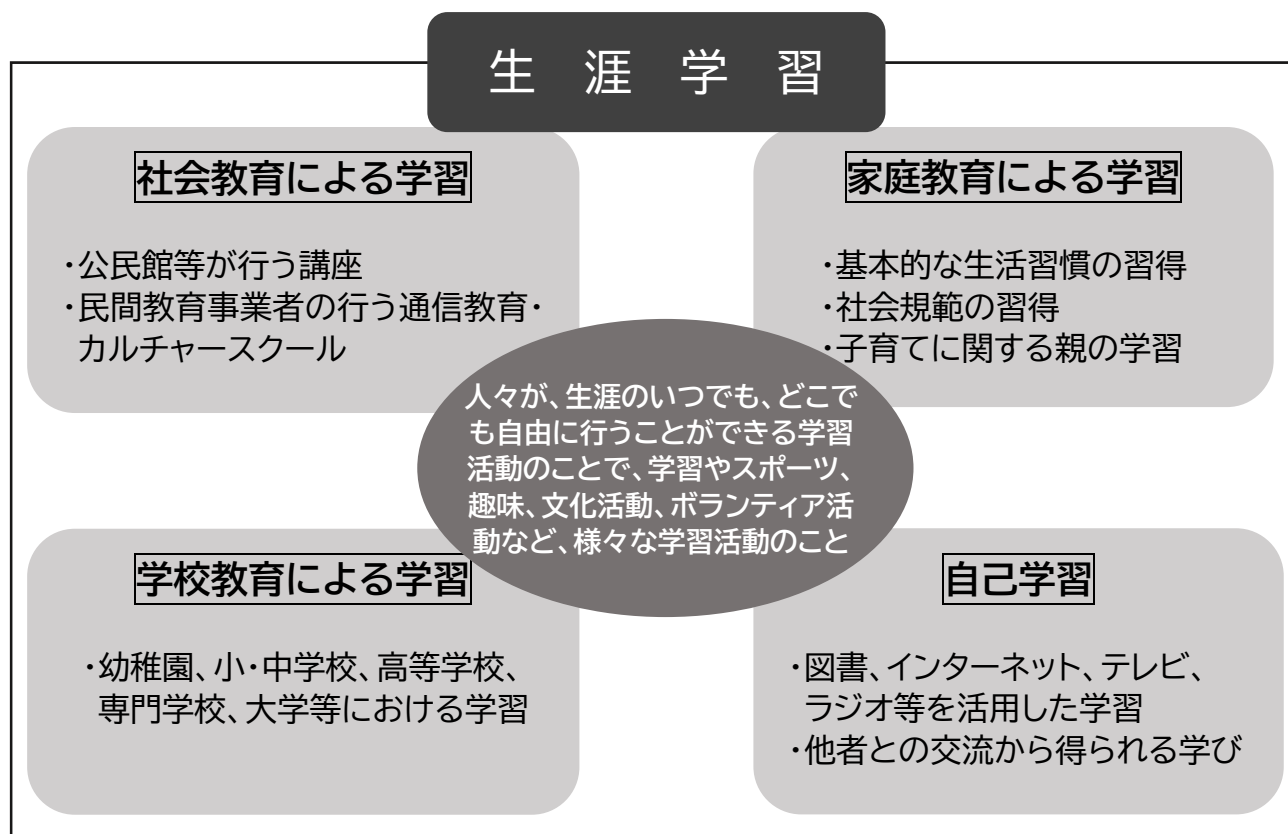
—目次—

はじめに	1
第1章 生涯学習推進計画の概要	2
1 戸田市の生涯学習推進計画の流れ	2
2 計画の期間	2
3 計画策定の体制	2
第2章 人生100年時代の学習をとりまく社会の背景	3
1 国の動向	3
2 県の動向	4
3 戸田市の生涯学習をとりまく状況	5
第3章 生涯学習推進の基本方針	14
1 基本理念	14
2 計画のポイント	14
3 計画の体系	17
第4章 基本方針の展開	18
基本方針1 新たな自分に出会う一学びのキッカケづくり	18
1 学習活動のキッカケの提供	18
2 情報提供・相談体制の充実	20
基本方針2 人生100年時代を豊かに生きる	
一ライフステージや多様な市民ニーズに応じた学びの提供	21
(1) ライフステージに応じた学びの充実	21
(2) 共生社会の学びの支援	25
(3) 現代的・社会的課題や市民ニーズに応じた学びの充実	26
(4) 気軽に活用できる施設を目指して	29
(5) スポーツ・文化芸術活動の推進	32
基本方針3 まちを元気に一学びの成果の活用と交流の仕組みづくり	33
(1) 子どもの「育ち」を支える学校・家庭・地域の力	33
(2) 地域を元気にする学びの推進	34
(3) 学習の成果共有と意欲向上	35
(4) 協働体制の構築	36
資料編	37
1 計画策定の経過	38
2 戸田市生涯学習推進計画策定委員会	40

# はじめに

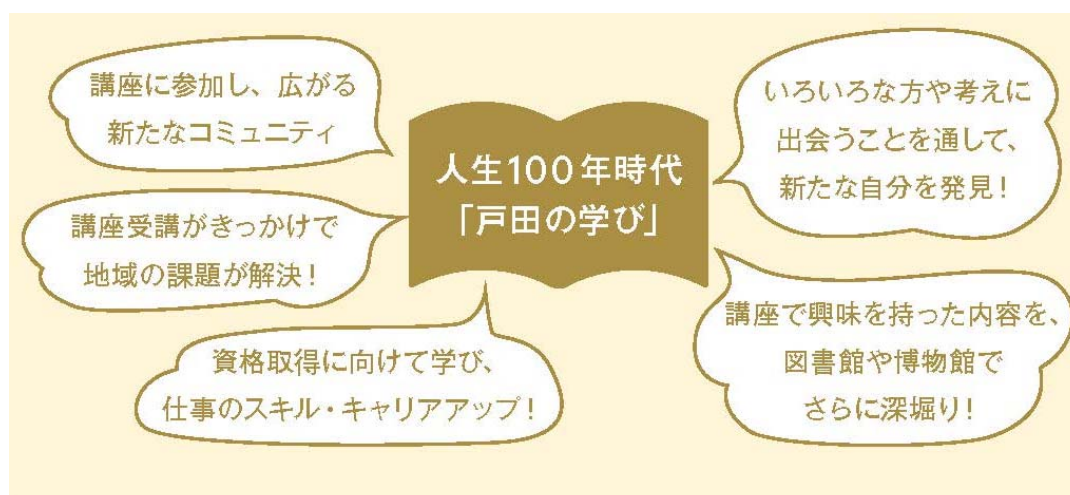
## 生涯学習とは？

生涯学習は、「人々が**自己の充実・啓発や生活の向上**のために、自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じて自己に適した手段・方法を選んで、生涯を通じて行う学習」（昭和56年 中央教育審議会答申）とされており、具体的には下図に示したものになります。



つまり、生涯学習とは・・・

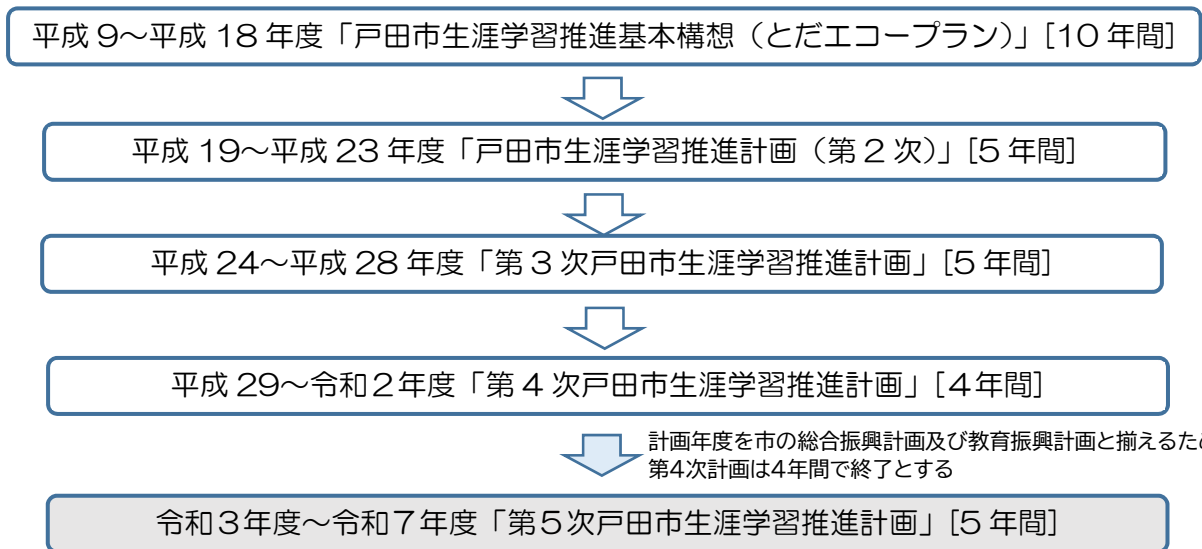
人生100年時代のいま、一人ひとりが自分の人生を見つめ、  
「自分にとって必要な学び」をデザインしながら生涯を通じて行う学習





# 第1章 生涯学習推進計画の概要

## 1 戸田市の生涯学習推進計画の流れ



## 2 計画の期間

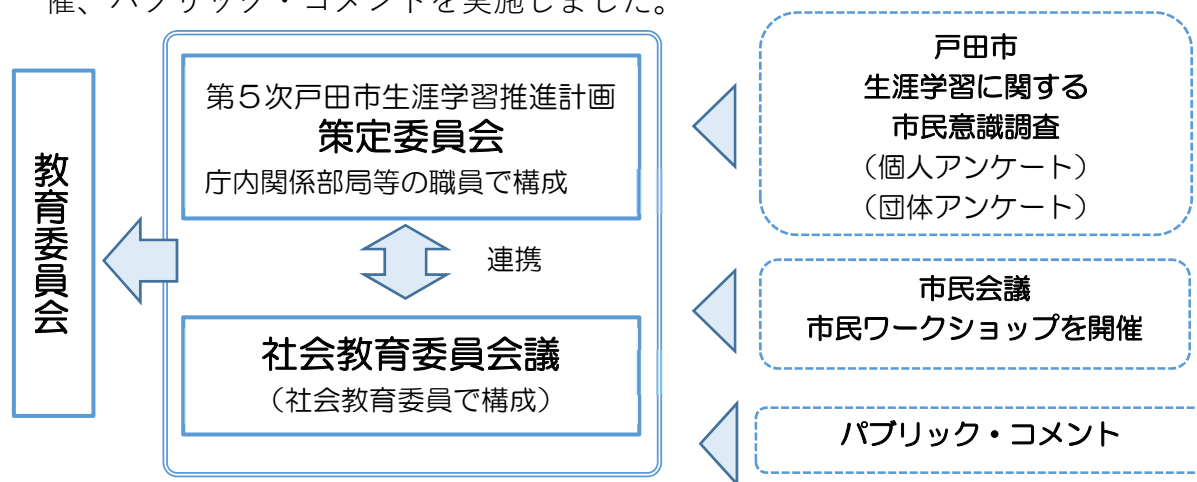
本計画の期間は、令和 3 年度からの 5 年間です。

なお、計画期間中、状況の変化によって見直しの必要性が生じた場合には、適宜計画の見直しを行うこととします。

## 3 計画策定の体制

本計画については、「社会教育委員会議」と、庁内関係部局等の職員で構成する「第 5 次戸田市生涯学習推進計画策定委員会」において協議を進め、策定しました。

また、市民、地域の活動団体の声を広く計画に反映させるために、「戸田市生涯学習に関する市民意識調査」を実施したほか、「市民会議」（市民参加ワークショップ）の開催、パブリック・コメントを実施しました。



## 第2章 人生100年時代の学習をとりまく社会の背景

### 1 国の動向

文部科学省では下図のとおり、現代社会における生涯学習の目指すべき在り方として取り上げています。(参考：「第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」を踏まえた事例・施策集,文部科学省総合教育政策局,令和2年10月)

#### 「議論の整理」を踏まえた地域における学びの姿（イメージ）

多様で豊かな学びやつながりによる生涯学習や社会教育の取組を通じて、人々の命を守り、誰一人として取り残すことなく生きがいを感じることもできる包括的な社会の実現を目指します。

#### 地域課題・ニーズに応じた多様な学びの活動を実施

##### 学びの活動の例

##### 「命を守る」生涯学習・社会教育

**自然災害等から命を守ることにつながる学び**  
防災等に必要知識を得て、課題解決に向け共に学び合う。

**社会的包摂に向けた学び**  
様々な理由で困難を抱える人々への学びの機会を福祉部局や民間団体等と連携し確保する。

**デジタル・ディバイド解消に向けた学び**  
ICTに関するリテラシーを身に付けることができる機会を企業等とも連携し確保する。

**子供・若者の地域・社会参画**  
子供・若者が地域課題解決に主体的に取り組む機会を設ける。

#### 地域課題解決に向けた「豊かな学びの姿」を実現

##### 様々な背景を有する多様な世代の人々の参画

共に学びあうことで、新たなアイデアが生まれ課題解決へ他者を理解し受け入れ共生する社会の実現へ

##### 多様な主体の連携・協働



参画を促進

連携・協働

##### 社会教育主事・社会教育士

学びの活動をコーディネート

効果的な学びを企画・実施

##### 「ICT」と「対面」の効果的な組み合わせ

ICTの活用により、多様な交流や人と人とのつながりを広げ、更に豊かな学びへ

命を守り、誰一人として取り残すことのない社会の実現へ

※デジタル・ディバイドとは、ICTを利用できる人とそうでない人との間にもたらされる格差のことを指します。

生涯学習は、余暇活動や趣味的な学びだけではなく、「**人生100年時代**」とも言われる現代社会において、様々な**災害リスクや社会の変化**に対応しながら地域の中で生きていくために必要とされる知識を身につける機会でもあることが強調されています。また、子どもや若者が社会に参画する機会も設けながら、さまざまな世代の人たちがともに学びあうことで、多様性を受け入れ、**課題解決に向けて共創していく力**が求められています。さらに、学びの手法としてICTと対面を組み合わせることで、より多様な人々との交流や、更なる豊かな学びへの実現が目指されています。

また、文部科学省では、**リカレント教育**の機運をこれまで以上に醸成し、その意義を普及啓発していくため、「いまスタ（今からスタディ）！社会人の学び応援プロジェクト」と題した動画を公開するなどの取組が行われており、学歴ではなく最新の**学習歴**を重視した社会の構築が目指されています。

動画の中では、社会人の学びを応援する方からの学び続けることへの前向きなメッセージや、大学等での具体的な事例が紹介されており、本市においても、一部の市民大学講座の開催時に、これらの動画を受講者向けに上映したりしています。

## 2 県の動向

埼玉県では、生涯にわたる学びの推進に向けた取組として、学びを支える環境の整備、学びの成果の活用の促進が施策として取り上げられています。（参考：第3期埼玉県教育振興基本計画）

### 誰一人取り残さない包摂的な社会の実現

外国人親子への支援と  
地域住民のつながり

障害者の生涯を通じた  
学びの支援

### 学びの成果の活用の促進

防災や子育て支援等の地  
域課題の解決に向けた、  
学びを通じた住民の参  
画・協働

### 3 戸田市の生涯学習をとりまく状況

#### (1) 第4次戸田市生涯学習推進計画の成果と課題

##### 【第4次計画の施策体系】

平成28年度に策定した「第4次生涯学習推進計画」では、以下の3つの基本施策に基づいて事業を実施してきました。

##### 【基本理念】

**つながり 磨き 高め合うまち とだ**  
— 豊かな学びの創造を目指して —

##### 【基本目標（目指すテーマ）】

- ① 戸田での学びの内容や形を多様に豊かにする
- ② 戸田で学びたいと願う様々な人を増やす
- ③ 気軽に集える学びの機会や場・空間を戸田で増やす
- ④ 戸田での学びについて広く知らせ伝える

##### 【基本施策】

3分野の基本施策を実施し、4つの基本目標を複合的に実現、基本理念の達成を目指します。

#### I 多様なニーズに応じて提供する主体的な戸田の学び(\*)の充実

(\*)ここでの戸田の学びとは、主体的で協働・対話型の学びであり、アクティブ・ラーニングを生涯学習全般に取り入れます。

- 1 ライフステージに沿った学びの提供
- 2 多様なニーズに応じた学びの提供
- 3 市民の学ぶ力を高めるサポート事業の提供
- 4 学びを豊かにするイベントの充実

主に学びの内容・企画に関する施策

#### II 戸田の学びを多彩に展開する環境の充実

- 1 関連施設の整備及び活用
- 2 多彩な学びの場の確保・創出
- 3 各種サポート制度の整備
- 4 各種相談体制の充実

主に学びの展開・拡大を図る受け皿に関する施策

#### III 戸田の学びの広報及び支援体制の充実

- 1 広報・情報提供体制の充実
- 2 市民・民間との連携体制の強化
- 3 庁内連携体制の強化
- 4 学びの事業の評価・改善の推進

主に広報及び学びに関わる関係者の連携体制に関する施策



【目標指標と成果(進捗状況)】

●全体に共通する目標指標

全体指標	当初 (H29年度)	経過 (H30年度)	現状 (R1年度)	目標 (R3年度)	担当課
生涯学習事業への初参加者数(*1)	115人	276人	368人	延べ200人 (毎年40人増)	生涯学習課
生涯学習事業参加者の満足度(*2)	83%	82%	82%	80%	生涯学習課
生涯学習事業の認知度(*3)	—	—	—	30%	生涯学習課

(※1) 「市民大学認定講座」受講者に配布する市民大学受講票の新規配布数

(※2) 生涯学習課（公民館含む）が実施する「市民大学認定講座」の受講者における満足度（講座受講後に実施のアンケート等にて把握）

(※3) R1年度に市民意識調査を実施せず、R2年度に実施した際の「市民大学」の認知率は28.9%

●基本施策に対応した個別の目標指標

基本施策Ⅰ 多様なニーズに応じて提供する主体的な戸田の学びの充実

施策名	個別指標	当初 (H29年度)	経過 (H30年度)	現状 (R1年度)	目標 (R3年度)	担当課
家庭教育の充実	「親の学習講座」または「すこやか子育て講座」の参加者数	2,380人	2,575人	1,971人	2,500人	生涯学習課
子育て支援学習の充実	子育て支援講座の参加者数	455人	473人	485人	1,000人	生涯学習課
健康・スポーツ・レクリエーションの充実	マラソン大会、市民体育祭、各種教室等の参加者数	14,651人	21,296人	11,948人	18,000人	文化スポーツ課
	健康増進事業の参加者数	3,803人	3,159人	2,991人	2,300人	福祉保健センター
安心・安全学習活動の充実	市民防災教室の参加者数	1,396人	2,145人	1,983人	2,500人	消防本部予防課
就業・起業支援等学習の充実	就業・起業支援等の講座の参加者数	429人	460人	416人	600人	経済政策課
環境学習の充実	環境出前講座の参加者数	99人	513人	895人	延べ1,000人 (H29-R3年度)	環境課

	戸田ヶ原サポーター(ガイド含む全て)人数	114人	111人	121人	80人	みどり公園課
	戸田530運動統一実践活動の参加者数	16,917人	17,155人	13,515人	21,000人	環境課
福祉学習の充実	認知症サポーター養成講座の参加者数	延べ 4,728人 (H21-29年度)	延べ 5,396人 (H21-30年度)	延べ 6,905人 (H21-R1年度)	延べ 5,050人 (H21-R3年度)	長寿介護課
「戸田市民大学」の充実	「市民大学認定講座」講座数	42講座	42講座	67講座	43講座	生涯学習課
	「市民大学認定講座」参加者数	3,331人	3,697人	3,362人	3,000人	生涯学習課
	「市民大学認定講座」市民企画講座の参加者数	139人	272人	64人	200人	生涯学習課
コミュニティ・まちづくりにつながる学習の充実	市民まちづくり塾の参加者数	40人	—	事業廃止	75人	都市計画課
全市的なイベントの充実	公民館まつりの参加者数(3館合計)	3,446人	2,883人	3,539人	4,000人	生涯学習課
	文化祭、音楽祭、市展の観覧者数	10,284人	14,889人	8,242人	16,000人	文化スポーツ課

基本施策Ⅱ 戸田の学びを多彩に展開する環境の充実

施策名	個別指標	当初 (H29年度)	経過 (H30年度)	現状 (R1年度)	目標 (R3年度)	担当課
公民館活動団体の充実促進	公民館まつりの参加者数(3館合計)	3,446人	2,883人	3,539人	4,000人	生涯学習課
	公民館講座参加者数	3,679人	3,125人	2,736人	4,840人	生涯学習課

基本施策Ⅲ 戸田の学びの広報及び支援体制の充実

施策名	個別指標	当初 (H29年度)	経過 (H30年度)	現状 (R1年度)	目標 (R3年度)	担当課
多様な情報提供の充実	公式ホームページ年間閲覧数	45,027PV	36,064PV	52,229PV	30,000PV	生涯学習課
	SNS(公式フェイスブック)のリーチ数	19,382リーチ	7,348リーチ	6,817リーチ	10,000リーチ	生涯学習課

人材の掘り起こし・活用	生涯学習サポーター養成講座の参加者数	延べ98人 (H24-29年度)	延べ112人 (H24-30年度)	延べ126人 (H24-R1年度)	延べ162人 (H24-R3年度)	生涯学習課
-------------	--------------------	---------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-------

## 【施策の現況と課題】

- ・開講10周年を迎えた戸田市民大学の参加者数は増加しているものの、全体的に参加者の固定化と高齢化が進んでおり、若年層の参加が少ない。
- ・地域の生涯学習サークルの減少等の生涯学習コミュニティの停滞、図書館や公民館等の社会教育施設の活用の停滞が課題。
- ・参加者層の固定化の背景には、周知不足や、新たな参加者層にまで情報が届いていないなど、情報発信方法に課題があると考えられる。
- ・学びを支える人材の不足と生涯学習事業の市民との協働体制が十分でないことが課題
- ・社会教育施設の老朽化やICTを活用した生涯学習環境の整備不足、郷土博物館収蔵庫のキャパシティ不足などがみられ、生涯学習施設の量的確保や質的向上が必要
- ・文化財をはじめ、ポートコースやポート競技など地域資源を活用した学習機会の不足
- ・生涯学習関係施設間の連携不足
- ・文化、スポーツ団体や公民館サークル等の運営の担い手の高齢化、人材確保が困難
- ・コロナ禍におけるコミュニティの在り方や、講座・イベント等の実施方法の検討

## (2) 戸田市民は「生涯学習」をどう捉えているのか(生涯学習に関する市民意識調査)

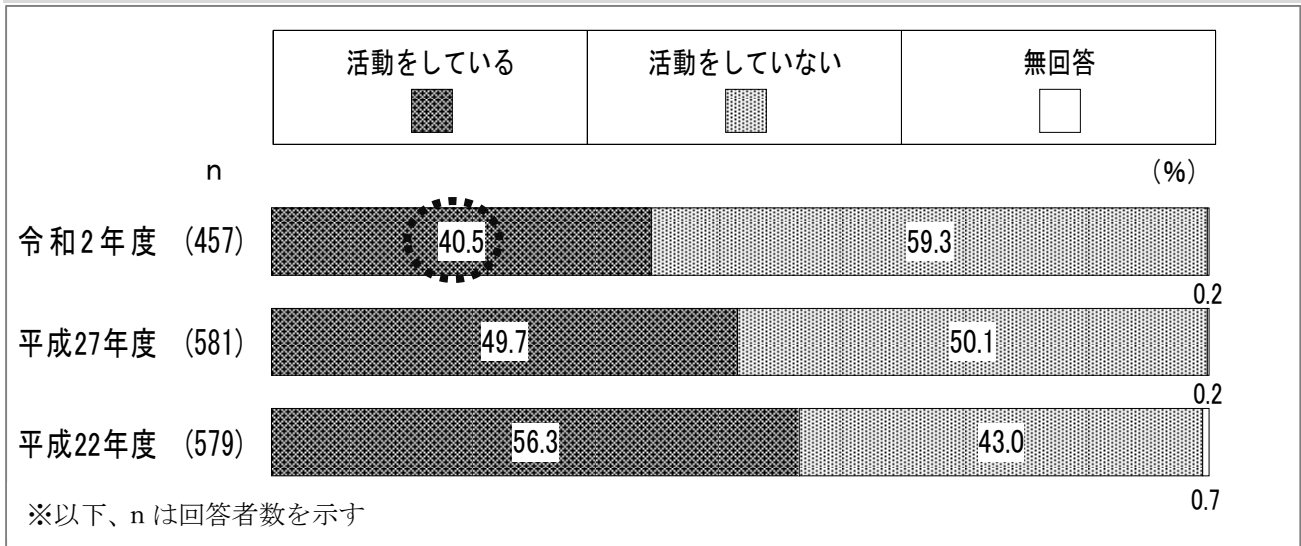
生涯学習に関する市民の考えを明らかにするため、戸田市在住の20代以上の男女1,300人、市内公共施設を拠点に活動する団体200件に対し、意識調査を実施しました(令和2年6月)。

市民意識調査から明らかになったことの中で特徴的なものは、以下のとおりです。

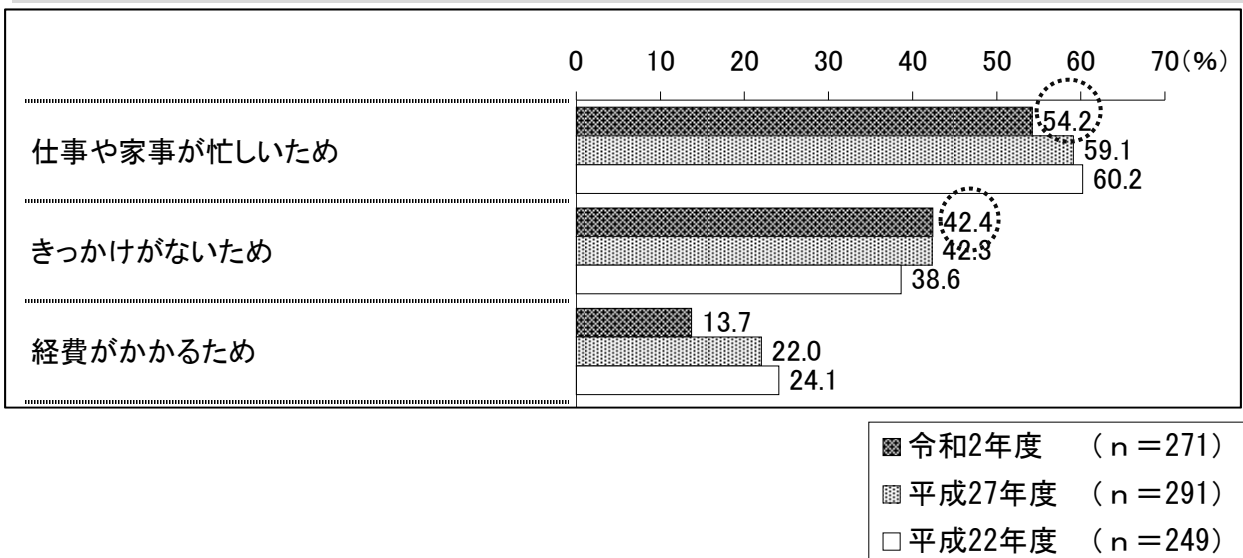
### ◇学習活動をしている人は年々減少。その理由は「忙しさ」と「きっかけのなさ」

現在学習活動をしている人は40.5%であり、減少傾向にあります。その理由として最も顕著なものは、「仕事や家事の忙しさ」と「きっかけのなさ」ということが分かります。

問：あなたは現在(または過去1～2年の間に)、学習活動をしていますか。



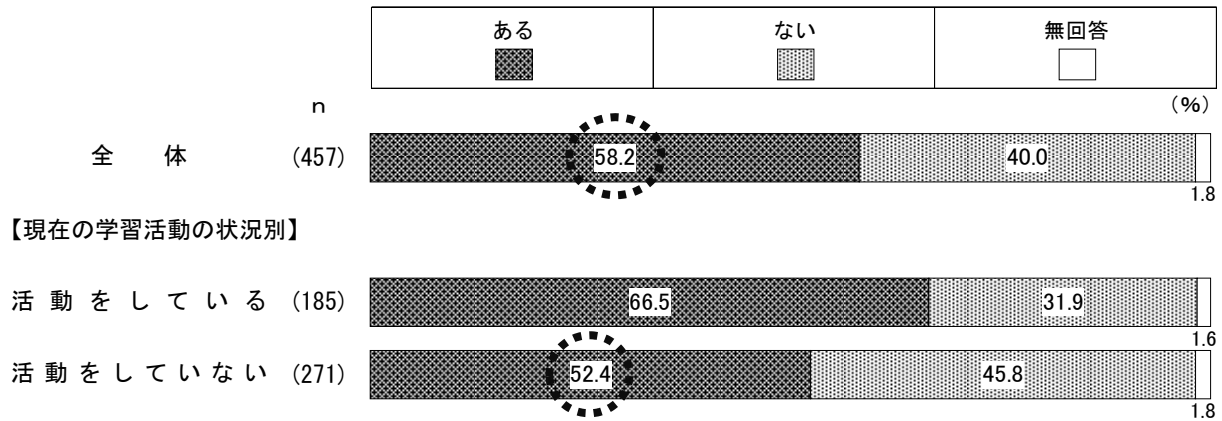
問：あなたが学習活動をしなかった理由は何ですか。(上位3項目を抜粋)





一方で、「新たに始めたい学習活動がある」と回答した人の割合は半数以上にのぼり、中でも「現在学習活動をしていないが、新たに始めたい活動がある」と回答した人の割合は52.4%であることから、学習の阻害要因や市民のニーズを踏まえた施策を展開することで、意欲はあるが一步を踏み出せないという人たちに対して学習機会を届けていくことができると考えられます。

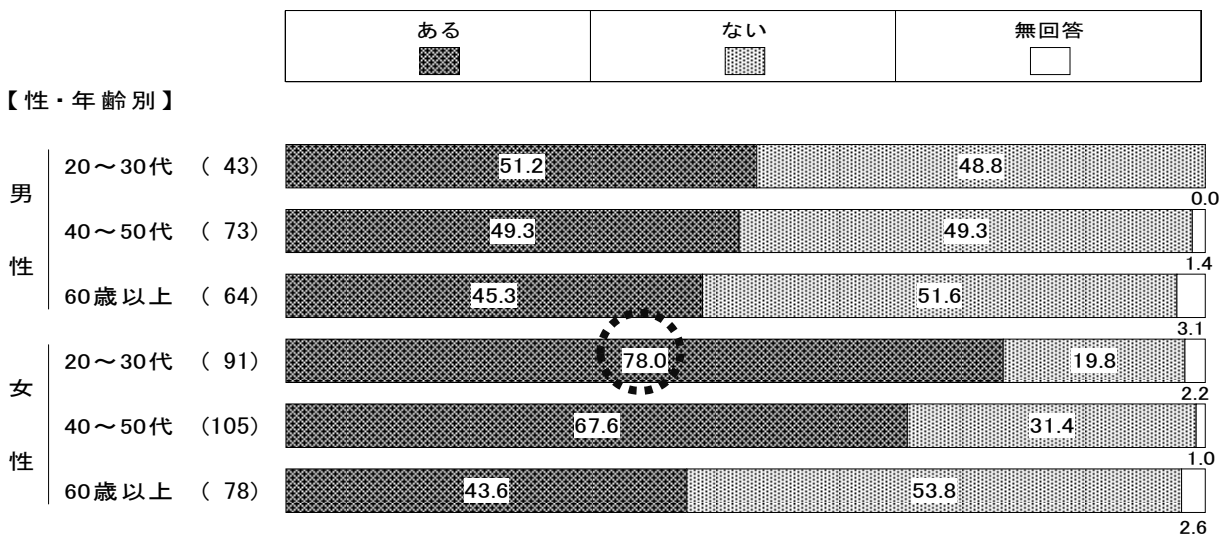
問：あなたは新たに始めたい活動（学び直したいこと）がありますか。



◇20～30代の若い女性ほど、「学び直し」への意欲が高い

上記の「新たに始めたい活動（学び直したいこと）がありますか」という問いに対する回答を性・年齢別に集計した結果を見ると、「（学び直したいことが）ある」と回答した人の割合は20～30代の女性で特に高くなっていることが分かります。

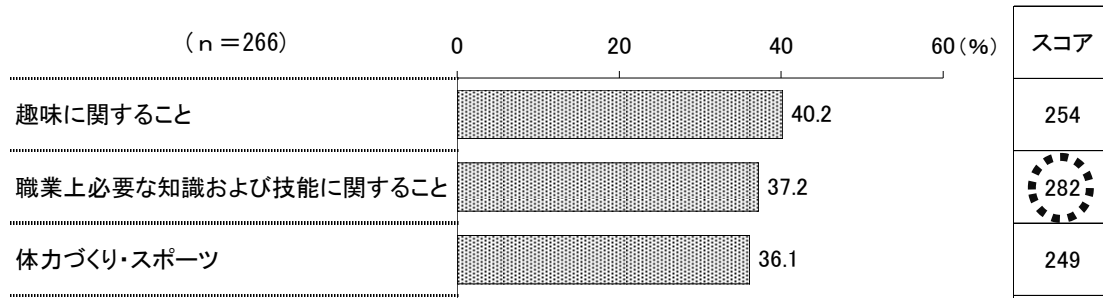
問：あなたは新たに始めたい活動（学び直したいこと）がありますか。



### ◇社会人の「キャリア形成」に必要なスキルの習得へのニーズ

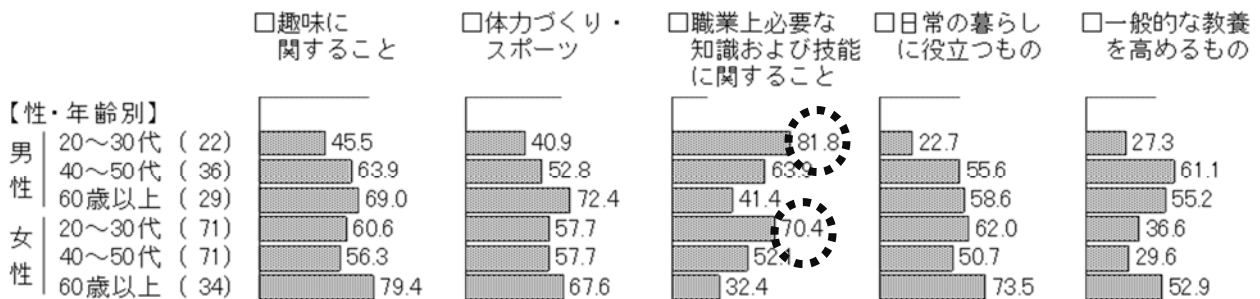
特に力を入れて行いたい学習活動のスコアを見てみると、英会話やパソコン技能に係る「職業上必要な知識及び技能に関すること」が最も高いことから、働く上で必要な知識や技能について学ぶ機会を創出することが求められているといえます。

問：特に力を入れて行いたい学習活動について、順に3つまでお答えください。



※スコアは、順位付けの回答結果に1位=3点、2位=2点、3位=1点を与えて集計したものの。

また、性・年齢別でみると、「職業上必要な知識および技能に関すること」は、男性では20～30代で81.8%、女性では20代～30代が70.4%と、特に若年層においてそのニーズが高いことがわかります。



◇20～30代は外国人住民、障がい者、高齢者への支援や国際交流によるまちづくりに関心が高い

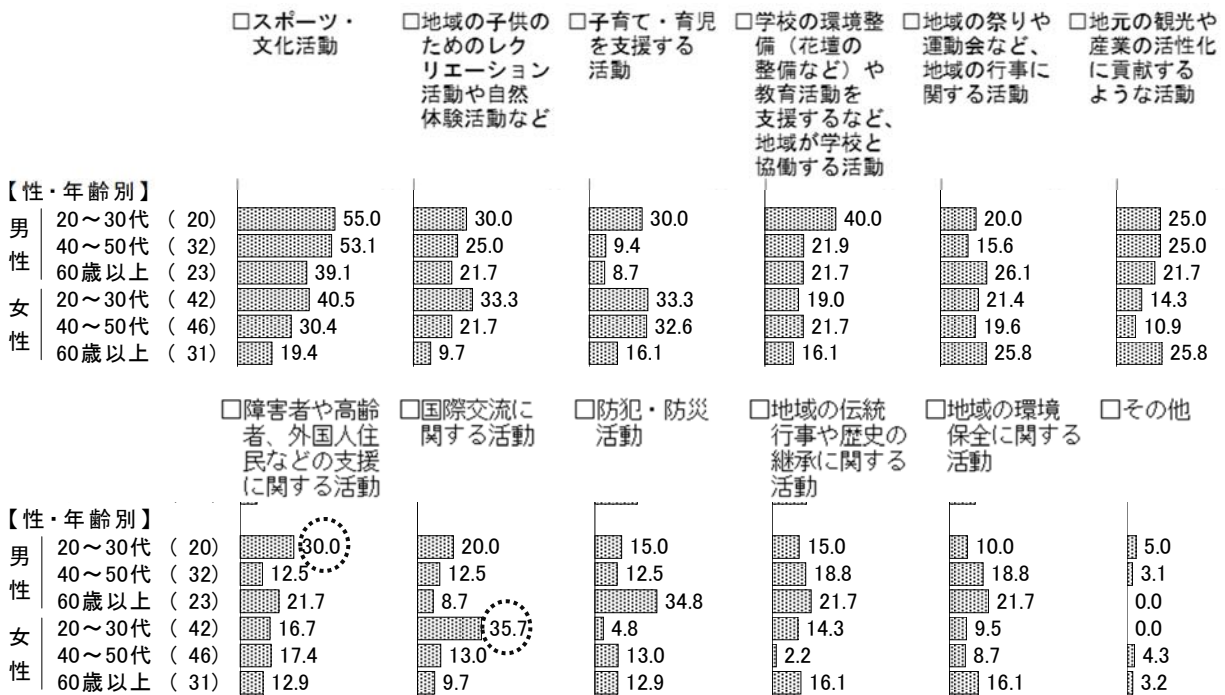
「学習活動を行うことが住民参加・住民主体のまちづくりの一步となると思う」と回答した人は63%。

特に20～30代においてその回答率は高く、学習活動とまちづくりの関連性について認識されており、将来のまちづくりの担い手となることが期待されています。

また、まちづくりの視点から参加したい具体的な学習活動は、「スポーツ・文化活動」のほか、学校をはじめとした地域の子どもたちへの支援に関する活動への参加の意向が高いことがわかります。

特に、男性20～30代では、上記に加え、障がい者や高齢者、外国人住民などの支援、女性20～30代では国際交流を目的とした学習活動への参加など、共生社会の構築に向けた取組への関心への高さがうかがえます。

問：(まちづくりの視点から生涯学習活動を考えたとき、活動に参加したいと回答した人に対して) どのような活動に参加したいと思いますか。



### (3) 市民会議等から浮かび上がった市民のホンネ

令和2年10月、20代から70代までの14名（市民意識調査協力者の中から募集した6名、公募により募集した8名）の市民の方にご参加いただき、第5次戸田市生涯学習推進計画策定にかかる市民会議を開催しました。

市民会議では、「地域で学ぶとしたら、どんなテーマ？」「学びたい気持ちがなかなか実現しないのはなぜ？」「若い人に防災学習に参加してもらうためには？」「公共施設をどんな風に使ってみたい?!」の4つのテーマについて、世代別のグループにわかれて話し合い、意識調査では掬いきれなかったリアルな声や、様々なアイデアをいただきました。

なお、社会教育委員会議でも同様のご意見をいただきました。

各世代のニーズに応じた講座がもっとあっていいんじゃない？

利用時間や飲食など、施設のルールを柔軟にして、もっと気軽に使えたらいいね。

体験型のイベントなら、若者にも興味を持ってもらえそう！

学びたい気持ちはあるけれど、なかなか行動が起こせない…

民間企業と連携した魅力ある講座や、オンライン配信があれば、もっとたくさんの方が生涯学習に興味を持つかも！

いつ・どこで・どんな講座をやっているのか、なかなか情報が伝わってこない。

## 第3章 生涯学習推進の基本方針

### 1 基本理念

第4次生涯学習推進計画の施策の成果や課題のほか、市民意識調査結果や市民会議の意見等を踏まえるとともに、今後の生涯学習をめぐる社会の動向を見据え、本計画の基本理念を以下のとおり掲げます。

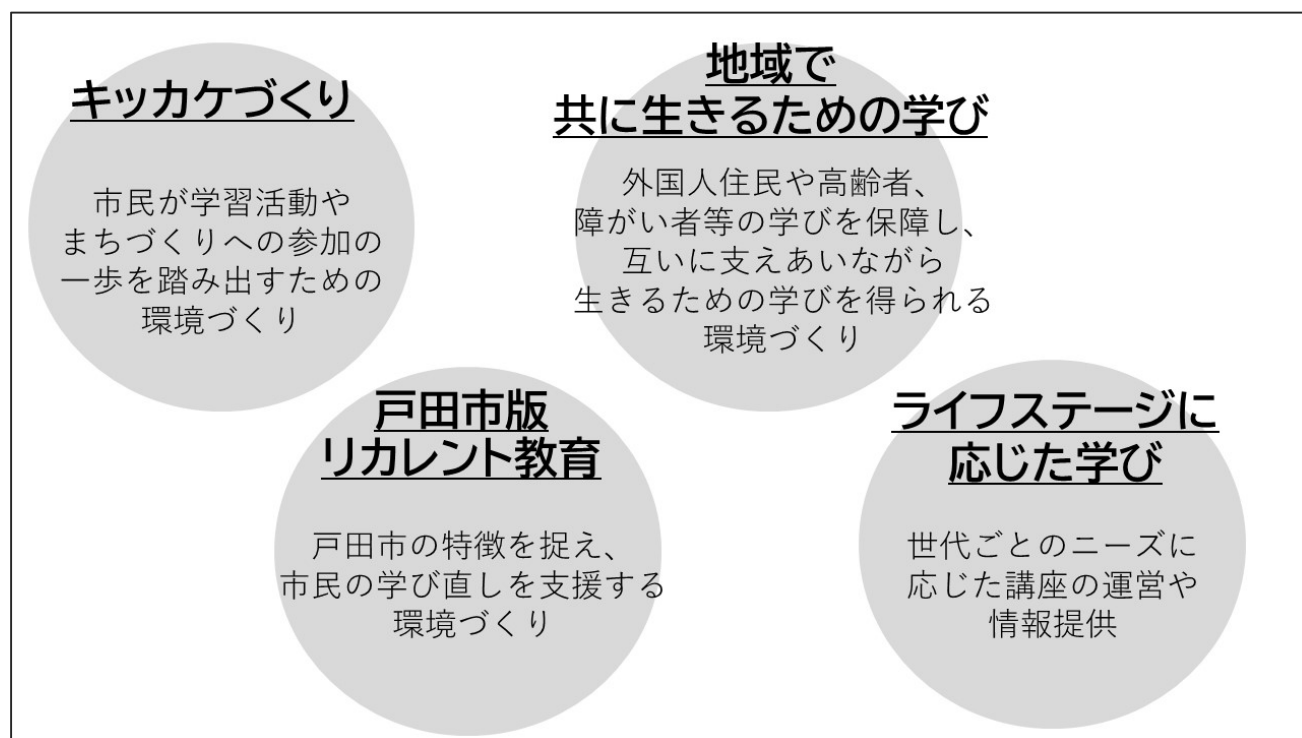
**描こう！これからのわたしの人生・まちの未来  
～人生100年時代を共創する戸田へ～**

生涯学習は、市民のみなさんが自ら学びたいことに向き合うことで、自分らしい人生を歩んでいくことにつながる活動でもあります。

戸田市では、市民のみなさん一人ひとりが学びを通して新たな「気づき」や「発見」を得て、さらに豊かな人生を歩んでいくことができるよう、ライフステージや個別のニーズに応じた学びの機会を提供していきます。また、市民のみなさん一人ひとりが自分自身に向き合い、最適な学びをデザインしていくことで、地域の中で学びの輪が広がり、よりよい地域の共創につながっていくことを目指しています。

### 2 計画のポイント

本計画のなかで特に重点を置いているポイントを、以下の4つにまとめています。





## キッカケづくり

### 【背景】

- ・学習活動の阻害要因となっているのは「忙しさとキッカケのなさ」であることから、市民が気軽に学習に触れられるようなキッカケづくりを行う必要がある。
- ・現在の市のホームページでは生涯学習に関する情報が不足・分散しており、市民の学習意欲に応えられるような情報提供が十分にできていないことから、**市民が学習に触れるためのキッカケの第一歩**として、情報発信の環境整備を工夫して行う必要がある。

### 【主な取り組み内容】

#### 多様な媒体での学習機会の提供

- ⇒コロナ禍における新たな講座の在り方の検討の必要性
- ⇒忙しい中でもすきま時間で学べる音声配信サービスやオーディオブック、動画による学習機会の提供

#### 情報提供方法の工夫

- ⇒生涯学習関連情報を一元化して提供できる専用サイト立上げに向けた調査研究
- ⇒市民の学びを支援するための相談コーナーの充実化

#### 地域活動への参加のキッカケづくり

- ⇒若者のまちづくりに対する関心の高さ（特に国際交流、障害者支援等の分野）がうかがえることから、より若者がまちづくりの活動に踏み出しやすくするための機会を提供していく

すきま時間を活用した「耳」で学ぶ音声配信サービス等の拡充へ

## 戸田市版リカレント教育

### 【背景】

- ・都心のベッドタウンであり、埼玉県内で労働人口の割合が高い本市では、通勤と子育て・家事等により学習時間を割けない市民が多いことが想定されるため、**働きながら学ぶ**ことのできる環境を整えることが必要。
- ・市民意識調査では、新たに**学び直したい**ことがあると回答した若年層が多く、資格取得につながる講座や、職業上必要な知識・技能に関する学びについてニーズが高いことがわかった。また、講座を受ける目的を「仕事等でのキャリアアップ」としている割合が20～30代では特に高く、仕事に役立つ知識を身につけたり、さらに深く学ぶためのきっかけを提供することが求められているといえる。

### 【主な取り組み内容】

#### 就労支援や職業能力を高める学習機会の充実

- ⇒女性の就職・再就職支援に関する講座、起業支援セミナー、労働セミナー、ひとり親向けの就職支援や職業能力を高める学習機会の充実等

#### 情報発信・学び直しの普及

- ⇒専用サイト等での情報配信、音声配信サービス等すきま時間で学べるコンテンツの拡充、継続的な学びにつながる学習記録ツールに関する調査研究、リカレント教育への市民ニーズの調査分析・効果検証

#### 大学等との新たな連携の調査研究

- ⇒資格関連講座等での大学との連携の可能性を調査。戸田市の将来的な福祉サービスへのニーズの高まりを見据え、福祉関連教育の充実化を視野に入れた学習に関する調査・研究

## 地域で共に生きるための学び

### 【背景】

- ・市内における外国人住民の増加等を背景に、「誰もが学び続けることのできる社会」の実現を目指し、**外国人住民**や**障がい者**も含めてともに学びあうことのできる機会を拡充していく必要がある。
- ・市民一人ひとりが社会における**多様性**を尊重できるような社会の実現のために、身近な地域のなかでの多様性について体験や交流を通して学ぶ機会をさらに充実させていく必要がある。
- ・「生きる」という観点から、地域で生きていく中で直面する様々なリスクから、地域ぐるみで「**命を守る**」ための自助や共助の力をはぐくむための学びの機会を提供していく必要がある。

### 【主な取り組み内容】

#### 個別のニーズに対応した学び

⇒情報の多言語化、手話通訳等、個別のニーズへの対応を可能にする仕組みづくり

#### 「命を守る」ための学び

⇒防災・減災関係講座、感染症等の対策講座、外国人防災訓練の開催等

#### 多様性の理解促進につながる講座

⇒市内の外国人住民等との交流等を通して、多様性について触れられる講座の開催

## ライフステージに応じた学び

### 【背景】

- ・**人生100年時代**においては子どもから高齢者まですべての世代に対して、そして**マルチステージ**での学びの継続が求められていることを踏まえ、**発達段階**に応じた段階的な地域での学びの機会の提供や、**ライフステージ**に応じた学びの在り方を講座運営等にも反映させていくことが必要である。

### 【主な取り組み内容】

#### 世代ごとのニーズに応じた講座の運営

⇒内容、時間、広報手法等、講座のターゲットとなる世代に届くような工夫を行う。

#### 5つのライフステージに区分した学習機会の提供

⇒乳幼児期、小学生期、中学・高校生期、成人期、高齢期に区分し、それぞれのライフステージで必要とされる学びを提供

#### 成人期（若年層）への学びの支援

⇒リカレント教育を中心に展開するほか、若年層で関心の高い地域活動への参加のキッカケとなるような学習機会を提供する。

## 3 計画の体系

基本方針	施策	方策
新たな自分に出会う ～学びのキッカケづくり～	学習活動のキッカケの提供	ICTの活用 キッカケとなる講座等の拡充
	情報提供・相談体制の強化	多様な媒体を活用した情報提供体制の強化 相談体制の強化
人生100年時代を豊かに生きる ～ライフステージや多様な市民ニーズに応じた学びの提供～	ライフステージに応じた学びの充実	乳幼児期における学びの充実
		小学生期における学びの充実
		中学・高校生期における学びの充実
		成人期における学びの充実
		高齢期における学びの充実
	リカレント教育(社会人の学び直し)の推進	
	共生社会の学びの支援	人権意識の高揚
		障がい者の学びの支援
		性別や国籍を問わない学びの支援
	現代的・社会的課題や市民ニーズに応じた学びの充実	「地域を知る」学びの推進
		「命を守る」学びの推進
		戸田市民大学の充実
環境教育の推進		
健康寿命の延伸につながる学びの支援		
消費者教育の推進		
気軽に活用できる施設を目指して	SDGsの普及啓発	
	図書・読書活動の推進	
	郷土博物館活動の推進	
	彩湖自然学習センター(みどりパル)活動の推進	
	公民館等の活動の推進	
スポーツ・文化芸術活動の推進	施設・設備の充実	
	スポーツ・レクリエーション活動の推進 文化芸術活動の推進	
まちを元気に ～学びの成果の活用と交流の仕組みづくり～	子どもの「育ち」を支える学校・家庭・地域の力	家庭教育の推進
		学校との連携
		地域との連携
	地域を元気にする学びの推進	地域活動のはじめの一歩
		地域で活躍する人材の養成と支援
		地域課題の解決に向けた学びの推進
	学習の成果共有と意欲向上	学習成果の共有
		学習意欲の向上
協働体制の構築	市民・大学・企業・関係機関等との連携強化	
	計画の推進体制	



## 第4章 基本方針の展開

本市の基本理念を達成していくために、3つの基本方針を立て、それぞれの方針に沿った施策と、その施策を実現するために方策を立て、具体的な取組を実施することにより、生涯学習の推進を目指します。

### 基本方針1 新たな自分に出会う ～学びのキッカケづくり～

前述のとおり、生涯学習に関する市民意識調査で、学習意欲はあるものの、「忙しさとキッカケのなさ」が学習活動を阻害する主な原因であることが明らかになりました。都心のベッドタウンであり、埼玉県内で平均年齢が最も若い本市では、通勤と子育て・家事等により学習時間を割けない市民が多いことが想定されます。「新たな自分に出会う」ことができる学習の促進のため、本計画の一つ目の基本方針を「学びのキッカケづくり」とし、以下のとおり、2つの施策を掲げました。

#### (1) 施策1 学習活動のキッカケの提供

学習活動に取り組んでいない市民に対し、多様なキッカケを提供するとともに、市民一人ひとりのニーズに合った学習の手段や場所等を選択できるようにします。学習の楽しさを知り、継続的な学習につながるよう取り組みます。

##### ●方策1 ICTの活用

「市内の講座、講演会等に参加したいがどこで探せばよいかわからない」「何かを学びたい人がどのような場所やグループがあるか見つけられない」「自分の持っている知識や経験を教えたり社会の役に立てたりしたいがどうすればよいかわからない」などの課題があり、現在の本市のホームページでは情報が不足、また分散している状況です。そこで、生涯学習情報の一元化、分かりやすい情報発信を行うために、生涯学習の様々な情報をインターネット上の専用サイトとして立ち上げるための調査研究を行い、市主催講座・講演会だけでなく、市内団体サークルの紹介やイベント情報、相談コーナーを設けるなど、市民の学びを支援できるよう検討していきます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催予定であった講座が中止になったり、定員を削減したりしている現状や、対面式講座に参加する時間を確保しづらい現役世代にも参加いただくため、「オンライン講座」を開設します。

さらに本市の多忙な現役世代向けの新たなコンテンツとして、書籍を音声で聴ける

「オーディオブック」や「インターネット上の音声配信サービス・短時間動画」などの導入の調査研究のほか、インターネット上の生涯学習関連の音声配信サービスを活用した生活スタイルの紹介などを進めます。これにより、通勤中、会社の休憩時間、家事をしながら…など、少しの隙間時間を有効活用することができ、まさに「生涯学習のキッカケ」となると思われます。

**<取組例>**

- ・生涯学習専用サイト(パソコン・スマートフォン対応)開設の調査研究
- ・オンライン講座の開設・電子図書館(小規模)の実施、電子図書館(大規模)の導入(オーディオブック(書籍を音声で聴くもの)を含む)
- ・多忙な現役世代向けの新たな配信コンテンツ(音声のみ、短時間動画など)の導入の調査研究や生活スタイル紹介

**●方策2 キッカケとなる講座等の拡充**

生涯学習を身近なものと感じ、興味・関心を持つことができるよう、初心者向けの講座や情報提供等を行い、新たな参加を促していきます。

**<取組例>**

- ・生涯学習活動に新たな参加を促すような講座等の企画・運営
- ・戸田市まちづくり出前講座

## (2)施策2 情報提供・相談体制の強化

市民意識調査や市民会議では、生涯学習に関する情報提供が十分でないとの多くの意見をいただきました。既存の手法だけでなく、生涯学習に関する情報が市民一人ひとりに行き届く提供方法の様々な工夫が必要となるため、以下の2つの方策を掲げ、情報提供・相談体制の強化を図ります。

### ●方策1 多様な媒体を活用した情報提供体制の強化

生涯学習専用サイトの開設の調査研究やSNSによる情報提供の拡充を進めます。また、講座・イベント等の対象者をより明確にし、その対象者に情報が行き届くための工夫や、図書館予約資料確保のメールに生涯学習情報を付記するなどの「プッシュ型の情報発信」を推進します。さらに地域で孤立傾向にある市民への生涯学習情報の周知を行い、社会参画等へのキッカケを提供するなど、情報提供体制の強化を図ります。

#### <取組例>

- ・生涯学習専用サイト(パソコン・スマートフォン対応)の開設の調査研究
- ・プッシュ型の情報発信(講座・イベント等の対象者をより明確にする、図書館予約資料確保メールに生涯学習情報の付記等)
- ・SNSによる講座・イベント情報発信の拡充
- ・広報戸田市の発行
- ・各種広報の発行(教育広報とだ・戸田市生涯学習情報誌・各施設の情報誌等)
- ・地域で孤立傾向にある市民への生涯学習情報の周知

### ●方策2 相談体制の強化

講座やイベントなどの学習機会、生涯学習に関するグループやサークルの情報のほか、ボランティアや市民活動などの学習成果の生かし方など、様々な相談を行うことができる相談体制の強化を図ります。

#### <取組例>

- ・生涯学習相談員の配置
- ・ボランティア・市民活動相談

## 基本方針2 人生100年時代を豊かに生きる ～ライフステージや多様な市民ニーズに応じた学びの提供～

生涯学習に関する市民意識調査では、世代によって開催日時の分散化や内容の工夫など、改めて世代ごとにニーズに合わせて実施するべきことが分かったことから、ライフステージに応じた、きめ細やかな学びの充実が求められています。また、国や埼玉県でも誰一人取り残さない包摂的な社会の実現を目指しており、本市もこれまで以上に、障がい、性別及び国籍を問わない「共生社会」の学びの支援を行う必要があります。さらに災害や防犯、環境問題等をはじめとした現代的・社会的課題や市民ニーズに応じた学びを支援していく必要があります。

図書館や郷土博物館等の市内施設については、これまで以上に、気軽に活用していただけるよう、様々な工夫を行います。また、本市の貴重な地域資源を生かしたスポーツ・文化芸術活動を推進していきます。

これらを推進していくため、以下のとおり、5つの施策を掲げました。

### (1) 施策1 ライフステージに応じた学びの充実

上記のとおり、世代ごとにきめ細やかな学びの支援を行うため、乳幼児期、小学生期、中学・高校生期、成人期及び高齢期の5つに分け、その段階に応じた方策を実施することで、より実効性のある方策を実現できると考えます。

#### ●方策1 乳幼児期における学びの充実

乳幼児期は、親が愛情いっぱいの語りかけをしたり、遊びを通じた様々な体験をしたりしていくことで発達を促す時期であることから、特に「家庭での読書の習慣化」に繋げていく取組が必要です。なお幼児期は集団生活を経験する中で、家族以外の人や動植物などその関係を作りながら、好奇心、自立性、思いやり等を学んでいきます。

##### <取組例>

- ・基本的な生活習慣を身につける教育・保育の充実
- ・ブックスタート事業(4か月児健診に合わせ、中央図書館職員が絵本の読み聞かせや絵本・参考資料を配付)・保育園等と小学校との連携事業
- ・幼児向け自然体験講座
- ・親子向け講座の拡充
- ・保育園等で子供達の防災教育

**●方策2 小学生期における学びの充実**

小学生期は、学校教育や地域活動等を通じて、生涯に渡って学ぶ意欲や能力を育むとともに、心身の健全性、社会性等を身につけていく重要な時期であることから、地域での自然体験や社会体験等に積極的に取り組んでいきます。

**<取組例>**

- ・子ども大学とだ
- ・自然・農業・伝統文化・社会体験等の様々な活動
- ・自然体験講座や自然観察会
- ・公民館等での子ども向け・親子向け講座の拡充
- ・児童センター事業
- ・キャリア教育
- ・交通安全・防災教育講座

**●方策3 中学・高校生期における学びの充実**

中学・高校生期は、自分の生き方、将来等を考えはじめ、自立性が大きく育つ時期であることから、キャリア教育や地域の社会活動等を通じて、学ぶ内容を選択していく支援を行います。また、生活習慣や規範意識がゆらぐ時期でもあることから、禁煙・飲酒・薬物乱用教育や消費者教育に関する学習機会の充実に取り組めます。

**<取組例>**

- ・ボランティア活動の充実(夏休み体験ボランティア活動等)・自然・農業・伝統文化・社会体験等の様々な活動
- ・友好都市交流事業
- ・児童センター事業
- ・キャリア教育
- ・禁煙・飲酒・薬物乱用教育
- ・消費者教育
- ・防災教育講座

### ●方策4 成人期における学びの充実

成人期は、年齢層が幅広く、それぞれ生活環境も異なるため、子育て、家庭教育、地域活動、健康づくりなど多岐に渡ります。生涯学習に関する市民意識調査で、若年層のまちづくりへの関心の高さが比較的に高いことが分かったことから、地域課題等をテーマとしたワークショップを実施します。また社会人の学び直しを支援するため、戸田市版の「リカレント教育」を推進します。さらに現役世代が参加しやすいよう、夜間や休日に開催する講座を拡充するとともに、オンライン講座を開設します。

#### <取組例>

- ・若者向けワークショップ
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・家庭教育に関する学習機会の充実
- ・親子向け講座の拡充
- ・生活向上や地域課題解決のための学習機会の充実
- ・スポーツ・健康づくり講座
- ・リカレント教育
- ・夜間や休日に開催する講座の拡充
- ・託児付講座・イベント等の実施

### ●方策5 高齢期における学びの充実

高齢期は、人生100年時代において、地域や社会の重要な担い手としての活躍が期待できることから、自身の知識や技術等を地域社会に還元していくことが重要です。従って、高齢者の生きがいづくりを支援し、健康づくりや介護予防、SNS等の活用などの多様な学習機会の提供や学習成果を生かす場の拡充が必要です。

#### <取組例>

- ・生きがいづくりのための学習機会の提供
- ・健康づくりや介護予防等に関する学習機会の充実
- ・学習成果を生かす場の拡充
- ・公民館のシルバー講座
- ・交通安全教室・消費者教育・タブレット端末・スマートフォン講座

**●方策6 リカレント教育(社会人の学び直し)の推進**

リカレント教育は、「学校教育」を人々の生涯にわたって分散させようとする理念です。しかし、広い意味では「社会人になってからも、学校などの教育機関に戻って学習し、再び社会に出ていくことを生涯にわたり続けることができる教育システム」のことを指して使われることもあります。そこで、基礎自治体としての役割等を踏まえ、戸田市版の「リカレント教育」を推進します。

**<取組例>**

- ・資格関連講座の開催など大学等との新たな連携の調査研究
- ・就労支援や職業能力を高める学習機会の充実(特に女性の就職・再就職支援に関する講座など)
- ・起業支援セミナー・労働セミナー
- ・ひとり親向けの就職支援や職業能力を高める学習機会の充実
- ・戸田市の将来的な福祉サービスへのニーズの高まりを見据え、福祉関連教育の充実化を視野に入れた学習に関する調査・研究
- ・語学や資格等に関連する講座の拡充
- ・多忙な現役世代向けの新たな配信コンテンツの調査研究
- ・学習歴が可視化できるツールの調査・研究
- ・リカレント教育関連情報の提供
- ・リカレント教育に関する市民ニーズ等の調査・分析

## (2)施策2 共生社会の学びの支援

全ての人々が学ぶことのできる社会を目指します。特に、障がい者、外国人住民や高齢者等が互いに支え合いながら生きていくための学習の支援を行います。

### ●方策1 人権意識の高揚

近年、インターネット上での差別、児童虐待、外国人への差別、職場におけるパワーハラスメント、自然災害に伴う被災者差別、性的少数者への差別などの人権課題が生じています。特に最近では、新型コロナウイルス感染症に関する差別なども報じられています。これまでも同和問題をはじめ、様々な課題に対する人権教育を行ってまいりましたが、今なお様々な人権問題が存在していることから、より一層の人権教育・啓発を推進し、すべての人が尊重されるよう取り組んでいきます。

#### <取組例>

- ・市民向けの人権啓発(講座・研修会、写真展・リーフレット配布等)
- ・企業向けの人権啓発(講座・研修会等)
- ・男女共同参画推進事業
- ・企業人権問題研修会
- ・公民館等による人権啓発講演会やパネル展等の開催
- ・スポーツを通じた人権啓発事業の実施
- ・障がいを共に考える参加型講座

### ●方策2 障がい者の学びの支援

障がい者の「学び」を支える環境づくりに、積極的に取り組んでいきます。また、障がい者の活動や作品を発表する機会を提供していきます。

#### <取組例>

- ・創作的活動・社会適応訓練等の各種講座(パソコン・点字・パン作り、スポーツ・レクリエーション等)
- ・公民館等を活用した学習機会の充実
- ・障がい者アートギャラリーや作品展
- ・電子図書館の実施
- ・対面朗読サービスの充実
- ・障がい者の参加を促す環境整備(手話通訳の配置・点訳・録音CD等の学習・情報資料の提供)
- ・障がい者スポーツの理解促進



### ●方策3 性別や国籍を問わない学びの支援

多文化共生に向け、より一層の市民の理解を促進するとともに、性別や国籍を問わず、社会参画できるよう、様々な学びの支援を行います。

#### <取組例>

- ・男女共同参画推進事業、性的少数者への理解
- ・多文化共生に向けた人権教育・啓発や関連講座の充実
- ・日本語教室・外国人による日本語スピーチコンテスト・外国人防災訓練の開催
- ・図書館での外国語資料の充実
- ・国際理解講座(外国文化の理解と外国人との交流)
- ・各施設の案内板・利用案内・ホームページ等の多言語化の推進

### (3)施策3 現代的・社会的課題や市民ニーズに応じた学びの充実

市民のライフスタイルや価値観が多様化する中で、防災、防犯、環境、消費者問題などの多種多様な現代的・社会的課題を解決していくために、市民がこれらの課題を理解し、解決に向けた行動につながるよう、様々な講座等を開催します。また本市の地域資源を学ぶ機会を提供し、郷土愛の醸成や地域活動に繋がることを期待します。

#### ●方策1「地域を知る」学びの推進

本市の地域資源について、多面的・多角的に学ぶことを通して、地域への理解を深め、郷土愛に醸成につなげていきたいと考えています。なお、中長期的には、郷土愛から地域活動に繋がり、地域人材の育成という視点も持ち、本市の文化や観光の振興につながることを期待します。また、ふるさと学である「とだ学」は、本市の歴史のほか、文化、産業、観光、自然など様々なテーマで、市内の様々な場所で開催していきます。

#### <取組例>

- ・市民大学のとだ学(歴史・文化・産業・観光・自然など様々なテーマで市内の様々な場  
所で開催)
- ・まち歩き講座
- ・文化財講座
- ・地域資源を活用した観光振興の推進

### ●方策2 「命を守る」学びの推進

近年、地球規模での気候変動による大型台風や豪雨などの大規模な自然災害が頻繁に起きているだけでなく、新型コロナウイルスなどの感染症の拡大など、市民の生命や身体等の脅威となる事象が多発しております。市民の「命を守る」ために、これらの課題に対して、必要な知識を得たり、課題解決に向けて共に学び合ったりする機会を提供します。

#### <取組例>

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| ・防災・減災関係講座         | ・防犯・交通安全教室       |
| ・感染症等の対策講座         | ・救命講習、防災士資格の取得支援 |
| ・彩湖自然体験ツアー(彩湖の役割等) |                  |

### ●方策3 戸田市民大学の充実

令和元年度に開講10年目を迎えた市民大学については、アカデミックな講義を受講できる大学連携講座を充実させるとともに、現代課題をテーマとした講座の提供など、時代を捉えたタイムリーな課題を採り上げ、受講者同士で協議するなどのアクティブラーニングも実施し、より多くの市民に受講いただけるよう取り組みます。また感染症拡大防止や現役世代の参加拡大等を目的として、オンライン講座を開催していきます。

#### <取組例>

- |                |          |
|----------------|----------|
| ・戸田市民大学認定講座の周知 | ・講座企画運営  |
| ・オンライン講座の開催    | ・庁内会議の開催 |

#### ●方策4 環境教育の推進

市民の環境に対する意識向上を目的として、日常生活の中で実践活動につながるよう、市民、事業者、市民団体等と協働で推進します。

##### <取組例>

- ・戸田ヶ原自然再生事業・生き物マップの作成
- ・環境月間のパネル展示・とだ環境フェアの開催
- ・彩湖自然体験ツアー・戸田市まちづくり出前講座
- ・戸田530運動統一実践活動
- ・リサイクル推進事業(市役所屋上緑化施設の活用・生ゴミバケツと花苗交換事業)
- ・食品ロス削減の啓発

#### ●方策5 健康寿命の延伸につながる学びの支援

人生100年時代において、すべての市民が健康でいきいきと暮らすことができるよう、市民の健康増進につながる学びを支援します。

##### <取組例>

- ・健康増進事業(生活習慣病の改善、受動喫煙による健康被害、食育活動の強化、介護予防)
- ・オーラルフレイルとフレイル対策(運動・口腔・栄養等)の強化、こころの健康、運動習慣の定着化の推進等
- ・健康マイレージ事業
- ・リズム体操
- ・老人クラブ事業(シルバースポーツ大会・ゲートボール大会・グランドゴルフ大会・演技大会等)、高齢者の社会参加の促進、元気体操や高齢者サロン等の増設

#### ●方策6 消費者教育の推進

消費者問題が複雑・多様化している中で、市民が正しい情報を集め、合理的な判断と行動ができるような消費生活に関する情報や学習機会を提供します。

##### <取組例>

- ・消費生活出前講座
- ・若年層への周知

## ●方策7 SDGsの普及啓発

国連が掲げている「持続可能な開発目標」(SDGs)の達成に向けて、市民に対する理解促進を進めていきます。

### <取組例>

・各種広報 ・講座・講演・研修 ・図書館のテーマ展示

## (4)施策4 気軽に活用できる施設を目指して

図書館や郷土博物館等の施設は、市の「知の拠点」として、貴重な財産を有しています。市民の身近な学習施設である図書館等は、それぞれの特色を生かして、市民が気軽に利活用できるよう、積極的に取り組みます。

## ●方策1 図書・読書活動の推進

図書館は、市の「知の拠点」としての快適な読書空間を提供していくとともに、図書館機能をより拡充していくために、市民の様々なニーズに応え得る本格的な電子図書館の導入に関する調査研究を行います。また地域課題等の解決に向けた地域コミュニティの活性化に寄与できるよう、図書館資料を活用したワークショップや他の施設との連携事業等を実施します。

また、子どもの読書活動推進計画に基づき、それぞれの発達段階に応じたきめ細やかな取組を推進します。

### <取組例>

- ・電子図書館(小規模)の実施
- ・電子図書館(大規模)の導入(オーディオブック(書籍を音声で聴くもの)を含む)
- ・子どもの読書活動の推進(子どもの読書活動推進計画)
- ・ボランティア養成講座
- ・知の拠点としての機能充実と地域コミュニティの活性化に寄与
- ・快適な読書空間の提供

### ●方策2 郷土博物館活動の推進

郷土博物館は、市の「知の拠点」として、魅力ある企画展示や体験学習等を行い、気軽に来館できる環境づくりを推進します。また、既存のデジタル資料の改善を図るとともに、新たなコンテンツを研究し、より見やすく魅力的な「デジタルミュージアム」を構築していきます。この取組を通じ、郷土博物館へ来館することなく、自宅や学校等からでも、展示室の臨場感を体感できるような新たな形態による学習機会の提供について研究していきます。

#### <取組例>

- ・デジタルミュージアムの開設
- ・魅力ある企画展示や各種イベント・体験学習・ワークショップ等の開催
- ・学校との協力(博学連携)
- ・オリジナルグッズ販売の拡充
- ・アーカイブズセンター事業
- ・市の知の拠点としての機能充実と地域コミュニティの活性化に寄与
- ・収蔵スペースの確保

### ●方策3 彩湖自然学習センター(みどりパル)活動の推進

彩湖自然学習センターは、魅力ある常設展示への改修の調査研究や体験学習等を行い、気軽に来館できる環境づくりを推進します。また、郷土博物館同様に、より見やすく魅力的な「デジタルミュージアム」を構築していきます。また、関係機関と協力し、彩湖周辺エリアのニューツーリズム(地域特性を生かした体験型・交流型の新しい観光の仕組み)を推進していきます。さらに環境教育だけでなく、彩湖の役割等も含め防災・減災教育も推進します。

#### <取組例>

- ・デジタルミュージアムの開設
- ・魅力ある企画展示や各種イベント・体験学習・ワークショップ等の開催
- ・子ども達と施設改善等に関するワークショップを開催
- ・彩湖周辺エリアのニューツーリズム(地域特性を生かした体験型・交流型の新しい観光の仕組み)の推進
- ・環境・減災教育の推進
- ・学校との協力(博学連携)
- ・常設展示・施設の改修
- ・オリジナルグッズ販売の調査研究
- ・刊行物の充実

#### ●方策4 公民館等の活動の推進

公民館（3館）、上戸田地域交流センター（あいパル）、笹目コミュニティセンター（コンパル）、新曽南多世代交流館（さくらパル）、戸田市ボランティア・市民活動支援センター（TOMATO）、心身障害者福祉センター（以下、「公民館等」という。）は、それぞれの地域の特性等を踏まえた講座を開催します。また、これらの施設の連絡会議を開催し、開催講座の情報交換等を行い、発信情報の一元化等を目指します。また、市民の身近な施設である公民館等は、それぞれの特色を生かして、市民が気軽に利活用できるよう、積極的に取り組みます。

##### <取組例>

- ・公民館等での各種講座・登録団体の活動支援等
- ・公民館子ども向け講座を子ども自ら企画立案
- ・公民館等のタブレット端末・スマートフォン相談講座
- ・芦原小学校生涯学習施設の管理運営
- ・公民館等の連絡会議の開催
- ・公民館等の施設間の連携事業
- ・公民館のあり方の整理・見直し

#### ●方策5 施設・設備の充実

各施設が、生涯学習活動の拠点として積極的に利活用されるよう、適正な維持管理、必要な設備更新や改修等を行います。

##### <取組例>

- ・学校教育施設の充実
- ・各施設の維持管理及び設備の更新
- ・各施設内の案内板・利用案内等の多言語化の推進

## (5)施策5 スポーツ・文化芸術活動の推進

地域資源を活かした戸田市独自のスポーツ・レクリエーション活動を展開し、すべての市民が年齢や体力に応じて楽しむことができるよう取り組みます。また、市民が質の高い音楽や芸術に触れる機会を提供するとともに、市民自ら活躍できる機会をつくるなど、市民の文化芸術活動を促進します。

### ●方策1 スポーツ・レクリエーション活動の推進

年齢、性別、障がい等の有無にかかわらず、それぞれの目的や体力等に応じて、気軽にスポーツに親しみ、楽しめることができるよう取り組んでいきます。また地域資源である「ボート」や「ボートコース」を活用した更なる事業展開を推進していきます。

#### <取組例>

- |                          |                |
|--------------------------|----------------|
| ・戸田マラソン大会                | ・スポーツ教室        |
| ・「ボートのまち戸田」として更なる事業展開    | ・障がい者スポーツの理解促進 |
| ・障がい者や高齢者等が楽しめるスポーツ環境の充実 | ・スポーツ参画人口の拡大   |
| ・スポーツに関連する情報の一元化         |                |

### ●方策2 文化芸術活動の推進

文化芸術の鑑賞機会や各種団体の支援を行い、地域文化活動の活性化を図ります。また有形無形の文化財などの更なる活用、市の特色ある文化財の積極的なPR等に取り組みます。さらに障がい者の作品等の発表の機会を提供していきます。

#### <取組例>

- |                      |                |
|----------------------|----------------|
| ・文化祭の開催              | ・文化芸術の鑑賞機会の提供  |
| ・文化芸術に関する体験型の学習機会の充実 | ・文化会館事業        |
| ・文化財に関する講座           | ・無形民俗文化財の周知    |
| ・郷土文化の継承及び文化財保護意識の啓発 | ・特色ある文化財の積極的PR |
| ・戸田市の偉人の発掘           | ・指定文化財保護       |
| ・市内文化財を巡るまち歩きなどの実施   | ・障がい者作品展の開催    |
| ・障がい者が文化芸術を楽しめる環境の充実 |                |

## 基本方針3 まちを元気に～学びの成果の活用と交流の仕組みづくり

未来を担う明るく元気な子どもたちの健やかな成長を学校・地域・家庭が協力して継続的に支えていくことで、戸田市も一層元気になります。また、あらゆる世代の多くの市民が地域課題の解決に向けて、地域活動に参画していくことで、地域も一層元気になります。そのためにも、学習成果を市民同士で共有し、新たな交流が生じる仕組みづくりを推進していきます。

### (1) 施策1 子どもの「育ち」を支える学校・家庭・地域の力

家庭環境の多様化や地域社会の変容等が、子どもを取り巻く環境に大きく影響を及ぼす可能性がある中で、学校・家庭・地域で子どもの「育ち」を支えていきます。

#### ●方策1 家庭教育の推進

子どもの成長過程に応じた家庭教育に関する学習機会の充実と情報提供の推進を図ります。

##### <取組例>

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| ・家庭教育啓発リーフレット等の配布 | ・家庭教育学級の充実        |
| ・親の学習講座・すこやか子育て講座 | ・子育て講演会           |
| ・公民館等の家庭教育講座の実施   | ・子育て中の親同士の交流の場づくり |

#### ●方策2 学校との連携

学校教育を地域で支えていくために、放課後子どもの居場所づくりなど、地域の持つ力を活かしていきます。

##### <取組例>

- ・放課後子どもの居場所づくりとスタッフの確保
- ・障がいと共に考える参加型講座



### ●方策3 地域との連携

地域のネットワークを生かした子育て支援や、地域のなかで子どもが社会や自然に触れながら学ぶことができる機会の充実を図ります。

#### <取組例>

- ・地域子育て支援事業
- ・子どもの体験活動の場の充実

## (2)施策2 地域を元気にする学びの推進

地域課題の解決に向けて、地域活動に参画するキッカケづくりと活躍する人材の発掘と養成を推進します。

### ●方策1 地域活動のはじめの一步

地域で学び、活動していくためのキッカケとして、地域の在り方について考える機会を創出します。また、様々な世代が参加しやすくなるよう、オンライン講座の開催を推進します。

#### <取組例>

- ・戸田市まちづくり出前講座
- ・まちづくりに関する講座
- ・オンライン講座の開設

### ●方策2 地域で活躍する人材の養成と支援

地域のなかで、互いに助け合いながら暮らしていくために、リーダーとなりうる人材を養成します。また、そのような人材が地域の中で活躍できるような仕組みづくりを推進します。

#### <取組例>

- ・戸田市ボランティア・市民活動支援センター事業
- ・各種養成講座(ボランティアセミナー、認知症サポーター、戸田ヶ原ガイド、障がい者支援等)の実施と活動機会の情報提供
- ・生涯学習人材バンク事業の推進
- ・男女共同参画人材リストの整備・活用
- ・社会教育の専門的人材の確保と活用

### ●方策3 地域課題の解決に向けた学びの推進

市民が主体的に地域に向き合い、課題解決等に向けて多様な人々と関わり合いながら「考動」できる仕組みづくりを推進します。

#### <取組例>

- ・戸田市まちづくり出前講座
- ・公民館等で地域の課題に関する講座の実施
- ・公民館等の講座受講者と地域団体とのワークショップの開催
- ・地域活動の活性化等につながるセミナー・体験会等の実施

## (3)施策3 学習の成果共有と意欲向上

まつりや大会等で日々の学習活動の成果を発表・共有する機会を設けることで、学習活動への意欲の向上や、活動の周知、参加者同士の交流のキッカケづくりを推進します。

### ●方策1 学習成果の共有

日頃の活動の学習成果を発表し、市民同士で成果を共有し、交流する機会を創出します。

#### <取組例>

- |           |             |
|-----------|-------------|
| ・戸田ふるさと祭り | ・戸田市文化祭     |
| ・戸田市美術展覧会 | ・公民館まつり     |
| ・コンパルまつり  | ・さくらパル祭り    |
| ・あいパルフェスタ | ・戸田市健康福祉まつり |

### ●方策2 学習意欲の向上

日頃の練習の成果を大会等で発揮し、成果表彰等を行い、市民の学習意欲の向上につなげるとともに、市民同士の交流の機会を創出します。

#### <取組例>

- ・戸田マラソン大会
- ・戸田市民体育祭地区大会
- ・老人クラブ事業(シルバースポーツ大会・ゲートボール大会・グランドゴルフ大会・演技大会等)

## (4)施策4 協働体制の構築

市民・大学・民間企業等の多様な主体との連携強化を図ることで、様々な方法で学習機会を提供し、市民が生涯学習に取り組みやすい環境を創出します。また、生涯学習課所管の審議会や庁内関係課と連携し、本計画が円滑に推進する体制を構築します。

### ●方策1 市民・大学・企業・関係機関等との連携強化

現行の市民企画講座や大学連携講座の拡充を図るとともに、民間企業やNPO等との新たな連携事業の調査研究を行います。また、国・埼玉県・近隣自治体・その他の関係機関等との連携を強化し、それぞれの専門性を生かした共同事業を推進します。

#### <取組例>

- ・市民大学の市民企画講座の開催
- ・市民大学の大学連携講座の開催
- ・民間企業や大学等との包括協定に基づく事業の実施
- ・市民・大学・民間企業・NPO等との連携事業の調査研究
- ・公民館等の登録団体等の協働
- ・公民館子ども向け講座を子ども自ら企画立案
- ・自治基本条例に基づく協働の周知・啓発
- ・国・埼玉県・近隣市・その他関係機関との連携事業の実施

### ●方策2 計画の推進体制


本計画が円滑に推進するよう、生涯学習に関連する庁内関係課による連絡会議や関係施設による連絡会議を新たに立ち上げるとともに、既存の生涯学習課所管の審議会にて生涯学習事業の評価と改善機会を確保します。



#### <取組例>

- ・生涯学習庁内関係課連絡会議の開催
- ・生涯学習関係施設連絡会議の開催
- ・生涯学習課所管審議会の事業評価・改善機会の確保
- ・生涯学習課所管審議会間の連携と改善
- ・生涯学習に関する市民ニーズ等の調査・分析

# 資料編

## 1 計画策定の経過

日程	事項	内容
令和2年 6月16日 ~30日	市民意識 調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習に関する市民意識調査の実施 調査対象：個人 1,300件、団体 200件 調査方法：個人 郵送配布、郵送回収                   団体 郵送配布・施設窓口配布                                   郵送回収 調査期間：個人 R2.6.16~30 回収状況：個人 回収率 35.2% (前回 32.3%)                   団体 回収率 60.0% (前回 55.0%)</li> </ul> 
7月17日 ~31日	調書照会	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁内関係各課に第4次戸田市生涯学習推進計画進捗状況調査、第5次に向けた取組意向確認のため調書照会を実施</li> </ul>
9月28日	第1回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第5次戸田市生涯学習推進計画策定について</li> <li>第4次戸田市生涯学習推進計画の進捗状況について（報告）</li> <li>市民意識調査結果について（報告）</li> </ul>
10月17日	市民会議	<p>参加者から生涯学習に関する各種意見を聴取 参加者：市民 14名 内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域で学ぶとしたら、どんなテーマ？</li> <li>「学びたい気持ち」がなかなか実現しないのはなぜ？ハードルはどこに？</li> <li>若い人に防災学習に参加してもらうためには？</li> <li>公共施設をどんな風に使ってみたい？！</li> </ul>

			
	10月19日	第1回 社会教育 委員会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習関連事業の令和元年度実施結果及び令和2年度事業計画・進捗状況について</li> <li>・第4次戸田市生涯学習推進計画の進捗状況について</li> <li>・第5次戸田市生涯学習推進計画の策定について</li> </ul> 
	12月17日	第2回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5次戸田市生涯学習推進計画（案）について</li> <li>・パブリック・コメント実施概要について</li> </ul>
	12月25日	第2回 社会教育 委員会議	<p>【新型コロナウイルス感染防止対策のため書面稟議による開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5次戸田市生涯学習推進計画（案）について</li> <li>・パブリック・コメント実施概要について</li> </ul>
令和3年	1月21日	教育委員会 定例会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5次戸田市生涯学習推進計画（案）について</li> <li>・パブリック・コメント実施概要について</li> </ul>
	2月1日 ～3月2日	パブリック・ コメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリック・コメントの実施</li> </ul>
	3月 (書面会議)	第3回 策定委員会 第3回 社会教育 委員会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリック・コメントの結果について</li> </ul>
	3月19日	教育委員会 定例会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5次戸田市生涯学習推進計画について（議決）</li> </ul>

## 2 戸田市生涯学習推進計画策定委員会

### 第5次戸田市生涯学習推進計画策定委員会要綱

令和2年7月30日市長決裁

(設置)

第1条 第5次戸田市生涯学習推進計画（以下「計画」という。）の策定に関し、関係部局等の職員により必要な事項を検討するため、第5次戸田市生涯学習推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生涯学習を推進するための施策の検討に関すること。
- (2) 計画に係る調査及び研究に関すること。
- (3) その他計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表の委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は教育部長をもって充て、副委員長は教育委員会事務局次長（生涯学習課担当）をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するものとする。
- 4 委員が会議に出席できないときは、当該委員の氏名する職員（同じ所属の職員とする。）が代理として出席できるものとする。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年7月30日から施行する。  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

所属	職名	備考
教育委員会事務局	教育部長	委員長
	次長（生涯学習課担当）	副委員長
	生涯学習課長	
	生涯学習課課長	
危機管理防災課	危機管理防災課長	
市民生活部	協働推進課長	
	防犯くらし交通課長	
	文化スポーツ課長	
環境経済部	経済政策課長	
	環境課長	
	みどり公園課長	
福祉部	福祉総務課長	
	障害福祉課長	
	長寿介護課長	
	福祉保健センター担当課長（成人保健担当）	
こども青少年部	こども家庭課長	
	児童青少年課長	



## 第5次戸田市生涯学習推進計画

令和3年3月発行

編集・発行 戸田市教育委員会 生涯学習課  
〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号  
電話 048-441-1800(代表)  
メール [kyo-syogaigaku@city.toda.saitama.jp](mailto:kyo-syogaigaku@city.toda.saitama.jp)

# 議案第17号

## 戸田市立図書館の令和3年度特別整理期間に伴う休館について

### 1 特別整理の期間等

施設名	期 間	日数
中央図書館	令和3年9月13日(月)～9月18日(土) ただし、9月13日(月)は第2月曜日のため通常休館	5日間
上戸田分館	令和3年10月4日(月)～10月6日(水)	3日間
下戸田分室	令和3年9月16日(木)～9月17日(金)	2日間
美笹分室	令和3年9月16日(木)～9月17日(金)	2日間
下戸田南分室	令和3年9月21日(火)～9月22日(水) ただし、9月21日(火)は第3火曜日のため通常休館	2日間

### 2 理 由

戸田市立図書館では、戸田市立図書館条例第6条に基づき、令和3年度の特別整理（蔵書点検等）を実施するため休館します。

### < 参 考 >

(1) 戸田市立図書館条例 ～抜粋～

(休館日)

第6条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを臨時に変更し、又は定めることができる。

区分	休館日
戸田市立中央図書館、戸田市立図書館下戸田分室及び戸田市立図書館美笹分室	(1) 毎月の第2月曜日、第4月曜日及び第5月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。） (2) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで (3) 館内整理日（毎月末日。ただし、その日が

	<p>日曜日、土曜日又は休日である場合を除く。 以下同じ。)</p> <p>(4) <u>特別整理期間</u>(毎年1回15日以内で教育委員会が定める日。以下同じ。)</p>
戸田市立図書館上戸田分館	<p>(1) 毎月の第3月曜日(その日が休日である場合を除く。)</p> <p>(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで</p> <p>(3) 館内整理日</p> <p>(4) <u>特別整理期間</u></p>
戸田市立図書館下戸田南分室	<p>(1) 毎月の第1火曜日、第3火曜日及び第5火曜日(その日が休日である場合を除く。)</p> <p>(2) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで</p> <p>(3) 館内整理日</p> <p>(4) <u>特別整理期間</u></p>
戸田市立図書館戸田公園駅前配本所	<p>(1) 戸田市行政センター条例(平成22年条例第1号)第7条の表アの項に規定する戸田市戸田公園駅前出張所の休所日</p> <p>(2) <u>特別整理期間</u></p>

令和3年2月15日

戸田市教育委員会 様

戸田市文化財保護審議会  
委員長 渡邊 昭彦

戸田市有形文化財の指定について（答申案）

令和2年8月14日付、戸教生第728号で諮問のあった標記の件について、戸田市文化財保護審議会では本日審議した結果、下記に掲げる文化財を戸田市指定有形文化財に指定することが適当である旨、答申します。

記

1 新たに戸田市指定有形文化財に指定するもの

名称	員数	所在地	所有者
上戸田氷川神社の力石及び旧羽黒山句碑・石造物	力石15基 旧羽黒山句碑1基 石造物6基	戸田市上戸田3丁目20番11号（上戸田氷川神社境内）	上戸田氷川神社

## 戸田市有形文化財指定調書

令和3年2月15日

- 1 名称 上戸田氷川神社の力石及び旧羽黒山句碑・石造物
- 2 員数 力石 15 基、旧羽黒山句碑 1 基、石造物 6 基 合計 22 基（別表参照）
- 3 所在地 戸田市上戸田 3 丁目 20 番 11 号（上戸田氷川神社境内）
- 4 保存場所 同上

### 5 概要

当該資料は戸田市上戸田 3 丁目 20 番 11 号に鎮座する上戸田の氷川神社境内に所在する石造物の内「力石」と「旧羽黒山」（明治 6 年に無各社羽黒社となる。旧上戸田村堤外 3236）に由来する石造物群である。

#### （1）力石

江戸時代から明治・大正時代にかけて全国の農山漁村等において「力比べ」に用いられた石である。当時の力比べは単なる競争や娯楽の要素だけでなく、河岸場や船着場のような場所では一人前の働き手として認められる通過儀礼でもあった。江戸時代の後期には見世物興行を行う「力持ち」集団が生まれ、全国を回り見物人が群集するほどであった。また力持ち番付が作成され、人気「力持ち」の錦絵なども刷られ大流行したという。

上戸田氷川神社の「力石」は 15 基確認できるが、残念ながら紀年銘が刻まれたものは見当たらない。また、来歴が明らかと思われるのは「氷川石」と刻まれ、上戸田の氷川社（現在は氷川神社）に奉納されたものと、「上戸田村力石」と刻まれ「羽黒山大権現」に由来すると確認できるもの計 2 基がある。

他 13 基の「力石」は明治 40 年（1907）に、字曲尺手の第六天社、同八幡社、字前谷の道祖神社、同山王社、字後谷の稲荷社、字細谷の稲荷社、字堤外の羽黒社等が上戸田の氷川社に合祀された折に、羽黒社から移設されたと伝えられているが明確にその来歴を特定できる記録等はない。

さらに、現在の氷川神社の手水舎の所にあった井戸を埋設した時に、幾つもの力石が井戸の中に埋められたと伝えられているがその詳細は明らかではない。

本力石には「大磐石」、「亀遊石」、「さし石」（4 基）、「氷川石」、「力石」など銘が刻まれたものがある。また重量が刻まれた力石が 6 基確認できる。根葉村初五郎・当むら音五郎奉納の五拾五貫目が一番重い。

人名が刻まれた力石には、「豊蔵」と刻まれたものが 2 基、同じく「八五郎」1 基、「久五郎・清次郎」1 基、「音五郎」、「上戸田村中」2 基など、上

戸田村の力持ちをはじめ近傍の根葉村初五郎、日本一の力持ちとされる三ノ宮卯之助のほか江戸の本町東助、南新川三吉・平治、御蔵前代地作太郎・民五郎・由五郎などの名がみられる。わけても「上戸田村出生」、「上戸田村之産」と刻んだ御蔵前代地の由五郎の力石は、故郷に錦を飾る「力持ち」の誇らしげな姿を彷彿とさせる。

また、慶応 2 年（1866）「江戸力持番付」には江戸の力持ちに混じって、東前頭四枚目上戸田豊蔵（前出豊蔵の事か）・東前頭六枚目戸田川貞次郎などが記載されており地元の力持が興行に加わっていたことがうかがわれる。

## （2）旧羽黒山石造物

「羽黒山大権現」は、『新編武蔵國風土記稿』によれば宝徳 2 年（1450）に出羽国羽黒山を勧請したもので、社殿裏の榎の二岐に水を湛えており「御水」と言って病に靈験あるとして持ち帰る者が多い、と記されている。また、蔵に残る「岡田善休日記」には、享和元年（1801）頃より参拝者が急増し、代官が見分に出張するほどであり「はやり神」とも記されている。『東都歳時記』、『東都花暦名所案内』、『十方庵遊歴雑記』等にも掲載され、羽黒山の一带に広がる「戸田が原」は桜草が自生し、毛氈を敷いたような風景が広がり、江戸庶民の遊覧の地としても知られていた。

明治 6 年（1873）に無格社に列し社名を「羽黒社」と定めた。明治 40 年（1907）神社合併により上戸田の氷川社本殿に合祀され、社殿向かって左の末社稲荷社の手前に所縁の石造物が納められていたが、近年境内模様替えにより社殿右手に移され、石碑の覆屋も新設された。

「羽黒山大権現」に由来する石造物は以下の 8 基で構成されている。

### ① 芭蕉の句碑 1 基

文政 7 年（1824）板橋連中によって造立された。『広茗荷集』に「三日月塚」として収録されており「戸田渡し向 羽黒山光明寺 境内に在」と記されている。「羽黒山光明寺」とあるのは誤りで「光明寺別当羽黒山」が正しい。句碑造立の経緯については板橋宿の加藤曳尾庵が、『我衣』文政 7 年（1824）5 月 15 日の条に記述している。また『江戸名所図絵』の挿図「戸田川渡口羽黒権現宮」にも描かれている。この挿図は、曳尾庵の記述と句碑の位置が一致する。

### ② 標柱 1 基

享和 2 年（1802）当初氏子中により造立された角柱である。向かって右側面と裏面に文字を削刻した跡がみられる。左側面に願主勘治郎、世話人太郎左エ門の名が見えることから渡船場由縁のことと考えられる。

③ 石碑 1 基

享和 2 年 (1802) 江戸町火消の「れ組」(三崎町、根津宮永町、池之端七軒町、千駄木町、千駄木片町) と料理人により造立されている。緑泥片岩の竿石に「羽黒山大権現」と刻まれ台石正面に深く「根岸」と刻まれている。『江戸名所図絵』の挿図「戸田川渡口羽黒権現宮」にも描かれている。

④ 狛犬 1 対

享和元年 (1801) 北八丁堀講中によって造立された。石工は北八丁堀の和泉屋三良左衛門である。伊勢屋、相模屋など屋号を持つ商人から大工、肴や、たたみや等職人や小商いに至るまで講中の名が刻まれている。

⑤ 手水鉢 3 基、

- i 安永 6 年 (1777) に、金子善四郎、同善兵衛によって奉納されている。『戸田羽黒山縁起』に、金子大学が勧請したとあることからその関係者と考えられる。
- ii 享和元年 (1801) 江戸南新川日本橋万町の商人が世話人となり奉納された。
- iii 嘉永 7 年 (1854・安永) 京橋講中によって奉納された。大根河岸等の地名が確認できる。水穴が浅く水盤のような形態である。

⑥ 力石 1 基

「上戸田村 力石」と刻まれている。分類上「力石」の項にまとめた。

## 6 指定理由

本資料において特筆すべき点は、第一に市域の石造物の造立者が市内在住または近傍の者であるのに対し、江戸在住の造立者が多いことである。市内で江戸の造立者名が刻まれた石造物は 3 カ所 7 基のみであり、本件上戸田氷川神社に 4 基、そのほか新曾妙顕寺に 2 基、下笹目慈眼寺に 1 基確認できる。

第二に、文政 7 年 (1824) に造立された芭蕉句碑 (三日月塚) のようにその造立のいきさつが『我衣』(文政 7 年 5 月 15 日条) に記され、碑文も『広茗荷集』(文政 9 年) に掲載される等由来や由緒が知られる石造物があることである。また「力持ち番付」に記載され、力持ち興行に参加した江戸の力持ちの名が刻まれた力石が現存し、力持ち興行など当時の世相を知ることができる貴重な歴史資料といえる。さらに、本町東助や三ノ宮卯之助など経歴が追えるものもある。

第三に、江戸在住者による石造物の造立地と羽黒山や妙顕寺など『江戸名所図絵』、『東都歳事 (時) 記』(別名『江戸歳事記』)、『江都近郊名所一覧之図』、『武江遊観志略』、『十方庵遊歴雑記』、『東都花暦名所案内』等の江戸のガイドブックに紹介される場所と一致することである。

以上のことから、本資料は戸田の人々と江戸の庶民の交流をうかがい知る事ができる貴重な歴史資料と言える。

<参考文献・資料>

- ① 金子 弘『戸田の石造物』 戸田市史編さん室 1980
  - ② 高島慎助『埼玉の力石』 岩田書院 2007
  - ③ 高島慎助『石に挑んだ男達』 岩田書院 2009
  - ④ 『戸田羽黒山縁起』 文化年中
  - ⑤ 斎藤長秋 編輯 長谷川雪旦 画図『江戸名所図絵』 須原屋茂兵衛,  
天保 5-7[1834-1836] (早稲田大学図書館)
  - ⑥ 市野野桂編「広茗荷集」文政 9 年 加藤定彦、外村展子編『関東俳諧叢書  
第二五巻』 関東俳諧叢書刊行会 2003 319
  - ⑦ 齋藤月岑編『東都歳事記』 天保九年 須原屋茂兵衛他
  - ⑧ 松亭金水選『江都近郊名所一覽之図』 安政五年再販 三河屋善兵衛他
  - ⑨ 竜尾園尋香 編『武江遊観志略』 安政 6 年
  - ⑩ 积敬順 「十方庵遊歴雑記」 文政 12 年 『江戸叢書 ; 巻の 3』 大正 5 年  
江戸叢書刊行会
  - ⑪ 著者不明『東都花暦名所案内』 出版年不明 (国立国会図書館蔵)
  - ⑫ 岡田正房「岡田善休日記」『岡田善休資料集』 2008 蕨市立歴史民俗資料館編
  - ⑬ 「堤外羽黒畑江図面」 明治 9 年 12 月 持主加藤萬之助
  - ⑭ 「羽黒前荒川萱畑開発絵図」 慶応 3 年正月 入谷村萬之助
  - ⑮ 「備忘録」 土屋武治 (和樂備神社社掌兼戸田各社兼務) 昭和 12 年没
- ※⑬～⑮は、資料



指定文化財候補 力石①



指定文化財候補 力石②





指定文化財候補 羽黒権現社関連石造物



指定文化財候補 句碑



指定文化財候補 羽黒山標柱



# 教育委員提案

令和3年第3回教育委員会(定例会)

令和3年3月19日(金)

戸田市役所3階 教育委員室

# 1 教育委員提案

ページ

- ①市内小・中学校の一貫教育について（鈴木委員）…………… 1  
（教育政策室）
- ②学習指導要領のコード化について（鈴木委員）…………… 7  
（教育政策室）



令和3年3月 教育委員提案  
学校等横断的な学び（小中の連携）について

戸田市教育委員会  
教育政策室

1

学校等横断的な学び（小中の連携）

中学校見学・体験

中1ギャップの解消に向けて



校内見学



授業体験（外国語）

# 学校等横断的な学び（小中の連携）

## 中学校見学・体験

## 中1ギャップの解消に向けて



オンライン授業参観（LIVE中継）



中学校の校長先生が小学校へ

# 学校等横断的な学び（小中の連携）

## 小・中合同研修会

## 学習指導・生徒指導での連携強化





# 学校等横断的な学び（小中の連携）

中学校区合同 学校運営協議会

地域で育てたい子供像を共有



# 学校等横断的な学び（小中の連携）

合同引き渡し訓練

非常災害等の有事への備え





# 学校等横断的な学び（小中の連携）

挨拶運動 ・ 3 D A Y S



# 学校等横断的な学び（小中の連携）

9年間を見通した  
教育課程の編成  
(外国語)

**戸田市英語教育推進計画2020 ~3×ECプラン~**

**戸田市の英語教育の目標**  
 ○小・中9年間の一貫した英語教育を通して育てたい子供像  
 ○中学校卒業時に英語でプレゼンテーションができる子供の育成  
 ○中学校卒業時に英検3級以上取得率65%以上

**小・中一貫英語教育カリキュラム**

**小学校 Elementary School**  
 低学年：年総20時間程度  
 中学年：年総70時間（ロング+モジュール）  
 高学年：年総70時間（ロング+モジュール）  
 ふれる・慣れる・楽しむ 異人コミュニケーション活動

**中学校 Junior High School**  
 戸田市新CAN-DOリストを活用したAll English授業  
 A.L.T.を活用した複数領域統合型活動  
 即興性・持続性を高めるモデル授業  
 ICTを活用したプレゼンテーション

**中学生の英検3級以上取得率推移**

**戸田市立小・中学校  
英語教育ブックレット  
2020**  
 Booklet for English Education  
in Toda City, 2020

戸田市の日本語子校（小・中9年間の一貫した英語教育）  
 ・異とでも主体的に関わろうとする子供  
 ・互いの気持ちや考えを英語で伝え合うことができる子供  
 ・豊かな国際性を身に付けた子供

戸田市教育委員会  
戸田市英語教育研究推進委員会

**豊かな英語力の向上**

戸田市英語教育推進委員会が定める英語教育3年間の推進【小・中一貫教育】  
 教育課程特別校として実地活動を推進  
 小・中一貫英語教育カリキュラム

小・中学校全校にA.L.T.を常駐活用  
 中学校区別小・中連携委員会の実施  
 (小学校2校・中学校1校)年総2回  
 英語教育推進リーダーを招聘し研修  
 センター研究員による英語指導力研修

A.L.T.とのマンツーマンによるインディビジュアル等のパフォーマンステストの実施  
 各学年・学年末試験等の実施分析・検証

ICTの活用(デジタル教科書・タブレット)

英語検定試験活用推進事業  
 中学校3年生【英検3級・準2級】  
 小学校6年生【英検1級・GOLD】

**3×ECプラン**

**Enjoy Enrich Explore**  
**Communication Plan (3×ECプラン)**

①A.L.T.の視点からの授業改善  
 ○英語検定・評価用ルーブリックの活用  
 ○導入や発音を併せ合うやり取り  
 (得意で得意性のある生徒)の発表  
 ○複数領域統合型活動の充実  
 ○アウトプット活動の充実(ディベート等)  
 ○エビデンスに基づく授業改善  
 (授業評価・異学年・異校・各種コンクール等)

②教員の英語力向上  
 ○小中学校教員の英語力向上研修  
 ○教員の英検取得促進  
 小・中：英検2級、中・高：英検1級  
 ○空き室と連携した英語の習得

③グローバル人材の育成  
 ○香港日本人学校のグローバルクラスの見学と戸田市小学校との交流授業  
 ○イマージョン教育  
 ○教育メテック/ロボットの活用(EdTech)  
 (顕微鏡・音声認識・AIロボット)

**教育者と連携**

BORDERLINK / パートナー・コネクション  
 毎週土曜日A.L.T. meeting実施

株式会社oil  
 【ロイノート】を活用したプレゼン

株式会社up  
 英語学習支援アプリ「英語スイッチ」ONは活用した授業

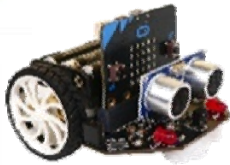
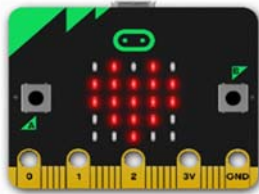
サイエンスワールド  
 英語検定対策講座【11月】

カシオ計算機株式会社 電子辞書貸与

文部科学省 英語検定  
 日本文化学習支援センターによる講師  
 文部科学省 国立教育政策研究所  
 名門所 英語教育先生  
 上野大学 大学院国際学専攻  
 教授 藤田真由美先生  
 特任教授 村川久子先生  
 青山学院大学との包摂型連携

# 学校等横断的な学び（小中の連携）

## 9年間を見通した教育課程の編成（プログラミング）



## P 戸田市「プログラミング教育」推進プラン ver. 4

小学校	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1年生	3時間程度 アンブラグド（生活の見直し）		
2年生	3時間程度 アンブラグド（友だちロボット）		
3年生	3時間程度 アンブラグド（Bee-Bot）		
4年生	10時間程度 ビジュアル（Scratch入門+各教科等）		
5年生	10時間程度 ビジュアル（Scratch初級+各教科等）		
6年生	10時間程度 ビジュアル（Scratch中級+各教科等）		
中学校	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1年生	6時間程度 フィジカル micro:bit	→	→
2年生	6時間程度 フィジカル micro:bit	6時間程度 フィジカル micro:Maqueen	→
3年生	6時間程度 フィジカル micro:bit	6時間程度 フィジカル micro:Maqueen	6時間程度 STEAM 各学校で計画

小1~3年 アンブラグド	小4~6年 ビジュアル	中1~3年 フィジカル	高等学校 情報科
<ul style="list-style-type: none"> <li>・プログラミングの思考への慣れ親しみ</li> <li>・簡易ロボット教材（Bee-Bot）によるコンピューティングへの接続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンピュータによるプログラミングの基礎的スキルの習得と楽しさの実感</li> <li>・各教科等における実践（年間4時間以上）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題解決にプログラミングを使う有用性や楽しさの実感</li> <li>・社会課題等解決のためのプロトタイプづくりとしてのプログラミング（STEAM/PBLの視点）</li> </ul>	テクノロジーを活用した問題解決 PBL・STEAM

# 学校等横断的な学び（小中の連携）

## 9年間を見通した教育課程の編成（ICT教育）

戸田市ICTスキル系統（参考） 別添12

大項目	小項目	1年	2年	3年	4年	5年	6年	中学校	
基本的な操作	収納・運搬 電源 音量操作	持ち方・運び方・しまい方(充電)	★	→					
		起動・終了	★	→					
		ログイン・ログアウト(アカウント入力)	★	→					
	マウス タッチパッド	音量を上げる/下げる	★	→					
		ダブルクリック(タップ)			★				
		右クリック(2本指タップ)				★	→		
アプリの活用	ドラッグ				★	→			
	コピー&ペースト				★	→			
情報収集	Web検索	任意のアプリを選択する			★	→			
		音声検索				★	→		
	画像	キーワード検索			★	→			
		写真・動画を撮る	★	→					
ビデオ通信	写真・動画を見る			★	→				
	写真・動画の保存場所を調べる			★	→				
保存・整理	ドライブ ファイル フォルダ 保存 印刷	Meetなどオンラインでつながる	★	→					
		チャット機能を使って意見交流する				★	→		
		マイドライブ・自分のフォルダを使う				★	→		
		共有ドライブ・共有フォルダを使う					★	→	
		ファイル(フォルダ)の場所がわかる				★	→		
		ファイル(フォルダ)を開く				★	→		
		ファイル(フォルダ)を複製する						★	→
ファイル(フォルダ)を移動する						★	→		
ファイルに上書きする				★	→				



# 学校等横断的な学び（小中の連携）

## 戸田東小・中学校の取組

### P B L カリキュラムルーブリック

学年	課題解決のプロセス			授業	身に付けたいICT活用スキル
	気づく (KNOW)	考える (THINK)	行動する (ACTION)		
小学部 (前期)	身近な生活場面から自分の好きなこと、苦手なこと、不思議に思うことなどに気づくことができる	課題を解決するために、教師とともに手順や方法を考えることができる	課題の解決に向けて、誰かの手助けを仰ぐことができる	探究活動	タブレットに自分の考えを記録し、発表することができる。
小学部 (後期)	身近な生活場面からさまざまな問題を見つけ、自分事として捉えることができる	課題を解決するために、仲間とともに手順や方法を考えることができる	解決に向けて、考えたり方法で仲間と話し合ったりすることができる	探究活動	タブレットに自分の考えを記録し、発表することができる。
中学部	暮らしの中における諸課題を自分事として捉え、自ら解決できる、すべき課題として設定することができる	課題を解決するために、仲間とともに手順や方法を考えることができる	解決に向けて、考えたり方法で仲間と話し合ったりすることができる	探究活動	タブレットに自分の考えを記録し、発表することができる。

学年	課題解決のプロセス		
	気づく (KNOW)	考える (THINK)	行動する (ACTION)
小学部 (前期)	身近な生活場面から自分の好きなこと、苦手なこと、不思議に思うことなどに気づくことができる	課題を解決するために、教師とともに手順や方法を考えることができる	課題の解決に向かすることができる
小学部 (後期)	身近な生活場面からさまざまな問題を見つけ、自分事として捉えることができる	課題を解決するために、仲間とともに手順や方法を考えることができる	解決に向けて、考えたり方法で仲間と話し合ったりすることができる
中学部	暮らしの中における諸課題を自分事として捉え、自ら解決できる、すべき課題として設定することができる	課題を解決するために、仲間とともに手順や方法を考えることができる	解決に向けて、考えたり方法で仲間と話し合ったりすることができる

# 学校等横断的な学び（小中の連携）

## 戸田東小中・学校の取組

### 東雲カリキュラム（令和2年度の実践）

東雲カリキュラム（令和2年度の実践）

学年	単元名	単元目標	本質的課題Ⅰ	本質的課題Ⅱ
小学1年生	ふゆをたのしもう	身近な自然を使った遊び	共に生きる社会において、人々が「幸せ」に	健康・安全
小学2年生	みんなであつこうフェスティバル、うごくわたしのおもちゃ	身近な人々との触れ合い・交流	共に生きる社会において、人々が「幸せ」に	健康・安全
小学3年生	食べて元気に	健康・食	共に生きる社会において、人々が「幸せ」に	健康・安全
小学4年生	本校舎のリーダー！みんなの健康・安全を守る隊	健康・安全	共に生きる社会において、人々が「幸せ」に	健康・安全

学年	単元名	主な内容	本質的課題Ⅰ	本質的課題Ⅱ	単元目標		
					課題を発見する力 KNOW	論理的に思考を働かせる力 THINK	課題解決に向け行動する力 ACTION
小学1年生	ふゆをたのしもう	身近な自然を使った遊び	共に生きる社会において、人々が「幸せ」に	冬に自然と関わる活動を通して、季節ごとの自然の違いや遊びに気付くことができる。	遊び方やルールを教師と一緒に体験しながら学び、楽しく安全な遊び方を考えることができる。	遊びを紹介するために、遊び方やルールの工夫を考えたり、黙したりすることができる。	
小学2年生	みんなであつこうフェスティバル、うごくわたしのおもちゃ	身近な人々との触れ合い・交流	共に生きる社会において、人々が「幸せ」に	1年生と一緒に楽しくおもちゃで遊ぶにはどんな問題があるのかを見つけることができる。	どんなおもちゃでどのような遊びができるかを考える。	1年生と楽しく遊ぶためのおもちゃや遊び方を黙ったり、黙したりすることができる。	
小学3年生	食べて元気に	健康・食	共に生きる社会において、人々が「幸せ」に	校内における給食の量と健康な食生活をつくるための食生活に関する問題や自分事として捉えることができる。	集めた情報を、校内や身近な人へ発信する方法や手段を仲間とともに考えることができる。	食による健康への効果や、食を支える人や身近な人へ発信することができる。	
小学4年生	本校舎のリーダー！みんなの健康・安全を守る隊	健康・安全	共に生きる社会において、人々が「幸せ」に	校内における「児童が健康で安全に生活するための食生活」がどこまで守られているのかについて調査を企画、実施点を見分けることができる。	集めた情報を整理・分析・整理し、解決方法や手段を仲間とともに考えることができる。	考えた解決方法を友達と協力しながら実践し、活動振り返ることができる。	
小			共に生きる社会において、人々が「幸せ」に	自分が興味をもったことに対し、5	課題の原玉となったものを考え、	課題に黙って、互いや仲間と考え	

# 令和3年3月 教育委員提案

## 学習指導要領のコード化について

戸田市教育委員会  
教育政策室

1

### 全体概要

#### 学習指導要領のコード化の目的

「令和の日本型学校教育」を目指し、個別最適な学びを実現するために、より効果的なデジタル教材の活用や、得られるデータの利活用を促進すること。

#### 現状

ICT環境の整備が進み、デジタル教材のさらなる普及が見込まれるが、デジタル教材の学習内容は事業者ごとに異なるコードが付与されており、教材及びデータの体系的な活用が進んでいない。

#### 学習指導要領のコード化により可能になること

- ・ 様々な教材の学習内容を連携させることができ、教材の取組状況やテスト結果に応じた学習のレコメンド等が可能。
- ・ 学年や教科等を横断するようなカリキュラムの作成などへ活用可能。
- ・ 自治体や国にとっては、教材や指導資料のデータベース化に活用可能。

# コードの振り方と実際のコード表

## コードの振り方

文部科学省HP「学習指導要領コードについて」参照  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/other/data\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/other/data_00001.htm)



## 実際のコード表

告示時期	学校種別	教科	分野科目分類	目標等(大項目)	学年段階	目標等(小項目)	細目	一部改正
8	2	6	0	2	6	3	2...	0

教科書	No.	学習指導要領テキスト	学習指導要領コード	第2学年4時	第2学年5時	第2学年6時	第2学年7時	第2学年8時	第2学年9時	第2学年10時	第2学年11時	第2学年12時	第2学年13時	第2学年14時	第2学年15時	第2学年16時
規制	1	第1章 総則	830000000000000000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
規制	2	第1 中学校教育の基本と教育課程の役割	830000010000000000	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
規制	3	1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの憲法以下に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、生徒の心身の発達段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに基いて目標を達成するよう教育を行うものとする。	830000011000000000	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
規制	4	2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通じて、創意工夫を基とした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(8)までに掲げる事項の実現を図り、生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。	830000012000000000	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0
規制	5	(1) 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす多様な人々との協働を促す教育の充実を図ること、その際、生徒の発達段階を考慮して、生徒の言語活動など、学習の基礎をつくる活動を充実するとともに、創造性、協働性、主体的な学習態度を育成すること。	830000012100000000	0	0	0	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0
規制	6	(2) 道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の趣旨に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自主した人間として他者と共によりよく生きるための基礎となる道徳性を養うことを旨として、道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を基礎に、学校、その他社会における具体的な生活の中をかし、豊かな心をもつ、伝統と文化を尊重し、それを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国際及び社会の形成者として、公共の精神を養い、社会及び国際の発展に努	830000012200000000	0	0	0	0	0	1	2	2	0	0	0	0	0

## 現状の活用イメージについて

### カリキュラムマネジメントへの活用

文部科学省HP「学習指導要領コードについて」参照  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/other/data\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/other/data_00001.htm)



学校種の条件を変え、同じ教科でソートすると

「小学校」 ..... 「国語」 .....

「特別支援小学部知的」 ..... 「国語」 .....

異なる学校種の同教科の内容を簡易に比較できる

学校種別に同じ教科の指導内容を確認しやすくなり、例えば特別な支援を要する児童生徒に配慮したカリキュラムや、小中のつながりを意識したカリキュラムを作成しやすくなる。

# 現状の活用イメージについて

## カリキュラムマネジメントへの活用

文部科学省HP「学習指導要領コードについて」参照  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/other/data\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/other/data_00001.htm)



学年を揃え、目標等を内容でソートすると

.....「6学年」・・「内容」.....

同一学年内で学ぶ複数教科の学習内容が一覧で見られる

異なる教科の学習内容を結び付けやすくなり、  
教科横断的カリキュラムを作成しやすくなる。

※次スライドに具体例掲載

# 現状の活用イメージについて

## カリキュラムマネジメントへの活用

文部科学省HP「学習指導要領コードについて」参照  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/other/data\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/other/data_00001.htm)

例) 小学校「第3学年」の「内容」をソート

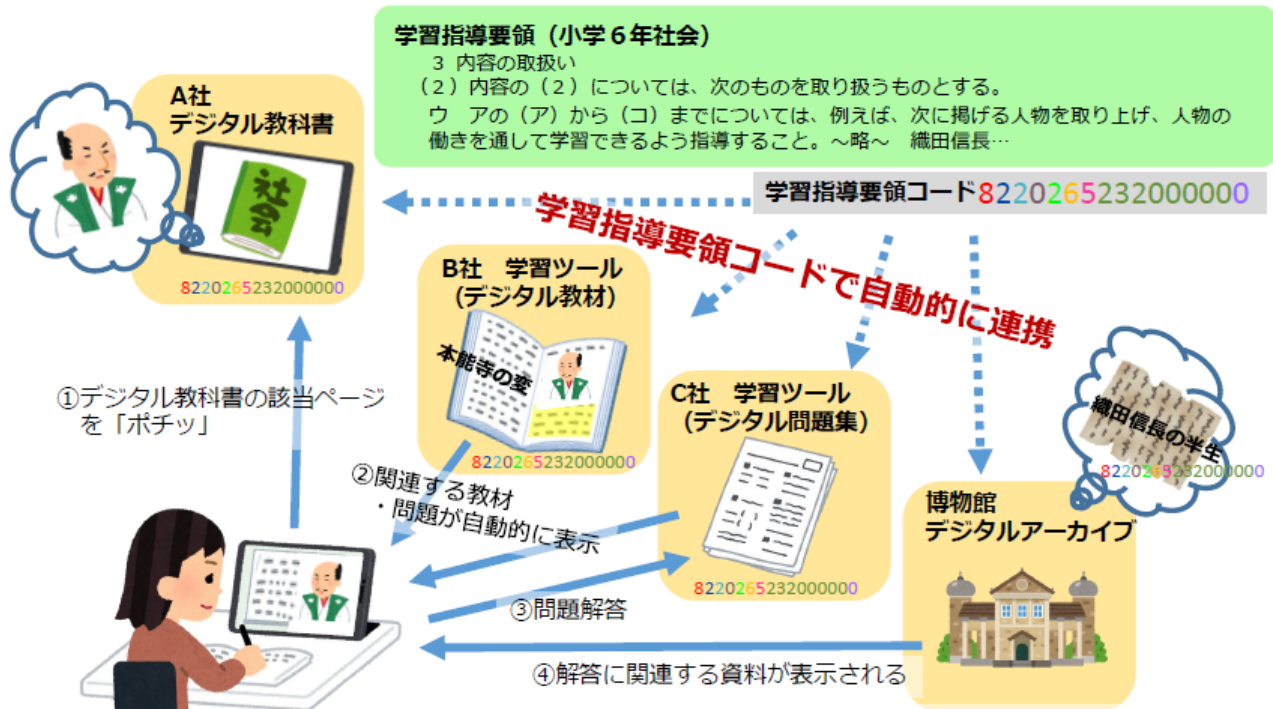
小学校学習指導要領 (平成29年告示) コード表 Ver 1.0				※第3桁～第16桁を1桁ごとに分													
教科等	No	学習指導要領テキスト	学習指導要領コード	第3桁	第4桁	第5桁	第6桁	第7桁	第8桁	第9桁	第10桁	第11桁	第12桁	第13桁	第14桁	第15桁	第16桁
社会	1371	1 目標 社会的事象の見方・考え方を働かせ、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次のとおり資質・能力を育成することを旨とする。	8220232000000000	2	0	2	3	2	0								
社会	1372	(1) 身近な地域や市区町村の地理的環境、地域の安全を守るための諸活動や地域の産業と消費生活の様子、地域の様子の移り変わりについて、人々の生活との関連を踏まえて理解するとともに、 <u>調査活動、地図帳や各種の具体的資料を通して、必要な情報を調べまとめる技能を身に付けるようにする。</u>	8220232100000000	2	0	2	3	2	1								
社会	1373	(2) 社会的事象の特色や相互の関連、意味を考える力、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断する力、考えたことや選択・判断したことを表現する力を養う。	8220232200000000	2	0	2	3	2	2								
社会	1374	(3) 社会的事象について、主体的に学習の問題を解決しようとする態度や、よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養うとともに、思考や理解を通して、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚を養う。	8220232300000000	2	0	2	3	2	3								
算数	1811	1 目標	8250232000000000	5	0	2	3	2	0								
算数	1812	(1) 数の表し方、整数の計算の意味と性質、小数及び分数の意味と表し方、基本的な図形の概念、量、棒グラフなどについて理解し、数量や図形についての感覚を豊かにするとともに、整数などの計算をしたり、図形を構成したり、長さや重さなどを測定したり、表やグラフに表したりすることなどについての技能を身に付けるようにする。	8250232100000000	5	0	2	3	2	1								
算数	1813	(2) 数とその表現や数量の関係に着目し、必要に応じて具体物や図などを用いて数の表し方や計算の仕方などを考察する力、平面図形の特徴を図形を構成する要素に着目して捉えたり、身の回りの事象を図形の性質から考察したりする力、身	8250232200000000	5	0	2	3	2	2								

「社会」で学ぶ「調査活動、地図帳や各種の具体的資料を通して、必要な情報を調べまとめる技能を身に付けるようにする」ことに、「算数」で学ぶ「表やグラフに表したりすることなどについての技能を身に付けるようにする」ことを関連づけた学習内容を検討しやすくなる。



# 将来的な活用イメージについて

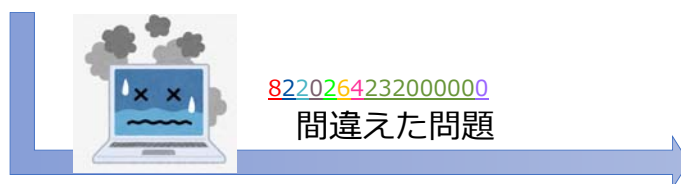
▶ 学習指導要領をキーにして、各民間事業者のデジタル教科書・教材ツール・学習ツールや、博物館のデジタルアーカイブを関連付けることができる。



文部科学省HP「学習指導要領コードについて」参照  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/other/data\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/other/data_00001.htm)

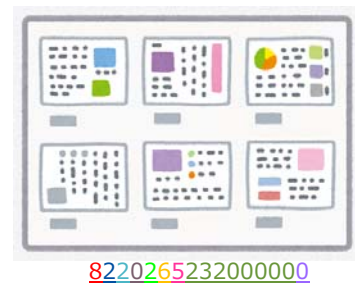
# 将来的な活用イメージについて

## デジタル教材全般の連携



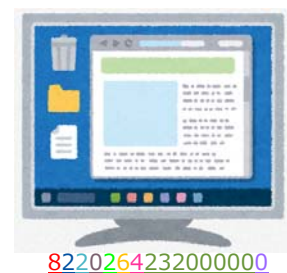
子供の習熟度に応じて、知識を深めたり、基礎を振り返ったり、教材の発行会社に依らず、学習指導要領コードに紐づいた学習内容を提示できるようになると予想される。

## デジタル資料集



正解した問題に紐づいた発展的な資料の提示

## デジタル教科書



間違えた問題に紐づいた教科書の内容提示

# 報告事項

令和3年第3回教育委員会(定例会)

令和3年3月19日(金)

戸田市役所3階 教育委員室



# 1 報告事項

ページ

- ① 令和3年度施政方針・教育関連総括質問について……………別紙
- ② 令和3年第2回戸田市議会定例会（3月）教育関連一般質問及び常任委員会について……………1
- ③ 令和2年度未来へはばたく人財育成資金（高校奨学給付金）給付決定者について……………5  
（教育総務課）
- ④ 体罰に係る実態把握について……………6  
（学務課）
- ⑤ 令和3年度高等学校進学予定者数について……………当日配付  
（教育政策室）
- ⑥ 図書館サービス一部休止の延長について……………7  
（生涯学習課）
- ⑦ 少年自然の家売却一般競争入札の結果について……………8  
（生涯学習課）
- ⑧ 戸田市版リカレント教育の方針（案）について……………当日配付  
（生涯学習課）
- ⑨ 公民館の今後のあり方（案）について……………当日配付  
（生涯学習課）
- ⑩ 戸田第一小学校改築等工事の実施設計について……………9  
（教育総務課）
- ⑪ 新曽小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事の実施設計について……………16  
（教育総務課）
- ⑫ 市内中学校の生徒指導案件について……………資料なし  
（教育政策室）
- ⑬ その他

令和 3 年 3 月  
戸田市議会定例会

# 令和 3 年度 施政方針



戸田市

本日、令和3年度一般会計予算をはじめとする重要な諸案件の審議をお願いするに当たり、市政運営に対する基本方針と施策の概要について申し上げます。

## 《はじめに》

昨年より新型コロナウイルス感染症が流行し、我々の日常生活に多大な影響をもたらしております。改めて、感染症によりお亡くなりになりました方々のご冥福と、療養中の方々の1日も早い回復をお祈り申し上げます。また、市民の皆様には、日頃から感染防止の取り組みにご協力をいただき、感謝申し上げます。

議員の皆様には、市民の声を踏まえた様々なご提言をいただくことで、スピーディな対応を講じることができております。この場をお借りいたしまして、心より厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、市内では累計で900名を超える市民の方の感染が確認されるなど、いまだに猛威を振るっており、予断を許さない状況が続いております。

歴史を振り返ってみましても、新たな感染症の克服に至るまでには多くの時間を要しております。感染状況の拡大期にあつては、接触の抑制を、その後の感染状況の収束期にあつては、行動抑制の緩和により経済活動の回復を促すなど、この抑制と緩和を辛抱強く繰り返し実施していく必要がございます。

そのために、昨年来3度にわたり、「新型コロナウイルス対応 緊急支援パッケージ」として経済雇用対策・生活支援対策・感染症予防対策を実施してまいりました。また、「新しい生活様式」の定着に向けて、「戸田市 ウィズコロナ くらし安心プロジェクト」も実施してまいりました。本年も市民の命を守ることを最優先課題と考え、市民の皆様のくらしの安心を築く取り組みを進めてまいります。

さて、本年は、「第5次総合振興計画」がスタートする節目の年であります。本計画では、今後の10年間で本市が目指す将来都市像を「『このまちで良かった』みんな輝く 未来共創のまち とだ」と決めました。この将来都市像の実現に向けて、本市の新たな価値や魅力を市民や議会の皆様と「共」に「創」り出してまいります。そこで、本計画を着実に推進していくために、大規模な組織改正を実施いたします。

まず、総合的な浸水対策を講じるため、「水安全部」を設置し、浸水被害の低減に向けた河川・水路の整備体制の強化及び治水安全度の向上を図ってまいります。

続いて、産業振興機能を強化するため、「経済戦略室」を設置し、コロナ禍を踏まえた企業支援などの産業振興や雇用創出支援、地域資源を活かした観光振興を推進してまいります。

続いて、市役所のデジタル化を進め市民へ利便性の高いサービスを提供するため、「デジタル戦略室」を設置し、行政手続のオンライン化、ペーパーレス化、ハンコレス化や官民データの利活用を推進してまいります。

この他にも、感染症対策の強化及び健康長寿のまちづくりのための「健康福祉部」の設置、子育ての総合的な支援強化のための「こども健やか部」の設置、企画部門と財務部門を一元化し行財政改革やファシリティマネジメントの推進体制を強化するための「企画財政部」の設置などを実施いたします。

以上の点を踏まえ、令和3年度の予算編成方針と新型コロナウイルス感染症対策、そして主な事業について、順次申し上げます。

## 《予算編成方針》

令和3年度当初予算の編成方針について、申し上げます。

はじめに、本市の財政状況といたしまして、歳入については、新型コロナウイルス感染症の影響により市税の大幅な減収が見込まれる厳しい局面にあります。

一方、歳出については、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、子育て支援や高齢社会への対応、老朽化した公共施設の整備、浸水対策等都市基盤の整備など、多額の財源需要が見込まれているところです。

こうした中で、各施策を着実に成果へと繋げていくため、既存事業の見直しをはじめ、行政運営を無駄なく効率的に推進していくことが必要となります。そのため、市民ニーズの的確な把握、財源捻出の工夫や非効率な支出の見直しを徹底的に行い、一般会計において、前年度よりも歳出を削減しつつ、行政需要に的確に対応した当初予算を提案する次第でございます。

当初予算の規模については、一般会計が544億2,600万円、前年度比53億5,300万円の減、特別会計の総額が242億3,708万1千円、前年度比18億2,393万3千円の増となっております。

主な財源といたしまして、市税についてはコロナ禍において個人市民税をはじめとして大幅な減が見込まれることから、市税全体としては前年度比13億2,725万1千円減の271億3,685万8千円、国庫支出金については一般会計の支出減に伴い、前年度比4億2,527万7千円減の105億2,186万7千円を計上いたしました。

また、市債については、学校の施設更新など大型工事の狭間の年度であることから前年度比30億9,380万円減の19億2,240万1千円の計上にとどめ、その他財源不足については、財政調整基金をはじめとする各基金において32億6,324万1千円を取り崩すことといたしました。

## 《新型コロナウイルス感染症対策》

次に、コロナ禍を踏まえた経済雇用対策・生活支援対策・感染症予防対策について、申し上げます。

1点目の経済雇用対策については、新たに設置する「経済戦略室」を中心に、雇用者・事業者の視点に立った未来につながる施策に取り組んでまいります。具体的には、市内事業者の経営の効率化及び生産性の向上を図るためのデジタル化を支援するため、事業者へ電子商取引の導入や非対面型ビジネスモデルへの転換等に係る費用の補助を実施してまいります。また、戸田市商工会と連携し、事業者が必要とされる相談支援体制を強化することにより、事業者の経営力強化を図ってまいります。

2点目の生活支援対策については、新型コロナウイルス感染症の影響により家計に苦しむ世帯の生活を支援するために、引き続き、市税の徴収猶予、水道料金の支払猶予、市営住宅家賃の支払猶予や就学援助の特例措置などを実施してまいります。また、生活困窮者の支援については、住居確保給付金や就労支援など、きめ細やかな相談支援を実施してまいります。

3点目の感染症予防対策については、「新型コロナウイルスワクチン接種対策室」を1月に設置したところであり、国や県、蕨戸田医師会とも連携しながら、希望する全ての市民に1日でも早くワクチンを接種できるよう万全を期して取り組んでまいります。また、「新しい生活様式」の普及啓発についても、継続して取り組んでまいります。

市民医療センターにおいては、市民の命と健康を守るために、PCR検査装置の導入や抗原検査キットの活用により、新型コロナウイルス感染症の診療・検査体制を強化し、公的医療機関としての役割を果たしてまいります。

なお、刻々と変化する状況を的確に捉え、必要に応じて補正予算により、緊急支援パッケージなどの支援策実施も検討してまいります。

## 《7つの基本目標に沿った主な事業》

続いて、第5次総合振興計画の7つの基本目標に沿った主な事業について、ご説明申し上げます。

### 1 子どもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち

はじめに、基本目標1「子どもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち」について申し上げます。

総合的な子育て支援や児童虐待対応体制の強化については、「こども家庭支援室」を設置し、新たに子ども家庭総合支援拠点として機能させることで親子保健部門と一層連携し、妊娠期から子育て期、子どもの社会的自立に至るまでの包括的、継続的な支援を実施してまいります。

戸田市版ネウボラの推進については、出産や子育てに関する不安を解消し、児童虐待の防止を図るため、妊婦全員に母子保健コーディネーターによる面接を実施してまいります。また、聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、新生児の聴覚検査費用に対する一部助成を新たに実施してまいります。

保育所運営については、市内全てを対象とした合同研修や巡回指導の充実により、保育の質の向上を図ってまいります。また、保育士確保のための補助事業や、働きやすい環境整備など保育の魅力アップにより、人材の確保及び定着化の取り組みを引き続き進めてまいります。

学童保育室については、4月から戸田東小学校に学童保育室を1室増設し、受入枠を30人分拡大することで、待機児童の解消を図ってまいります。また、保育需要の高い地域に民間学童保育室を新たに3室誘致することにより、受入枠120人分を確保し小学校入学後の安心・安全な保育環境を整えてまいります。

学校教育については、世界で活躍できる人間の育成を目指し、産官学民同士が連携した知のリソースの積極的な活用を引き続き推進してまいります。昨年度、基礎自治体として全国に先駆けて設置した「教育政策シンクタンク」にお

いて、エビデンスベースでの効果的な教育改革を推進いたします。

また、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークが一体的に整備されたGIGAスクール構想を推進するとともに、放課後補習授業の民間学習支援事業所への委託等により、子どもたち一人ひとりに応じた「個別最適な学び」の実現を目指してまいります。

学校教育の環境整備については、昨年の中学校に続いて、小学校10校の体育館にエアコンを設置いたします。また、戸田東小・中学校改築工事の3期工事として、旧校舎の解体工事、中学校の体育館、給食調理場の改修工事等を実施いたします。

老朽化や児童増に伴う教室不足の解消の対応については、戸田第一小学校の改築工事や給食調理場を含む新曽小学校の増築工事などを進めてまいります。また、芦原小学校教室棟の増築に向けた設計も進めてまいります。

この他にも、特別支援学級の新設に伴う補助員の配置や交通指導員の配置などにも取り組んでまいります。

## 2 創造性や豊かな心を育むまち

次に、基本目標2「創造性や豊かな心を育むまち」について申し上げます。

生涯学習の推進については、新たな第5次生涯学習推進計画に基づき、市独自のリカレント教育やきめ細やかな学びの充実等に取り組んでまいります。また、コロナ禍を踏まえオンライン講座を導入してまいります。

図書館については、本年1月から「戸田市電子図書館」を開始いたしました。今後も、市民が利用しやすい図書館となるよう環境整備に努めてまいります。

彩湖自然学習センターについては、彩湖周辺の自然を活かした体験・交流型のニューツーリズムとして、多様な自然体験講座を開催するとともに、動画・デジタルコンテンツ等を積極的に配信してまいります。

文化・スポーツについては、東京2020オリンピック・パラリンピックの



聖火リレーやオーストラリア代表カヌーチームの事前キャンプなどを通じて、まちへの誇りや愛着の醸成につなげてまいります。

### 3 共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち

次に、基本目標3「共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち」について申し上げます。

認知症対策については、専門窓口として「認知症ケア相談室」を設置してまいります。また、地域の支え合いの仕組みづくりに向け、TODA 元気体操の更なる拡大を支援してまいります。

障がい者福祉については、総合的な相談体制の確保のため、新たに基幹相談支援センターを開設し、相談体制の充実に努めてまいります。

後期高齢者医療保険及び国民健康保険の保健事業については、高齢者の心身の特性に応じ、医療専門職による個別アプローチを通して介護予防との一体的な実施を進めてまいります。

この他にも、地域包括ケアシステムの体制づくり、障がいの理解の啓発活動や健康マイレージ事業の拡大などにも取り組んでまいります。

### 4 安全な暮らしを守るまち

次に、基本目標4「安全な暮らしを守るまち」について申し上げます。

防災対策については、昨今の災害の激甚化に備え、新たに制定する防災基本条例や第5次総合振興計画と一体として策定する国土強靱化地域計画に基づき、災害に強いまちづくりを目指してまいります。

また、災害を我が事として考える自助意識の向上を目的に、「戸田市ハザードブック」を市内全世帯に配布するとともに、高層階への避難を体験する水害避難訓練を実施し、在宅避難、広域避難など、避難のあり方の周知に努めます。

浸水対策については、新たに設置する「水安全部」を中心に総合的な浸水対

策を実施してまいります。具体的には、令和3年度からの事業として、戸田駅西口付近から山宮橋付近の北大通りの地下に延長約1km、貯留量26,000m<sup>3</sup>の雨水施設を整備し、戸田駅前及び北大通りの周辺地域における浸水対策を実施してまいります。また、新曽地区の雨水計画を見直し、雨水函渠の整備を継続して進めてまいります。

消防体制については、本年4月に東部分署に救急隊を1隊増隊させ、5隊体制の運用といたします。引き続き、消防体制の充実に向け消防職員の増員に努めるとともに、老朽化した消防車両の更新や救急隊員の新型コロナウイルス感染防止対策を徹底するなど、市民の安心・安全を守る体制を整備してまいります。

防犯については、犯罪の未然防止や事案発生時の早期解決を図るため、通学路等に設置する見守り防犯カメラを全ての小学校区で稼働させ、防犯体制を一層強化してまいります。

## 5 快適に過ごせる生活基盤が整備されたまち

次に、基本目標5「快適に過ごせる生活基盤が整備されたまち」について申し上げます。

道路整備については、第2次戸田市歩行者自転車道路網整備計画に基づき、安全で快適な道路空間とするため、中央通りのうち、国道17号バイパスから笹目川の間において、自転車通行空間を整備してまいります。

戸田駅周辺整備については、西口の駅前交通広場や多目的スペースを一体的に整備してまいります。

下水道事業の汚水整備については、未整備地区の早期解消に取り組んでまいります。また、災害にも耐える強靱な下水道施設の構築を目指し、布設から50年以上経過している管路等の状態を把握し、道路陥没や下水道施設の機能停止を未然に防ぐ対策を行ってまいります。

この他にも、都市マスタープランの推進、新曽中央地区の整備、美女木向田地区の住所変更、橋梁の計画的・予防的な保全、土地区画整理事業の推進、空き家対策、景観届出の事前協議による魅力ある街並みづくりや計画的な水道施設の更新整備などにも取り組んでまいります。

## 6 都市環境と自然環境が調和したまち

次に、基本目標6「都市環境と自然環境が調和したまち」について申し上げます。

公園整備については、「公園リニューアル計画」に基づき、市民との協働により、公園の賑わいと魅力を高めるよう公園を経営してまいります。また、複数の公園を一体的に管理するエリアマネジメントの考え方を取り入れ、公園管理の効率化を図ってまいります。

温暖化対策については、令和3年度から計画期間が開始する環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画に基づき、2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにする「脱炭素社会」の実現に向けて、市民や事業者とともに新たな施策を検討・実施してまいります。

災害廃棄物の処理については、大規模災害の発生を想定し廃棄物処理を適正かつ円滑に行うための「災害廃棄物処理計画」を策定いたします。

この他にも、魅力ある公園づくりや緑化事業にも取り組んでまいります。

## 7 活力にあふれ人が集い心ふれあうまち

次に、基本目標7「活力にあふれ人が集い心ふれあうまち」について申し上げます。

多様な働き方への支援については、女性をはじめ誰もが働きやすい職場環境づくりを進めていくとともに、関係機関と連携し、起業家の育成支援を強化してまいります。

地域コミュニティの活性化については、公募提案型協働事業を含んだ戸田市共創のまちづくり補助金制度を創設して、市民活動をサポートし、市民との協働による地域課題の解決を目指してまいります。

観光振興については、戸田ボートコース、彩湖・道満グリーンパークなどの地域資源を活用し、市内外の誰もが楽しめる環境の整備を進めてまいります。また、るるぶ戸田やフィルムコミッション等、市の魅力を積極的にPRすることにより、地域愛着度の向上に努めてまいります。

## 8 計画推進のために

最後に、総合振興計画を推進するための基本的な考え方について申し上げます。

まちづくりについては、「戸田市自治基本条例」に基づき市民・議会・行政の協働によるまちづくりを進めてまいります。

行財政運営については、市税の大幅な減収が見込まれておりますが、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、市民生活の安心・安全が脅かされる事態に対し引き続き対応していくため、職員の意識改革や組織の活性化を進め、スピード感を持って行政改革を推進してまいります。また、市民ニーズに即した新規事業の精査、経費の削減に取り組み、様々な行政需要に的確に対応するとともに、既存事業の抜本的な見直しや、より一層の国県補助金等の活用による財源の確保にも努めてまいります。

さらに、SDGsの達成に向け、第5次総合振興計画をSDGsの17の目標と関連付けて推進するとともに、職員の意識の向上を図り、市民や市民団体、事業者と理念を共有することにより、地域ぐるみで「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて取り組んでまいります。

## 《おわりに》

以上、令和3年度の当初予算編成方針及び主な施策の概要について申し上げてまいりました。

『このまちで良かった』みんな輝く 未来共創のまち とだ」の実現に向けて、市民の皆様並びに議員各位に、ご支援とご協力を心からお願い申し上げます。令和3年度の施政方針といたします。

## 令和3年度施政方針・教育関連総括質問について

酒井郁郎議員（戸田の会）

### 5 小中学校における「1人1台端末」の活用について（小中学校における「1人1台端末」の活用に係る現状と計画及び見通しについて）

→ 本市では、国のGIGAスクール構想に先立ち、学校のICT環境の整備に積極的に取り組んできました。そして、いよいよ来年度からは、およそ1人1台の端末環境が実現し、これまでの「共用端末」から「専用端末」となり、教育のデジタル化が一層進んでいきます。

今後も引き続き、ICTの即時性を生かした授業の効率的な運営や、学校でしかできない学びの充実に努めてまいります。子供たちが端末を日常的な文房具として自由な発想で活用するとともに、学校だけでなく、家庭での継続的な学びにも活用できるように研究してまいります。

### 6 彩湖周辺の自然の活用について（今後の彩湖周辺の自然を活用した講座等について）

→ 彩湖自然学習センターでは、彩湖周辺の豊かな自然を活かした野鳥観察や天体観測等の体験・交流型のニューツーリズムとして様々な自然体験講座を開催し、人気を博しております。

また、今年度は新たな試みとして国土交通省と連携した企画「彩湖自然体験ツアー」により、普段は入ることのできない自然保全ゾーン周辺の排水門や湖畔を見学する講座を初めて実施しました。来年度も引き続き多様な自然体験・交流型講座を開催してまいります。

また、新型コロナウイルスの感染拡大の中「北海道博物館」が提唱した、子どもたちがオンラインにより家で楽しく学べるプログラム「おうちミュージアム」にいち早く参加し、さまざまな写真・動画やぬりえ・工作コーナー等を配信しています。

今後は、新たに4K動画の撮影・編集により彩湖周辺の貴重な自然環境を配信し、学校教育や生涯学習のコンテンツを提供することで、市の魅力を積極的に広めてまいります。

三浦芳一議員（公明党）

### 4 教育政策シンクタンクについて（教育政策シンクタンクの現状と今後について）

→ 教育政策シンクタンクは、客観的根拠に基づく政策づくりや様々な科学的知見を活用した教育を推進していくために、昨年度から教育委員会に設置しています。

今年度の代表的な取組として、データ分析の知見を有する大学教授を外部アドバイザーに委嘱し意見交換を行うとともに、教育政策シンクタンク実習制度を制定し、教育政策シンクタンク研究員による実務研究のための学校訪問を実施しました。また、OECDの国際調査研究に協力し、教育政策シンクタンクの研究成果がそのレポートにも掲載されました。さらに、教師の指導や子供たちの学びをデータ化して分析するため、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングを実施しております。寄附金は、データ収集・分析に必要な環境整備等に使用させていただく予定です。

今後は、教育政策シンクタンクの研究成果を子供たちの学びに、より多く還元できるよう、着実に取組を進めてまいります。

## **本田哲議員（日本共産党戸田市議団）**

### **《7つの基本目標に沿った主な事業》から**

#### **1 子どもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち」について**

##### **(1) 「子どもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち」について**

##### **②特別支援学級を新設する学校と交通指導員の配置場所は。**

→ 令和3年度は、戸田東小学校に、知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級が各1学級、戸田東中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級が1学級新設されます。また、新曽小学校にはこれまで自閉症・情緒障害特別支援学級のみを設置でしたが、知的障害特別支援学級が1学級新設されます。

また、交通指導員につきましては、戸田東小学校の通学路上に1名を追加配置いたします。

## 令和3年第2回戸田市議会定例会（3月）教育関連一般質問及び常任委員会について

竹内正明議員（公明党）

## 2 コロナ禍における学校現場の課題について

## (1) 先生や職員の負担軽減について。

→ コロナ禍において、学校では日々の消毒、トイレ清掃や健康観察カードのチェック、毎時間の換気を行う等の感染対策に加え、オンライン学習など新たな授業形態の取組、授業時数の確保や教育課程の変更などの業務が生じました。

感染対策では、業務委託の校務員にトイレ清掃や、手すりなど多くの人に触れる場所の消毒を依頼したほか、昨年10月からはスクール・サポート・スタッフを配置することにより、感染症対策で生じた業務に対する教職員の負担軽減を図ってまいりました。

また、学校毎に、PTAや地域の方に消毒や健康観察のチェックなどの協力をいただいております。引き続き、学校と連携しながら負担軽減に努めてまいります。

## (2) 子供や保護者の相談体制について

→ 本市では、教職員が相談に対応するだけでなく、より多様な相談のニーズに応えるため、スクールカウンセラーを小学校に週2回、中学校には週1、2回、スクールソーシャルワーカーを中学校に週1回配置するなど専門性のある人材を配置しています。また、中学校にはさわやか相談員を週5回、ボランティア相談員を週2、3回配置し、日常的に様々な相談に対応できる体制を整えております。さらに、児童生徒を対象としたLINEやTwitter、FacebookによるSNS相談も開設しており、対面での相談に抵抗を感じる子供や気軽に相談したい子供などにも対応できるようにしています。

今年度当初の臨時休業期間中にも、スクールカウンセラーの配置やSNS相談の開設により、学校に登校しなくても電話やオンラインで相談できる体制を整えてまいりました。

今後も、カウンセラーとの一層の連携や教職員のカウンセリングマインドの育成を図りながら、コロナ禍においても児童生徒や保護者の心の変化をキャッチできるように、多様なニーズに応じた相談体制の構築に努めてまいります。



## 宮内そうこ議員（戸田の会）

### 1 小1プロブレムについて

#### (1) 戸田市では、小学校1年生に対して安心して学校生活を送るためにどのようなことをしているか。

→ 入学前の園児の不安な気持ちを和らげ、小学校入学に対して期待感をもつことができるよう、各小学校においては、入学前に幼稚園・保育園等の園児と1年生との交流会を行っています。今年度は、コロナ禍において、オンライン会議システムを活用した交流を行った学校もありました。また、幼稚園・保育園・小学校の連絡会を設け、小学校入学後の学校生活において、きめ細かい指導・支援を行うことができるよう、連携を図っています。

入学後は学校探検を行ったり、幼稚園や保育園で歌った歌を歌ったり、粘土を使った造形遊びをしたりするなど幼児期の学びを生かした体験的な授業を行ったり、1年生を迎える会やたてわり活動など異学年の子供との交流を行ったりしながら、一人一人が安心して学校生活に慣れていくことができるように工夫しています。

授業や生活の様子等については、各学校がフェイスブック等でこまめに情報発信し、保護者の方にも学校生活を知ってもらうことで、子供だけでなく保護者の安心につながるよう配慮しています。

#### (2) 不安を抱える子供や保護者に対して、どのような相談体制を整えているか。

→ 幼児期の遊びを通した総合的な学びから、小学校における教科等を中心とした学習への移行に際しては、その内容や進め方が大きく異なるため、特に入学当初においてこれまでの生活とのギャップを感じ、学校生活へなかなかなじむことができない子供もいると考えられます。

本市では、昨年度から全小学校に配置しているスクールカウンセラーを週2回に増員し、子供や保護者が直接、教育相談を受けられる体制を整えております。また、各学校において教育相談日を設定し、保護者が学級担任だけでなく、管理職や他学級の教師、養護教諭などと気軽に相談できるようにしております。不安や課題を抱えている子供については、教育相談部会で適切な支援を検討し、組織的な対応に努めております。教師一人一人のカウンセリングスキルについては、課題意識をもって繰り返し研修等に努めているところです。

さらに、教育センターには臨床心理士などの資格をもった教育心理専門員を土日も含め常時配置し、相談しやすい体制を整えております。

今後も小学校へ入学した子供が安心して学校生活を送り、自信をもって成長していくことができるような取組を推進してまいります。

## 野澤茂雅議員（戸田の会）

### 1 ICT 教育と GIGA スクール構想について

(1) 戸田市では、「ICT を活用した教育」に力を入れていますが、市内 18 校の小中学校におけるこれまでの事例と今後の展望についてお伺いします。

→ 本市では、国の GIGA スクール構想に先立ち、平成 30 年度より 3 学級に 1 学級分の学習者用タブレット端末を導入し、これまで 3 年間に渡り実践を積み上げてまいりました。そうした日々の実践は多岐に渡りますので、ICT の特長を踏まえ、いくつかの事例を紹介いたします。

はじめに、ICT を活用して学級全員の考えを共有する事例です。国語の授業で文章読解を行う際に、子供一人一人が自分の読み取りをデジタルノートに書き込み、教師へ提出したり、共有のドライブに保存したりすることで、全員の考えを一覧として示すことができます。また、特別支援学級においても ICT を使って共有することで、言葉だけでは曖昧な事柄の理解を助けたり、相手の表現に注目して考えたりすることができます。これにより、友達の多様な考えをもとに自らの学びを深めています。

次に、ICT の即時性を生かした事例です。道徳の授業などでそのときの気持ちについて ICT でアンケートを行うと即時的に集計が行われます。リアルタイムに集計される結果を見ながら、さらに議論を深めています。

さらに、ICT が紙に比べて動的かつ試行錯誤がしやすいという特長を生かした事例です。数学で関数のグラフを学ぶ授業では、画面上に表示した二次関数のグラフについて、式の値を変えながら、その変化の様子を考察することができます。様々な数を入力するなど、見当をつけながら学ぶことで実感を伴って理解を深めています。また、試行錯誤という点では、文章を書く際にも ICT を活用すると校正が容易であることは言うまでもありません。

この他にも、共同編集機能を使って、グループで協働して学習のまとめとなるスライド資料を作ったり、コロナ禍においてオンライン会議システムを使って外部講師による遠隔授業や、校内で密を避ける分散型授業などをおこなったりする事例もご紹介します。これらは日々の活用におけるほんの一部の事例であり、授業参観のオンライン配信や欠席連絡など、子供や保護者にとっても、教師にとっても効率的で

負担軽減にもつながる教育のデジタル化が進んでおります。

今後は、およそ一人一台の端末環境が実現し、これまでの「共用」から「専用」の端末となることから、子供たちが ICT を使いたいと思ったときに、さっと机から出して調べる、記録する、伝えることなどができるようになります。子供たちが自らの学びを深め、自立的に学ぶための文房具として、ICT の活用を推進していきたいと考えております。

また、ICT は日々進歩を続けております。今後も産官学と連携しながら最先端の学習システムなどの実証にも取り組み、令和の時代にふさわしい子供たち一人一人に個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指してまいります。

## **(2) 「ICT を活用した教育」の推進による、学校と家庭を繋ぐ学び、いわゆる「学びの連続性」の実現に向けて今後の方針をお伺いします。**

→ これまで ICT を活用した学習は、学校の共用端末を使用するために学校内にとどまっていた。しかし、この度導入する一人一台端末は家庭への持ち帰りができる運用を前提に考えています。また、インターネットを活用することにより、場所を問わず学校と家庭で継続した学びが可能になります。学びの連続性を確立することは、先ほども申しあげましたとおり、子供たち一人一人が自立的に学ぶ力の育成につながるものと考えております。

これらのことを踏まえ、学びの連続性には主に2つの視点があると考えております。

一点目は、子供たちの興味・関心に応じて発展的・個性的な学習が可能になることです。子供たちが、学校で学んだことを「もっと知りたい」「もっとやってみよう」と思ったときに、さらに追究をしたり、こだわりをもって作品を作ったりすることができるようになります。

二点目は、学校での学びを充実させる予習が可能になることです。家庭において学習の前提となる知識を、動画コンテンツなどにより予習をすることで、学校では対話や協働など今求められる学びを充実することができるようになります。また、家庭で動画等を自分のペースで繰り返し確認することで、わかるまで学習することもできます。

しかしながら、学校と家庭をつなぐ継続的な学びは御家庭の通信環境やコンテンツの機能によるところが大きくございます。今後はそうした点に配慮をしながら、学びの連続性の実現に向けて研究を進めていきたいと考えております。

## 報告事項④

### 体罰に係る実態把握について

調査対象期間 令和2年4月1日～令和2年12月31日

	1 体罰の件数	2 体罰には該当しないが、アンケートの内容から不適切と思われる指導の件数
小学校	0	0
中学校	0	0
計	0	0

**令和3年度**  
**埼玉県公立高等学校入学予定者数並びに**  
**国立・私立高等学校入学予定者数等について**

**戸田市教育委員会教育政策室**

## 令和3年3月卒業予定者の進路等について

1 在籍数 1,111名(男子 568名 女子 543名)

### 2 県立高等学校入学予定者数(587名)(52.8%)

	令和3年度	令和2年度
男子	280	316
女子	307	307
計	587	623 (56%)

### 3 私立高等学校等入学予定者数(413名)(37.2%)

	令和3年度			令和2年度		
	県内	県外	計	県内	県外	計
男子	146	81	236	150	83	233
女子	90	54	177	93	79	172
計	236	135	413	243	162	405 (36.4%)

### 4 上記以外の高等学校他入学予定者数(93名)(8.4%) R2 6.3%

	男子	女子	計
国立高校・高等専門学校	1	1	2
県外公立高校	1	3	4
高等専門学校	1	1	2
特別支援学校高等部 (県立戸田かけはし特別支援学校高等部)	7	6	13
サポート校(含通信制)・ 専修(専門)学校	33	39	72
計	43	50	93

### 5 その他の進路(18名)(1.6%) R2 1.3%

就職・家事手伝い・未定 (2次受検等)、海外	9	9	18
---------------------------	---	---	----

令和3年度埼玉県公立高等学校入学予定者数

R03. 3. 11現在  
戸田市教育委員会

I 県内公立高等学校〔全日制の課程〕

1 普通科（コース）

学校名	学科等	男	女	合計
上尾	普通	0	1	1
上尾鷹の台	普通	1	2	3
上尾橘	普通	1	1	2
	情報	0	0	0
上尾南	普通	0	2	2
朝霞	普通	0	0	0
朝霞西	普通	2	4	6
伊奈学園総合	人文	0	0	0
	理数	0	0	0
	語学	0	0	0
	スポーツ科学	0	0	0
	芸術	0	1	1
	生活科学	0	0	0
	情報経営	0	0	0
浦和	普通	4		4
浦和北	普通	3	9	12
浦和第一女子	普通		16	16
浦和西	普通	8	5	13
浦和東	普通	7	6	13
大宮	普通	9	5	14
大宮光陵	普通	1	1	2
	外国語	0	0	0
大宮東	普通	4	3	7
大宮南	普通	1	3	4
大宮武蔵野	普通	3	13	16
桶川	普通	0	0	0
桶川西	普通	0	0	0
春日部	普通	4	0	4
春日部女子	普通		1	1
川口	普通	1	4	5
川口北	普通	11	9	20
川口青陵	普通	2	1	3
川口東	普通	4	2	6
川越	普通	0	0	0
川越女子	普通		2	2
北本	普通	0	0	0
志木	普通	2	4	6
南稜	普通	27	24	51
新座	普通	3	5	8
新座柳瀬	普通	0	2	2
鳩ヶ谷	普通	4	11	15
与野	普通	19	17	36
和光	普通	6	17	23
和光国際	普通	1	2	3
蕨	普通	18	12	30
川口市立	普通	12	14	26
	スポーツ科学	0	0	0
市立浦和	普通	6	5	11
市立浦和南	普通	16	14	30
市立大宮北	普通	0	2	2
市立川越	普通	0	1	1
越谷北	普通	0	0	0
越谷南	普通	0	2	2
越谷東	普通	0	1	1
富士見	普通	1	0	1
庄和	普通	0	1	1
久喜	普通	0	2	2
深谷第一	普通	1	0	1
川越南	普通	0	0	0
熊谷女子	普通		1	1
① 普通科計		182	228	410

2 農業に関する学科

学校名	学科	男	女	合計
鳩ヶ谷	園芸デザイン	2	1	3
熊谷農業	生物生産工学	1	0	1

3 工業に関する学科

学校名	学科	男	女	合計
浦和工業	電気	1	0	1
	機械	8	0	8
	設備システム	6	0	6
	情報技術	1	0	1
大宮工業	機械	0	0	0
	電気	0	0	0
	建築	0	2	2
	電子機械	1	0	1
川口工業	機械	2	2	4
	電気	0	0	0
	情報通信	0	0	0
越谷総合技術	電子機械	0	0	0
	情報技術	1	0	1
新座総合技術	電子機械	0	0	0
	情報技術	0	0	0
	デザイン	0	1	1
川越工業	電気	0	0	0
	化学	1	0	1

4 商業に関する学科

学校名	学科	男	女	合計
上尾	商業	0	0	0
浦和商业	商業	23	14	37
	情報処理	7	3	10
大宮商業	商業	0	3	3
越谷総合技術	流通経済	0	0	0
	情報処理	1	0	1
新座総合技術	総合ビジネス	0	0	0
鳩ヶ谷	情報処理	4	5	9
岩槻商業	情報処理	1	0	1

5 家庭に関する学科

学校名	学科	男	女	合計
鴻巣女子	保育		1	1
	家政科学		0	0
越谷総合技術	服飾デザイン	0	1	1
	食物調理	0	0	0
新座総合技術	服飾デザイン	0	0	0
	食物調理	2	0	2

6 その他の専門学科

学校名	学科	男	女	合計
常盤	看護	0	2	2
南稜	外国語	1	2	3
和光国際	外国語	1	4	5
蕨	外国語	1	2	3
大宮光陵	美術	1	0	1
	音楽	0	2	2
	書道	0	0	0
芸術総合	美術	0	0	0
	音楽	0	0	0
	映像芸術	0	0	0
	舞台芸術	0	0	0
大宮東	体育	0	2	2
ふじみ野	スポーツサイエンス	0	0	0
大宮	理数	0	1	1
川口市立	理数	0	0	0
大宮北	理数	1	0	1
いずみ	生物系	3	4	7
	環境系	0	1	1
松伏	音楽	0	2	2
②専門学科計(2~6)		70	55	125



## 7 総合学科（全日）

学校名	学科	男	女	合計
川越総合	総合	0	1	1
③総合学科計		0	1	1

## II 県内公立高等学校〔定時制の課程〕

学校名	学科等	男	女	合計
上尾	普通	0	0	0
浦和	普通	0	0	0
浦和第一女子	普通		1	1
大宮工業	工業技術	0	0	0
大宮商業	普通	0	0	0
	商業	0	0	0
大宮中央	普通	1	0	1
川口工業	工業技術	0	0	0
戸田翔陽	I	14	8	22
	II	9	8	17
	III	4	6	10
吉川美南	I	0	0	0
	II	0	0	0
川口市立	総合	0	0	0
④定時制の課程計		28	23	51
⑤普通科+専門学科+総合学科+定時		280	307	587

令和3年3月中学校卒業予定者の国立・私立高等学校入学予定者数

R03.3.11現在

国立高校				県外私立男子校		県外私立共学校			
高校名	男子	女子	合計	高校名	男子	高校名	男子	女子	合計
筑波大学附属坂戸高等学校		1	1	日大豊山	6	青山学院	2	0	2
筑波大学付属高等学校	1		1	早大高等学院	3	郁文館グローバル	0	1	1
<b>国立合計</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>県外私立男子校合計</b>	<b>9</b>	京華商業	0	1	1
県内私立高校				県外私立女子校		國學院	2	0	2
高校名	男子	女子	合計	高校名	女子	駒込	1	0	1
浦和学院	7	10	17	安部学院	3	駒澤大学高	0	0	0
浦和美業	28	11	39	北豊島	1	駒場学園	0	1	1
浦和麗明	11	9	20	慶應義塾女子	1	桜丘	6	4	10
叡明	6	2	8	十文字	3	淑徳	0	3	3
大宮開成	5	8	13	女子美術大付	1	淑徳巣鴨	1	3	4
開智	3	0	3	瀧野川女子学園	3	昭和鉄道	1	0	1
川越東	7	0	7	東京家政学院	1	順天	5	1	6
慶応義塾志木	2	0	2	東京家政大学付属女子	10	城西大学附属城西	2	0	2
国際学院	3	0	3	東洋女子	3	駿台学園	2	0	2
埼玉栄	15	7	22	日女体大付属二階堂	1	成立学園	13	16	29
埼玉平成	2	0	2	日大豊山女子	4	大東文化第一高	9	5	14
栄北	3	0	3	日本体育大学桜華	1	中央大学杉並	3	1	4
栄東	1	2	3	西南学院	1	中央大附属	0	2	2
狭山ヶ丘	1	0	1	<b>県外私立女子校合計</b>	<b>33</b>	帝京	2	1	3
秀明栄光	11	2	13			東海大付属高輪台	2	0	2
淑徳与野	0	11	11			東京成徳大学高	2	1	3
正智深谷	0	2	2			東洋大学京北	2	3	5
昌平	0	0	0			豊島学院	1	3	4
城北埼玉	3	0	3			文教大学付属	1	0	1
西武学園文理	1	0	1			法政大学高	0	1	1
西武台	3	4	7			堀越	1	0	1
東京農大三	3	0	3			武蔵野	2	0	2
東邦音楽第二	0	1	1			武蔵野大附千代田	0	2	2
獨協埼玉	1	1	2			明治学院	1	0	1
花咲徳栄	0	0	0			桐生第一	1	0	1
東野	0	0	0			明秀学園日立	1	0	1
武南	17	13	30			國學院久我山	2	0	2
星野	0	3	3			国際基督教大学	0	1	1
細田学園	6	4	10			二松學舎大学附属	0	1	1
山村学園	1	0	1			明治学院東村山	1	0	1
山村国際	1	0	1			法政大学第二	1	0	1
立教新座	1	0	1			八王子学園八王子	1	0	1
早大本庄	3	0	3			米子北	1	0	1
清和学園	1	0	1			つくば秀英	1	0	1
<b>県内私立共学等合計</b>	<b>146</b>	<b>90</b>	<b>236</b>			帝京安積	1	0	1
						日大三	1	0	1
						専修大附属	1	1	2
						芝浦工業大学附属	1	0	1
						成城学園	0	1	1
						立正大学附属立正	1	0	1
						中央学院	2	0	2
						矢板中央	1	0	1
						作新学院	1	0	1
						日本航空	1	0	1
						松蔭	0	1	1
						常総学院	1	0	1
						<b>県外私立共学等合計</b>	<b>81</b>	<b>54</b>	<b>135</b>
						<b>県外私立高校合計</b>	<b>90</b>	<b>87</b>	<b>177</b>
						<b>私立高校合計</b>	<b>236</b>	<b>177</b>	<b>413</b>

## 図書館サービス一部休止の延長について

### 1 期間

変更前 令和3年1月12日(火)から3月7日(日)まで

変更後 令和3年1月12日(火)から3月21日(日)まで

### 2 理由等

緊急事態宣言が延長されたことを受け、開催された戸田市新型コロナウイルス対策本部会議において、3月21日(日)まで原則休館し、窓口業務のみ実施することの延長が決定されたため。

### 3 対象施設名

戸田市立図書館全館

(中央図書館、上戸田分館、下戸田分室、美笹分室、下戸田南分室、戸田公園駅前配本所)

※上戸田分館は、閉館時間を午後9時30分から午後8時に変更

### 4 利用できるサービス

- ・予約した資料の受け取り(貸出)
- ・資料の返却(JR3 駅の返却ポストも利用可)
- ・資料の予約、リクエスト
- ・貸出券発行、更新登録、パスワード発行
- ・ホームページでの予約の受付、変更、取消
- ・電子図書館

### 5 利用できないサービス

- ・資料の閲覧
- ・座席の利用
- ・自動貸出機の利用 ※中央図書館、上戸田分館
- ・利用者端末機の利用
- ・レファレンス申込み(電話・窓口) ※中央図書館
- ・レファレンス申込み(ホームページ)
- ・図書館資料の複写(コピー) ※中央図書館、上戸田分館
- ・データベースの利用 ※中央図書館

### 6 周知方法

ホームページ、館内掲示等

## 報告事項⑦

### 少年自然の家売却一般競争入札の結果について

- 1 落札候補者名 学校法人柏木学園 理事長 柏木照正  
神奈川県大和市深見西4-4-22
- 2 入札価格 35,000,000円  
(入札最低価格 31,300,000円)
- 3 契約予定日 令和3年4月9日

# 戸田市版 リカレント教育

人生100年時代。  
学歴ではなく、最新の学習歴を  
更新し続ける社会へ。



# 戸田市で展開する リカレント教育

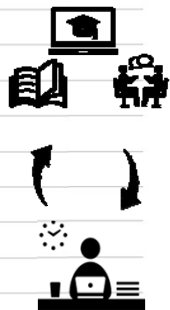
市民意識調査の分析から、戸田市ならではの地域特性を踏まえ、特に若い世代や学び直したい世代に向けて、「戸田市版リカレント教育」を提供します。

## リカレント教育とは？

リカレント (recurrent) とは、「循環、回帰」を意味します。  
リカレント教育 (学び直し) とは、社会人になってからも、学校などの教育機関に戻り学習し、再び社会へ出ていくことを生涯にわたり続けることができる教育システムのことを指します。

「学習」は学校教育だけで完結するものではありません。日々大きく変化し続ける社会に適応するために、新たに必要な知識やスキルを身に付けたり、機械やAIでは対応できない創造性や企画力、感性を養うなど、社会に出た**大人だからこそ学び続ける**ことが求められています。また、**人生100年時代**を生き抜くうえでは、運動や芸術などの趣味をはじめ、興味のある分野を学び続けるなど、生きがいを持つことが特に重要です。

学び直しの意義は、学習を通して得たことを家庭や地域社会、そして自分自身に還元しながら循環させていくことです。地域社会全体で「学び直し」を支える仕組みづくりを行っていきことが求められています。



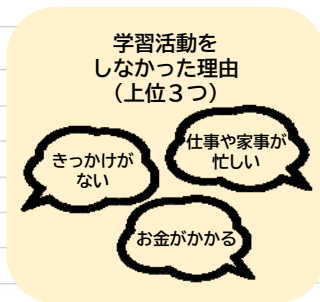
## 戸田市の特徴

戸田市民の平均年齢は**41.1歳**と**県内1位の若さ**。(2020年1月時点)  
区画整理を中心とした都市開発が進んでいることに加え、子育て支援や教育環境の充実に注力していることも後押しして、**子育て世代を中心に人口が増加**しています。電車等で市外へ通勤し働きながら、子育てをする忙しい日々を送っている人が多いという、戸田市ならではの**特徴**があります。



## 学習活動をしている人は、年々減少。 その理由は「忙しさ」と「きっかけのなさ」

戸田市民の生涯学習に関する考えを明らかにするため、2020年に市民意識調査を実施しました。調査結果からは、現在学習活動をしている人は**40.5%**で、年々減少傾向にあり、理由として「仕事や家事の忙しさ」や「きっかけのなさ」があることが分かりました。このことから、学習時間を割くことが難しい市民に向けて、**働きながら学べる環境を整える**必要があります。



## 20~30代の若い女性ほど、 学び直しへの意欲が高い

「新たに学び直したいことがある」という市民の割合は、**20~30代の女性で特に高**なっています。また、特に力を入れて学びたいこととして、**仕事のキャリアアップ**につながるものについてニーズが高いことがわかります。

特に力を入れて学びたいこと	
1位	職業上必要な知識・技能に関すること
2位	趣味に関すること
3位	体力づくり・スポーツ

出典：戸田市生涯学習に関する市民意識調査報告書(2020)

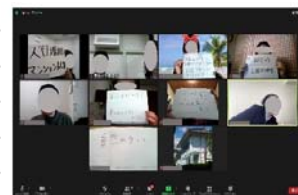
## リカレント教育推進に向けた学びのコンテンツ

仕事や家事に忙しい日々のなかでも、学習を始められるきっかけづくり

インターネットを活用した講座の配信により、場所や時間を選ばず学習できるように

オーディオブック等の音声配信サービスの活用による「聴く学び」の提供

戸田市電子図書館  
電子図書館の拡充により、読書をより身近に



「働きながら学び続ける」を可能にする仕組みづくり



「最先端の知の資源」の活用



女性の学び直しへのニーズにこたえる

平日夜間や土日に開催する講座を増やし、社会人の方々が参加しやすい工夫をします。講座のオンライン配信や、市公式YouTubeでの動画公開等を行い時間や場所を選ばず学べる環境を整えます。(写真：令和2年度サポーター養成講座 (zoom開催))

大学と連携し、最先端の高度な学術研究に触れる機会を提供します。連携大学：青山学院大学・埼玉大学・岐阜女子大学 (写真：令和2年度埼玉大学連携講座「感染症と数学」)

女性の就職・再就職支援・ひとり親向けの学習支援に関する講座や、ニーズの高い語学や資格等に関する講座の実施を目指します。(写真：令和元年度に実施した女性向けセミナー(経済政策課))

## リカレント教育推進に向けた調査・研究等

### 「学び直し」の普及に向けた情報発信、調査研究

音声配信サービス等、すきま時間で学べるコンテンツの拡充に向けた調査研究や、リカレント教育への市民ニーズの調査・分析、効果検証を行います。

### 継続的な学習を支援する学習記録に関する調査研究

学習記録の可視化、蓄積や活用により、継続的な学びにつなげる学習記録ツールに関する調査研究を行います。

### ICTと対面型を組み合わせたハイブリッドな学びの実現

文化・芸術に関する映像を活用した講座や、インターネットを活用した講座の配信を進めます。また、公民館等を活用し、対面だからこそできる体験型講座を実施することで、個別のニーズに応じたハイブリッドな学びの実現を目指します。

# 公民館の今後のあり方について

## 1 経緯

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として設置されました(社会教育法第20条、21条)。

本市においては、福祉センターとの複合施設として、「下戸田公民館」「美笹公民館」「新曾公民館」が市直営により運営されており、職員は、福祉総務課(福祉センター担当)の所属で、生涯学習課(公民館担当)を兼務しています。なお、「上戸田公民館」は平成27年に閉館し、「上戸田地域交流センター あいパル」として、指定管理者により運営されています。

平成30年12月21日付の中央教育審議会の「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」の答申では、社会教育は、個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割があるとし、公民館に求められる役割として、地域の学習拠点としての役割、地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点となることへの期待が示されました。

公民館を取りまく環境は、開設当初(下戸田公民館：昭和51年度、美笹公民館：昭和51年度、新曾公民館：昭和52年度)に比べて、現在は、新型コロナウイルス、超高齢社会及びデジタル化の普及など、社会が大きく変化しており、これに伴い、様々な課題が生じ、また、新たな可能性が広がっております。人生100年時代、最終学歴ではなく、最新学習歴を自慢でき、人生百年を生きし切る「第2世代の公民館」の構築に向け、公民館の今後のあり方について示すものです。

## 2 公民館の課題(令和2年9月・公民館運営審議会)

- ①限られた地域住民の交流の場として利用されている。
- ②若年層の利用が少ない。
- ③公民館育成サークルが減少傾向にある。
- ④講座の企画に対して、参加者の偏りがある。
- ⑤地元の学校や町会などの地域との連携が十分ではない。
- ⑥市民の生活課題や地域課題の解決につながる仕組みが十分に構築されていない。
- ⑦学習者の相談に応じ、学習活動の支援を行う体制が不十分である。
- ⑧地域人材を活用する仕組みが十分に構築されていない。
- ⑨公民館講座で学んだ成果を市民が地域へ還元できる仕組みが不十分である。

### 3 今後の公民館のあり方について

生涯学習に関する市民意識調査（令和2年9月）及び第5次戸田市生涯学習推進計画（令和3年3月策定予定）に基づき、市民の声を反映させた公民館を目指すべく、課題を解決する対応策を示し、本市の今後の公民館のあり方の方針といたします。

#### ①地域住民の交流の場

公民館が、地域住民の交流の場・憩いの場として日常的に利用されるためには各公民館の特性を考慮しつつ、ロビー、談話ができるスペースや多世代交流のできるスペースがあり、広く市民に開放されていることが大切です。そのため、誰もが気軽に立ち寄り、集い語り合うことができるよう、環境整備を図ってまいります。また、市民の地域活動における各種集会の場として活用されるように努め、各種団体や機関との連絡調整を図り、施設利用の向上を目指してまいります。さらに、公民館だよりで地域のニュースを取り上げるなど、公民館に愛着を持ってもらうように努めてまいります。

#### ②若年層の利用促進

若年層に多く利用してもらうためには、若者が魅力を感じるような施設運営や講座を実施することが重要です。そのため、児童・生徒の作品展示、学校と連携した事業の実施、オンライン講座を含めた若者向けの内容の講座の実施及び世代間の交流事業の実施などを検討してまいります。

#### ③サークル支援の強化

公民館育成サークルが活性化することで、公民館全体の活性化にもつながります。そこで、サークルの活動について市ホームページや公民館だよりなどで紹介することや、サークル活動をお試しで参加できる「サークル体験会」を実施することなどにより、サークル支援の強化を図り、サークルの活性化につなげてまいります。

#### ④市民のニーズをとらえた講座の実施

公民館講座の参加者は、高齢化・固定化の状況が見受けられます。そのため、今まで公民館講座になじみがなかった人たちを講座に呼び込むことが重要です。そこで、受講してみたいくなるような魅力的な講座の設定、講座の対象とする層が受講しやすい講座開催時間の設定など、市民のニーズに合わせた講座の実施に努めてまいります。

#### ⑤地域との連携強化

公民館運営をするうえで、地元の学校や町会など、地域との連携は公民館の活性化や地域力の向上も期待でき、非常に重要です。そこで、児童・生徒の作品展示や、公民館まつりでの児童・生徒の積極的な参加及び町会との協働などを働きかけてまいります。地域との関係を有機的なものにすることを目指し、常日頃から地域との情報交換や地域のイベントなどへの協力に努め、積極的に地域との連携強化を図ってまいります。

#### ⑥生活課題や地域課題の解決につながる仕組みの構築

市民の生活課題や地域課題の解決につなげていくことは、公民館の社会的役割として非常に重要な部分を担っています。常日頃から地域課題や地域のニーズを把握することに努め、地域課題をテーマとした講座やイベントを実施してまいります。それにより、市民自ら地域課題を解決する行動の実施につながることを期待できます。その先にある、生活課題や地域課題の解決につながる仕組みの構築に向け、努めてまいります。

#### ⑦学習活動の支援強化

学習者の相談に応じたり、学習活動の支援を行ったりすることは、学習者の効用を満たし、さらなる学習活動の追及につながることを期待できます。公民館職員は自らが研鑽を積むとともに、日常的に様々な行政機関・関係団体・教育機関の情報収集に努め、また各所とパイプを作っておくことに加え、専門人材の活用も含め、相談体制の拡充を図ってまいります。

#### ⑧地域人材の活用

地域社会には様々な分野における専門家や潜在的な有志指導者が存在しています。その方々は地域の指導者として活動し、公民館活動の充実を図るために極めて重要です。地域人材の情報を常日頃から地域住民と共有することや、市で管理する各種人材リストを活用するなどし、地域の人を講座の講師や公民館活動の指導者として登用することを検討してまいります。このようなことなどを通し、地域リーダーの育成の強化を図ってまいります。

#### ⑨学習の成果の地域への還元

公民館講座で学んだ成果を市民が地域へ還元することは、地域の発展にもつながり、地域の学習拠点としての公民館の役割の本旨であると考えられます。そのため、ボランティア養成講座の実施、地域文化を創造する事業、地域連帯感を強める事業など、学習の成果をボランティア活動や地域活動につなげられるような公民館事業の実施を検討してまいります。



#### ⑩リカレント教育（学び直し）の推進

生涯学習に関する市民意識調査（令和2年9月）では、若年層に学び直し意欲が高く、資格取得につながる講座や、職業上必要な知識・技能に関する学びについてニーズが高いことがわかりました。これらを踏まえ策定された「戸田市版リカレント教育の方針」に基づき、公民館講座では、資格や語学等に関する講座の充実や、オンライン講座など、多様な現役世代のニーズに即した講座を実施してまいります。

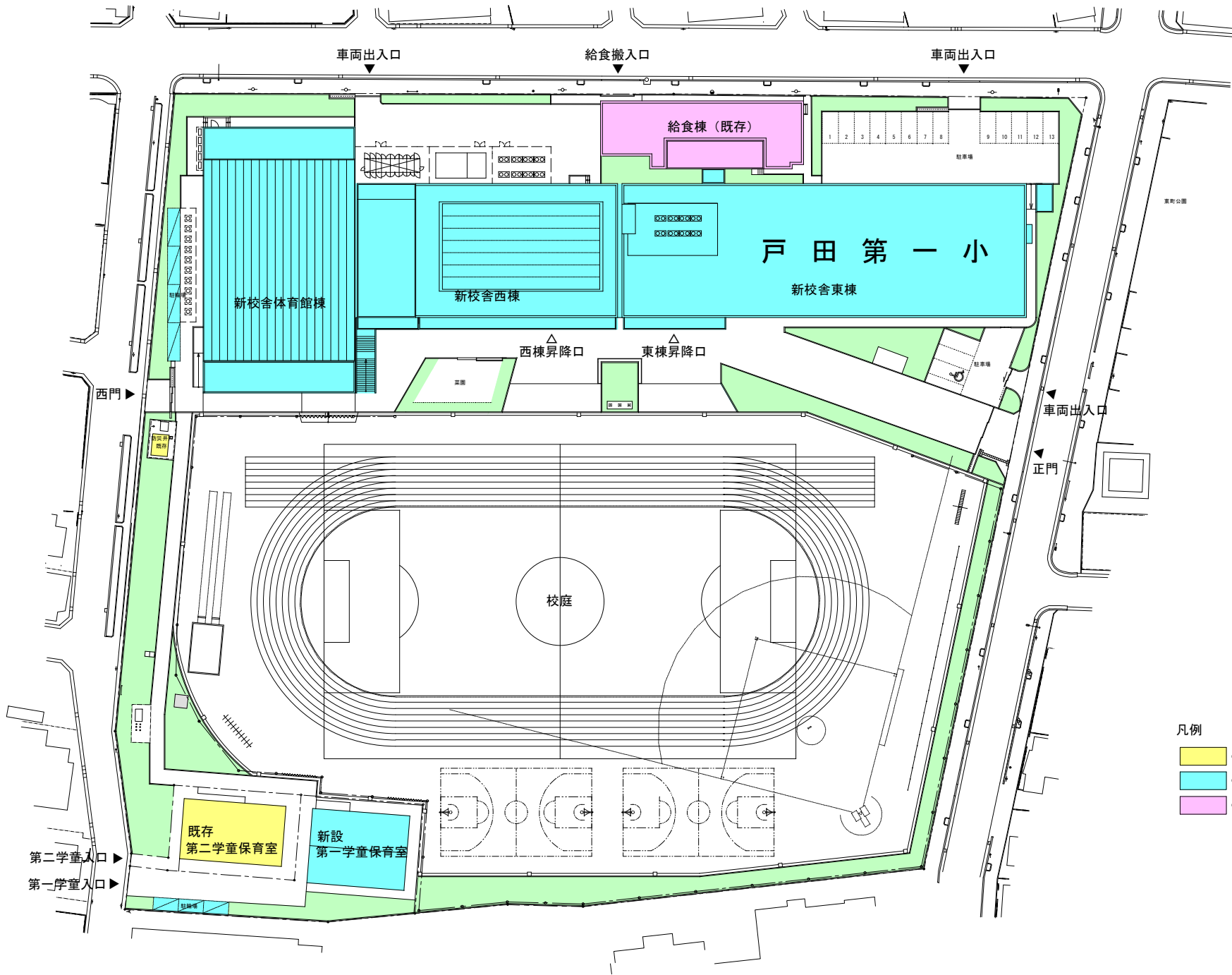
#### ⑪第2世代の公民館の構築

Society 5.0 への変革は、新型コロナウイルスを契機に、さらに進みました。地域の学びの拠点である公民館も、対面とオンラインを有機的に融合させた「ハイブリット型」へと転換することで、オンラインで得た気付きや人脈をリアルな地域の中で生かす「学びとつながりのプラットフォーム」を目指し、第2世代の公民館を構築してまいります。

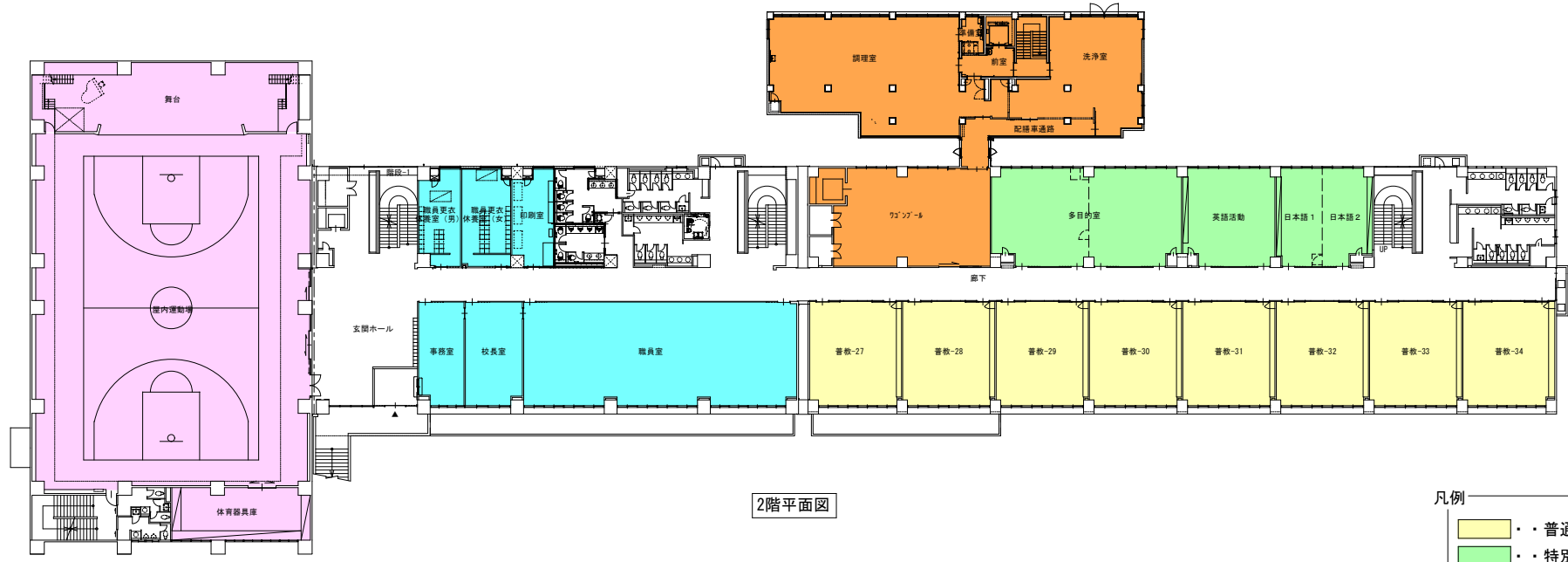
また、第2世代の公民館を象徴するような事業として、産官学民の知のリソースを活かした講座を実施してまいります。

※Society 5.0（ソサエティ5.0）とは、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、新たな未来社会のこと。

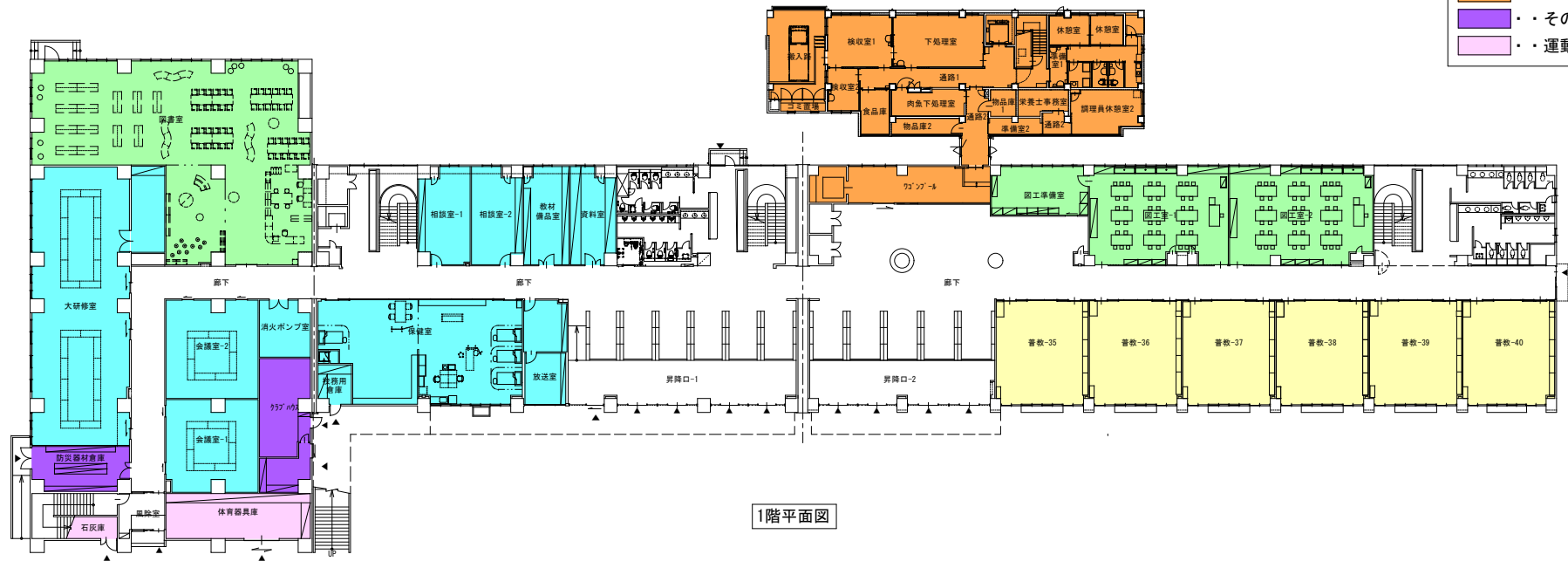


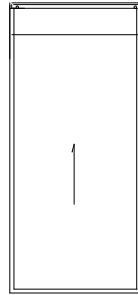


- 凡例
- ・ ・ 既存建物
  - ・ ・ 新築建物
  - ・ ・ 改修建物



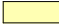
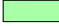




- 凡例
- 普通教室
  - 特別教室等
  - 管理諸室
  - 給食エリア
  - その他
  - 運動場等

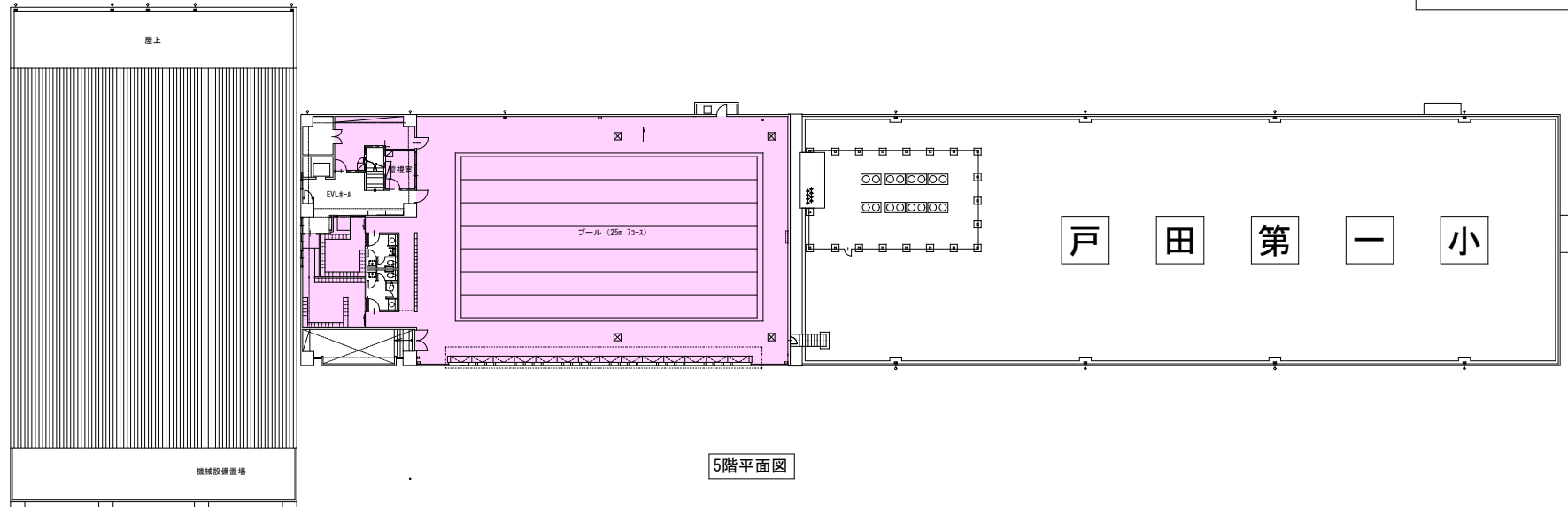




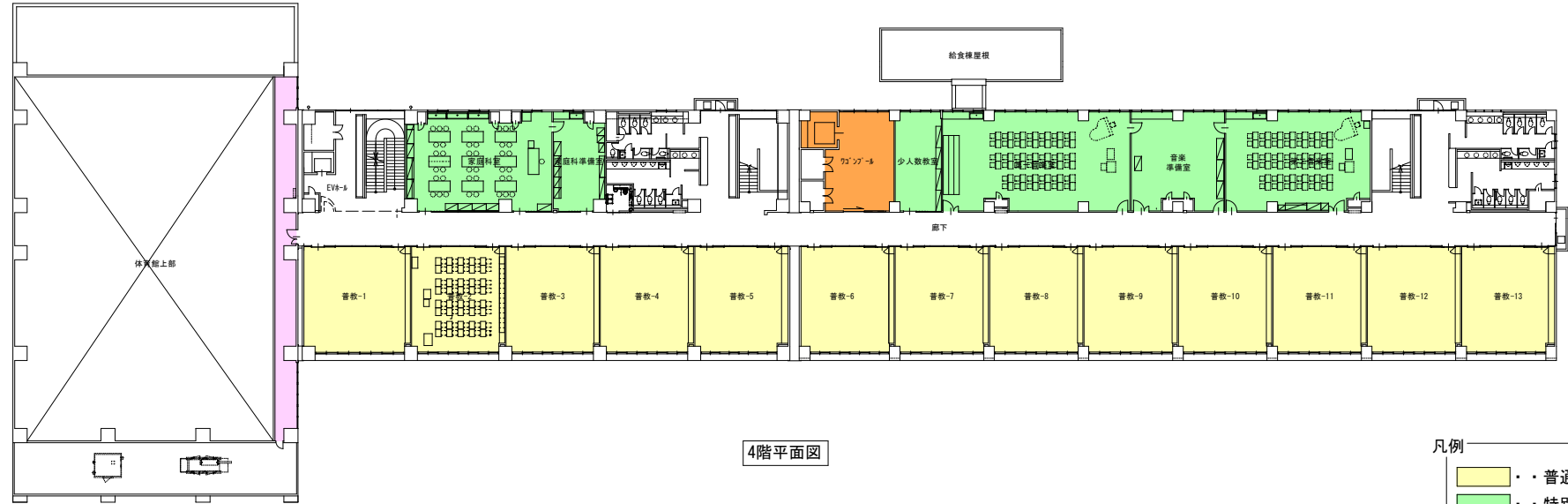
R階平面図

凡例

	・普通教室
	・特別教室等
	・管理諸室
	・給食エリア
	・その他
	・運動場等



5階平面図



4階平面図

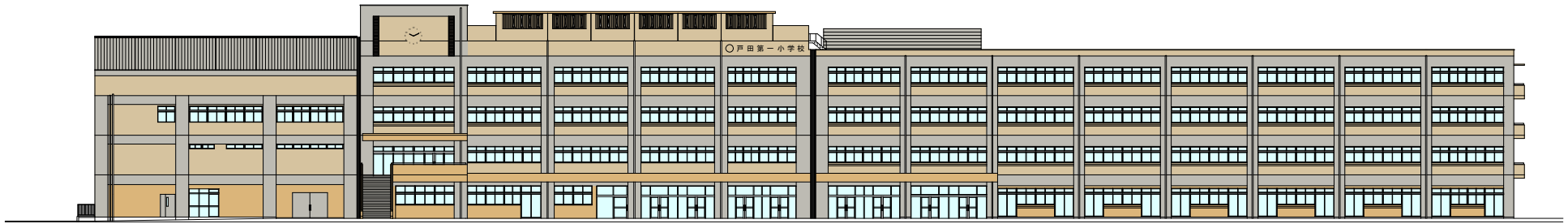
- 凡例
- 普通教室
  - 特別教室等
  - 管理諸室
  - 給食エリア
  - その他
  - 運動場等



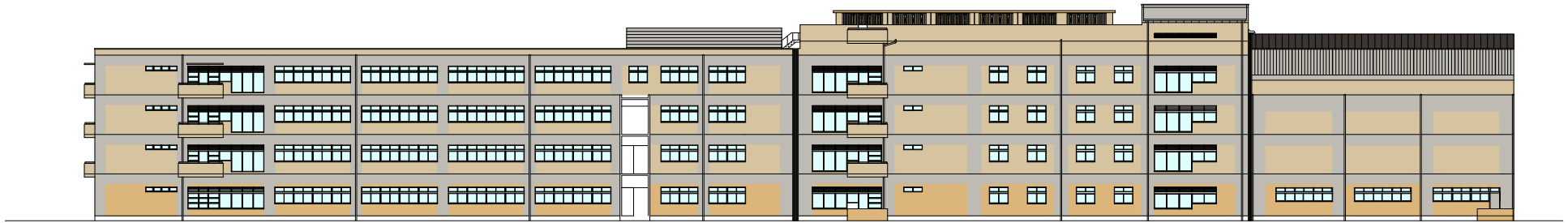
3階平面図



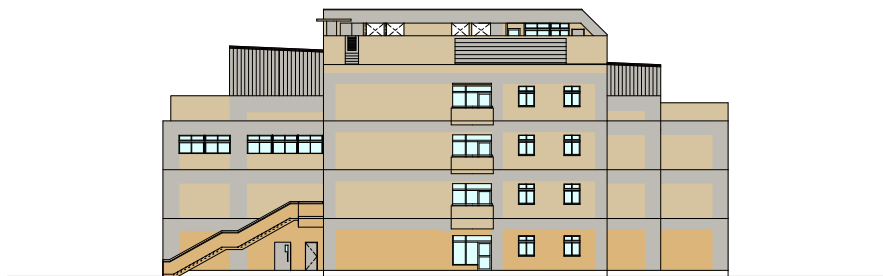




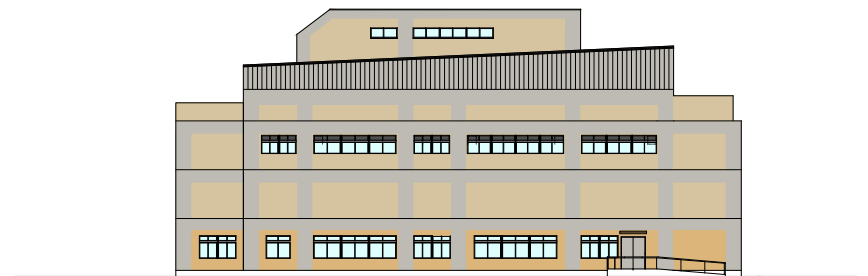
南側立面图



北側立面图



東側立面图

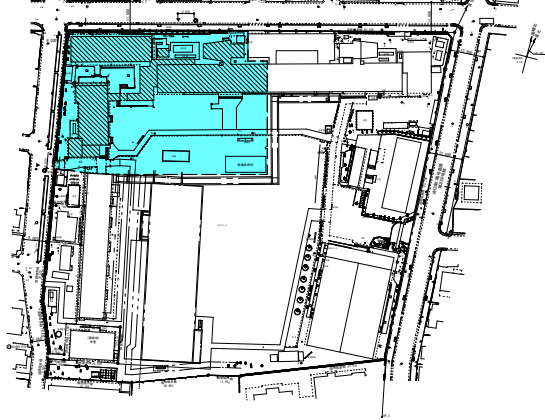


西側立面图

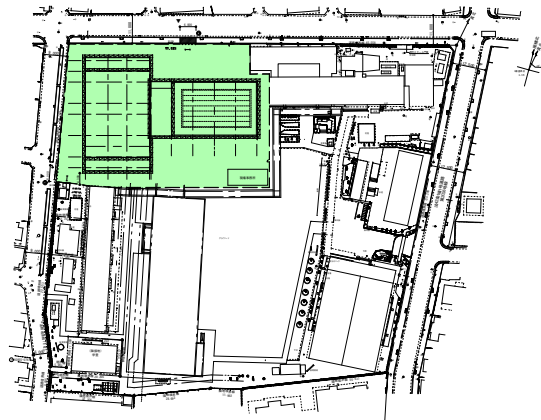
工事手順図

令和3年度					令和4年度					令和5年度					令和6年度				
月	4	67	910	121	34	67	910	121	34	67	910	121	34	67	910	121	3		
			■西校舎、北校舎、管理教室棟（西）、外構解体工事 手順1				■新校舎（体育館棟、西棟）新築工事 手順2												
									■管理教室棟（東）、特別教室棟、外構解体工事 手順3										
										■新校舎（東棟）新築工事 手順4									
									■既存給食調理場改修工事 手順3										
															■屋内運動場等解体工事 手順5				
																■校庭整備工事 手順6			
																	■第一学童保育室新築工事 手順6		

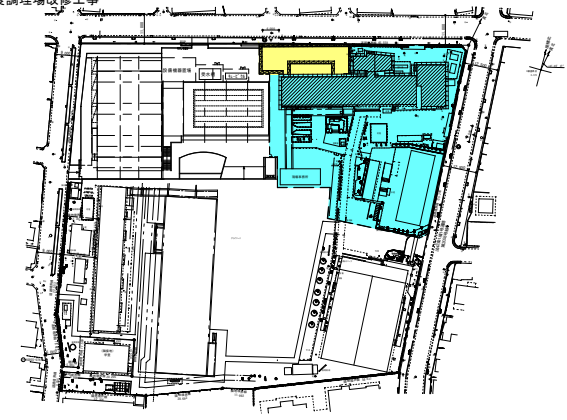
手順1  
■西校舎、北校舎、管理教室棟（西）、外構解体工事



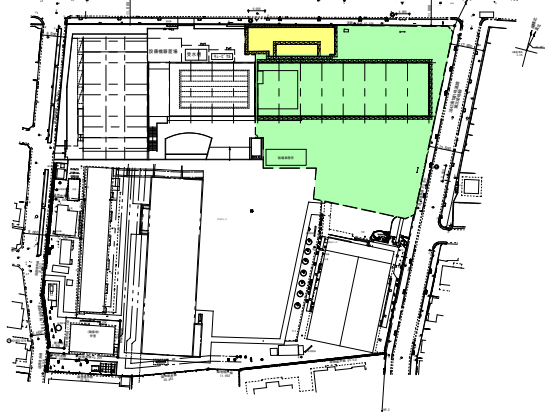
手順2  
■新校舎（体育館棟、西棟）新築工事



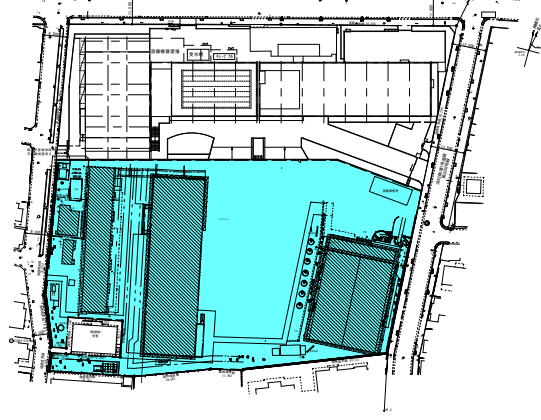
手順3  
■管理教室棟（東）、特別教室棟、外構解体工事  
■既存給食調理場改修工事



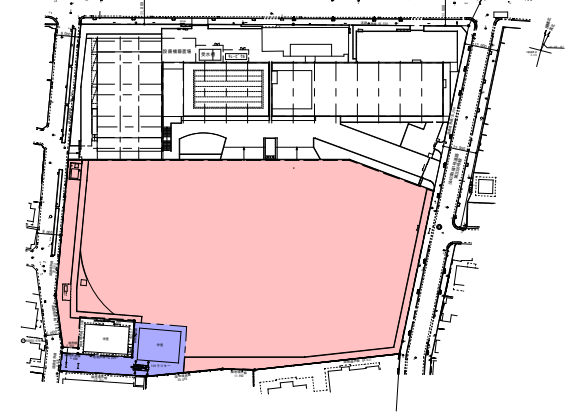
手順4  
■新校舎（東棟）新築工事  
■既存給食調理場改修工事（続き）



手順5  
■屋内運動場等解体工事



手順6  
■校庭整備工事  
■第一学童保育室新築工事





新曽小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事の実設計について

16



イメージ図



# 1 階平面図

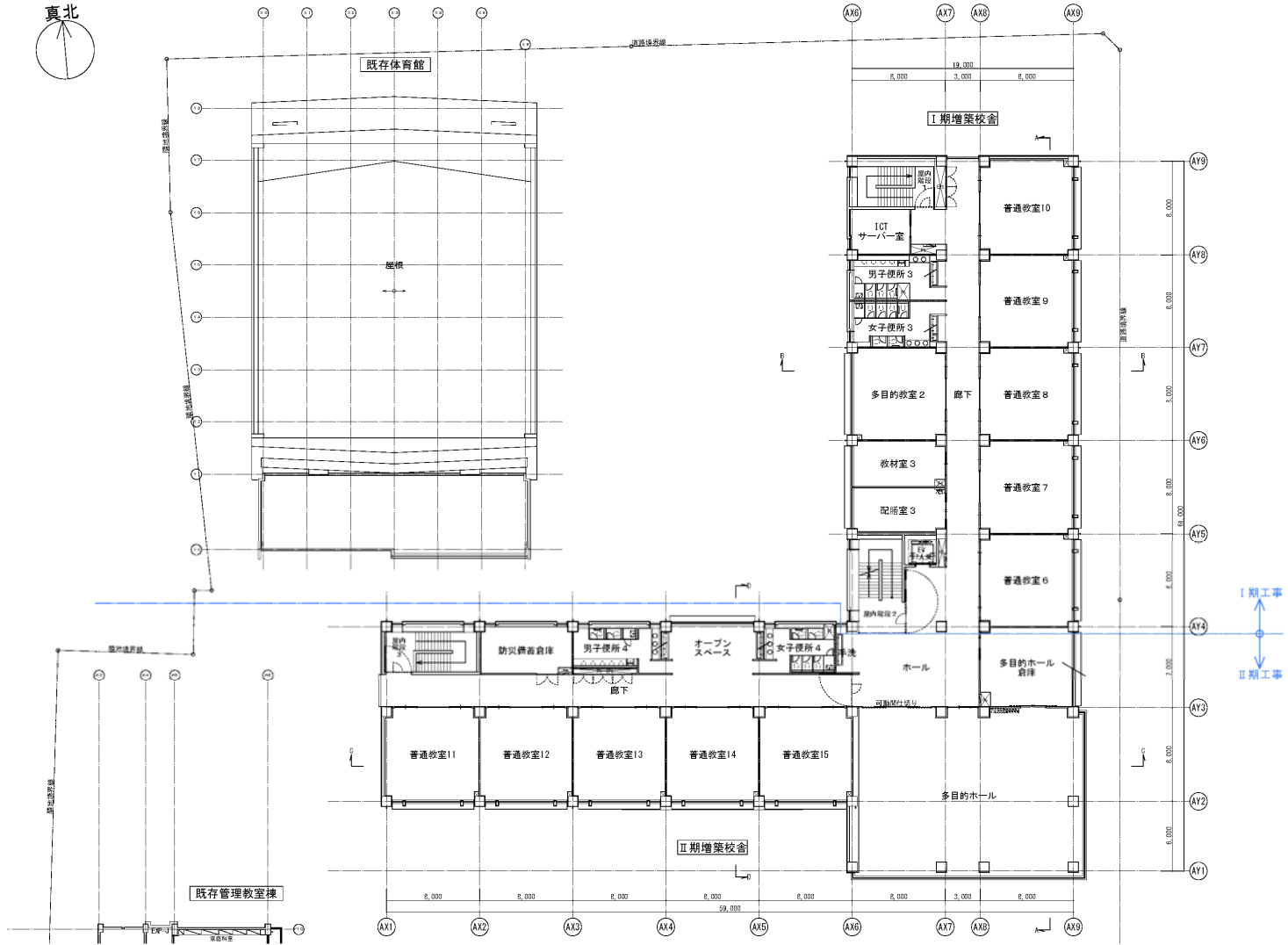


# 2階平面図

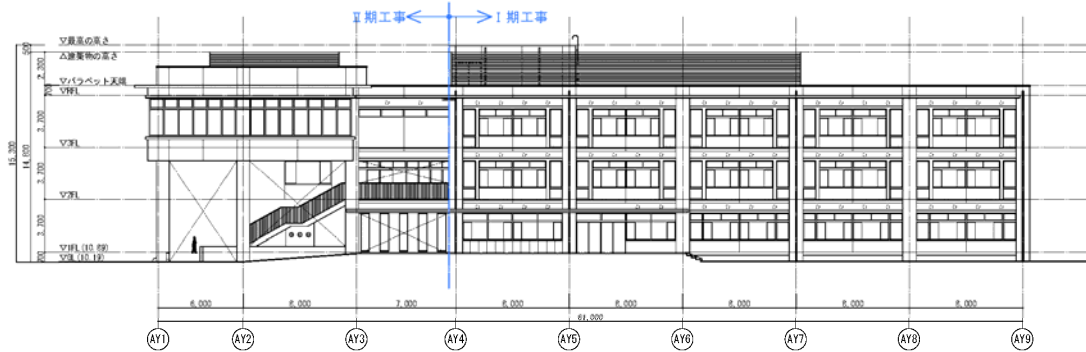




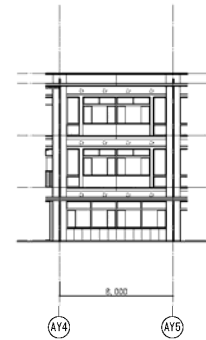
# 3階平面図



# 立面图



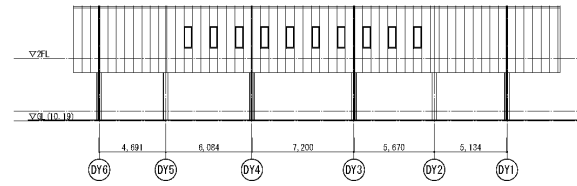
増築校舎棟 東側立面図



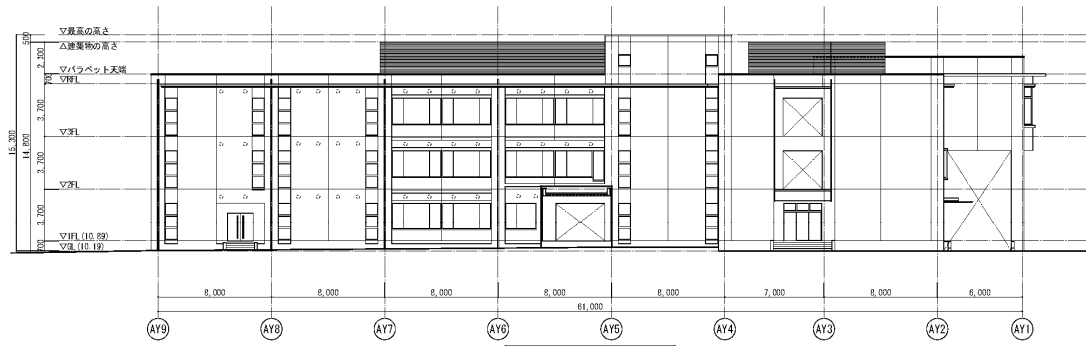
AY4~5間 改修後 東側立面図



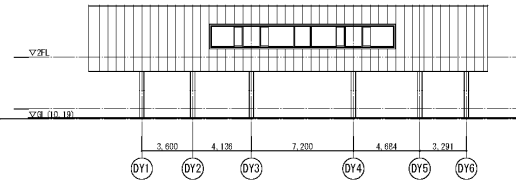
増築校舎棟 南側立面図



渡り廊下1 北西側立面図



増築校舎棟 西側立面図



渡り廊下1 南東側立面図



